青森大学自己点検・評価
報告書(平成 27 年度)

平成 28(2016)年　6 月

青森大学

－　目　次　－

自己点検・評価の趣旨 1
Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 2
青森大学の建学の精神 2
青森大学の使命・目的 2
青森大学の基本理念 2
青森大学の個性・特色等 3
Ⅱ．沿革と現況 3
1．本学の沿革 3
2．本学の現況 5
Ⅲ．使命・目的等 7
Ⅲ－1　使命・目的及び教育目的の明確性 7
（1）Ⅲ－1 の現状 7
Ⅲ－1－①　意味・内容の具体性と明確性について 7
Ⅲ－1－②　簡潔な文章化について 9
（2）現状の評価 10
（3）将来の展望 10
Ⅲ－2　使命・目的及び教育目的の適切性 11
（1）Ⅲ－2 の現状 11
Ⅲ－2－①　個性・特色の明示について 11
Ⅲ－2－②　法令への適合について 13
Ⅲ－2－③　変化への対応について 14
（2）現状の評価 15
（3）将来の展望 15
Ⅲ－3　使命・目的及び教育目的の有効性 16
（1）Ⅲ－3 の現状 16
Ⅲ－3－①　役員、教職員の理解と支持について 16
Ⅲ－3－②　学内外への周知について 17
Ⅲ－3－③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映について 18
Ⅲ－3－④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について . 19
（2）現状の評価 21
（3）将来の展望 21
Ⅲ．使命・目的等に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 22
Ⅳ．学修と教授 23
Ⅳ－1　学生の受入れ 23
（1）Ⅳ－1 の現状 23
Ⅳ－1－①　入学者受入れの方針の明確化と周知について 23
Ⅳ－1－②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について 24

Ⅳ－1－③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について 28
（2）現状の評価 29
（3）将来の展望 29
Ⅳ－2　教育課程及び教授方法 31
（1）Ⅳ－2 の現状 31
Ⅳ－2－①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化について 31
Ⅳ－2－②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について 33
（2）現状の評価 36
（3）将来の展望 36
Ⅳ－3　学修及び授業の支援 38
（1）Ⅳ－3 の現状 38
Ⅳ－3－①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実について 38
（2）現状の評価 44
（3）将来の展望 44
Ⅳ－4　単位認定、卒業・修了認定等 45
（1）Ⅳ－4 の現状 45
Ⅳ－4－①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について 45
（2）現状の評価 49
（3）将来の展望 49
Ⅳ－5　キャリアガイダンス 50
（1）Ⅳ－5 の現状 50
Ⅳ－5－①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備について 50
（2）現状の評価 62
（3）将来の展望 62
Ⅳ－6　教育目的の達成状況の評価と有効活用 64
（1）Ⅳ－6 の現状 64
Ⅳ－6－①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について 64
Ⅳ－6－②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効活用について 66
（2）現状の評価 67
（3）将来の展望 68
Ⅳ－7　学生サービス 69
（1）Ⅳ－7 の現状 69
Ⅳ－7－①　学生生活の安定のための支援について 69
Ⅳ－7－②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について 72

（2）現状の評価 72
（3）将来の展望 72
Ⅳ－8　教員の配置・職能開発等 73
（1）Ⅳ－8 の現状 73
Ⅳ－8－①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置について 73
Ⅳ－8－②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについて 74
Ⅳ－8－③　教養教育実施のための体制の整備について 77
（2）現状の評価 79
（3）将来の展望 79
Ⅳ－9　教育環境の整備 80
（1）Ⅳ－9 の現状 80
Ⅳ－9－①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について 80
Ⅳ－9－②　授業を行う学生数の適切な管理について 86
（2）現状の評価 86
（3）将来の展望 86
Ⅳ．学修と教授に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 86
Ⅴ．経営・管理と財務 87
Ⅴ－1　経営の規律と誠実性 87
（1）Ⅴ－1 の現状 87
Ⅴ－1－①　経営の規律と誠実性の維持の表明について 87
Ⅴ－1－②　使命・目的の実現への継続的努力について 88
Ⅴ－1－③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について 88
Ⅴ－1－④　環境保全、人権、安全への配慮について 88
Ⅴ－1－⑤　教育情報・財務情報の公表について 89
（2）現状の評価 89
（3）将来の展望 89
Ⅴ－2　理事会の機能 90
（1）Ⅴ－2 の現状 90
Ⅴ－2－①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性について 90
（2）現状の評価 91
（3）将来の展望 91
Ⅴ－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ 91
（1）Ⅴ－3 の現状 91
Ⅴ－3－①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性について 91
Ⅴ－3－②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発

揮について 94
(2) 現状の評価 95
(3) 将来の展望 95
Ｖ－4　コミュニケーションとガバナンス 96
(1) Ｖ－4 の現状 96
Ｖ－4－①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について 96
Ｖ－4－②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について 96
Ｖ－4－③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について 97
(2) 現状の評価 98
(3) 将来の展望 98
Ｖ－5　業務執行体制の機能性 99
(1) Ｖ－5 の現状 99
Ｖ－5－①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について 99
Ｖ－5－②　業務執行の管理体制の構築とその機能性について 101
Ｖ－5－③　職員の資質・能力向上の機会の確保と整備について 101
(2) 現状の評価 101
(3) 将来の展望 102
Ｖ－6　財務基盤と収支 102
(1) Ｖ－6 の現状 102
Ｖ－6－①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について 102
Ｖ－6－②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について 102
(2) 現状の評価 103
(3) 将来の展望 103
Ｖ－7　会計 104
(1) Ｖ－7 の現状 104
Ｖ－7－①　会計処理の適正な実施について 104
Ｖ－7－②　会計監査の体制整備と厳正な実施について 104
(2) 現状の評価 105
(3) 将来の展望 105
Ｖ．経営・管理と財務に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 105
Ⅵ．自己点検・評価 107
Ⅵ－1　自己点検・評価の適切性 107
(1) Ⅵ－1 の現状 107
Ⅵ－1－①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について 107
Ⅵ－1－②　自己点検・評価体制の適切性について 109

Ⅵ－1－③　自己点検・評価の周期等の適切性について 110
（2）現状の評価 111
（3）将来の展望 111
Ⅵ－2　自己点検・評価の誠実性 112
（1）Ⅵ－2 の現状 112
Ⅵ－2－①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価について 112
Ⅵ－2－②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について 113
Ⅵ－2－③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表について 114
（2）現状の評価 115
（3）将来の展望 115
Ⅵ－3　自己点検・評価の有効性 116
（1）Ⅵ－3 の現状 116
Ⅵ－3－①　自己点検･評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性について 116
（2）現状の評価 117
（3）将来の展望 117
Ⅵ．自己点検・評価に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）. 118
Ⅶ．地域とともに生きる大学 118
Ⅶ－1　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動 119
（1）Ⅶ－1 の現状 119
Ⅶ－1－①　地域社会との連携・協力関係の強化について 119
Ⅶ－1－②　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について 121
（2）現状の評価 124
（3）将来の展望 124
Ⅶ－2　生涯学習活動 124
（1）Ⅶ－2 の現状 124
Ⅶ－2－①　生涯学習事業の開催について 124
Ⅶ－2－②　地域で開催される生涯学習活動への協力について 125
（2）現状の評価 125
（3）将来の展望 126
Ⅶ－3　大学施設の開放 126
（1）Ⅶ－3 の現状 126
Ⅶ－3－①　大学施設の積極的な開放について 126
（2）現状の評価 126
（3）将来の展望 126
Ⅶ－4　社会人の受入れ 127
（1）Ⅶ－4 の現状 127
Ⅶ－4－①　社会人の積極的な受入れについて 127
（2）現状の評価 127
（3）将来の展望 127

（1）Ⅶ－5 の現状 127
Ⅶ－5－①　学内組織体制の整備について 127
Ⅶ－5－②　学生・教職員に向けた普及啓発について 128
Ⅶ－5－③　情報の収集と発信について 129
（2）現状の評価 129
（3）将来の展望 129
Ⅶ．地域とともに生きる大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 129
Ⅷ．学生中心の大学 130
Ⅷ－1　方針・学習支援センター 130
（1）Ⅷ－1 の現状 130
Ⅷ－1－①　方針について 130
Ⅷ－1－②　学習支援センターについて 131
（2）現状の評価 131
（3）将来の展望 132
Ⅷ－2　カリキュラム改善 132
（1）Ⅷ－2 の現状 132
Ⅷ－2－①　基礎スタンダード科目群について 132
Ⅷ－2－②　学修時間・学修行動調査について 133
（2）現状の評価 133
（3）将来の展望 133
Ⅷ－3　学修環境の整備 133
（1）Ⅷ－3 の現状 133
Ⅷ－3－①　「集いのスペース」について 133
Ⅷ－3－②　学習相談窓口について 134
Ⅷ－3－③　ミニセミナーの実施について 134
Ⅷ－3－④　学修環境の IT 化推進について 135
（2）現状の評価 135
（3）将来の展望 136
Ⅷ．学生中心の大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） . 136
Ⅸ．　研究活動の活性化と教育 137
Ⅸ－１　研究推進の基盤整備 137
（1）Ⅸ－1 の現状 137
Ⅸ－1－①　研究活動の活性化について 137
Ⅸ－1－②　研究費支援の充実について 139
Ⅸ－1－③　外部研究費等の獲得について 139
（2）現状の評価 144
（3）将来の展望 144
Ⅸ－２　青森大学付属総合研究所 145
（1）Ⅸ－2 の現状 145

Ⅸ－2－①　青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について 145
Ⅸ－2－②　青森大学付属総合研究所の充実について..... 145
（2）現状の評価..... 145
（3）将来の展望..... 146
Ⅸ－３　研究活動の地域・教育への還元..... 146
（1）Ⅸ－3 の現状..... 146
Ⅸ－3－①　研究活動の地域への還元について 146
Ⅸ－3－②　研究活動の教育への還元について 151
（2）現状の評価..... 151
（3）将来の展望..... 152
Ⅸ．研究活動の活性化と教育に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 152

自己点検・評価の趣旨

青森大学学長　　崎谷　康文

大学が教育研究等の活動の質を高め、活性化を図り、使命を達成するためには、大学自らが継続的な自己点検・評価を行い、改善への努力を続けていくことが不可欠である。

平成 3 年及び平成 11 年の大学設置基準の改正により、大学の教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について大学自らが点検評価を行い、その結果を公表することが義務づけられた。さらに、平成 14 年の学校教育法の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表は、法律上の義務となった。併せて、大学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けることが義務づけられた。

青森大学は、平成 11 年に最初の自己点検・評価報告書を作成し、平成 14 年に第 2 回の自己点検・評価報告書を作成した。平成 22 年に日本高等教育評価機構に提出した自己評価報告書も自己点検・評価の報告書と位置づけることができる。

平成 24 年度、青森大学は、毎年度の大学の活動について、自己点検・評価報告書を作成するとの方針を決めた。この方針に基づき、平成 22 年度設置の青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会（学長が委員長）の下、平成 24 年度の報告書を作成し、引き続き、平成 25 年度の報告書を作成した。

青森大学は、昭和 43 年度の設立以降、地域社会に根ざし、地域とともに生きる大学として実績を上げてきているが、さらに充実・発展していくためには、少子高齢化の進展や地球規模での経済社会の変貌の中で、教育研究活動等の刷新を常に続けていくことが必要である。私は、平成 24 年 4 月、学長に就任して、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、基本に返り、原点を大切にして、時代を先取りする不断の改革努力によって、大学の魅力を高めていこう、学生が生き生きと能動的に学ぶ大学にしていこうと呼びかけ、すべての教職員の力を結集し、地域貢献活動の充実、教育課程、教育方法の改革を進めている。

「青森大学ルネッサンス」を的確に進めていくには、目標や計画に照らし、具体的にどのような活動が実施できているか、総合的、体系的に整理しつつ点検し評価して、次の改善へつなげていくことが必要である。

自己点検・評価報告書の作成は、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善の継続的な循環により不断の改革を進めること）を確立していくための第一歩である。青森大学は、平成 25 年度には、地方公共団体や地域社会との連携を進め、また、基礎スタンダード科目群を開始し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等を明確にし、全学的な教学マネジメントを確立する努力を続け、改革を推進してきた。平成 26 年度には、学長ガバナンスの体制を確立しつつ、さらに改革を進めてきた。今回の自己点検・評価報告書は、その成果が反映されたものであるが、ＰＤＣＡサイクルの確立へ向けて、一層の改革努力が必要であることは、言うまでもない。

平成 27 年度の報告書は、各部署が協力してまとめたものであるが、今後の改善のためにも、みなさまから忌憚のないご批判、ご意見をいただければ幸いである。

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

青森大学の建学の精神

青森大学は、昭和 43 年に設立された。創立当初は、経営学部のみであったが、今や、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部を加え、文系、理系の 4 学部の総合大学である。青森大学の設置者は、学校法人青森山田学園である。学園の前身は大正 7 年に発足した山田きみ裁縫教授所である。教育の理念として、「誠実、勤勉、純潔、明朗」を掲げ、地域の子弟、特に女性に対し、手に職を付けさせるとともに、自立して地域社会で生きることができる力を付けさせるための教育を行った。

その後、昭和 23 年に青森山田高等学校が開設され、昭和 37 年に青森短期大学が設立された。そして青森大学が設立されたのは、第二次世界大戦後のベビーブーム世代が次々に高校を卒業し、大学への進学率が上昇している頃である昭和 43 年であり、地域の期待に応えて、青森県を中心として若者を大学に受け入れ、青森県をはじめとする我が国の科学技術の進展や経済の発展に貢献できる人材を育てていこうとする考え方が基本にあったからである。

青森山田学園が設置してきた全ての学校（大学を含む）を貫く建学の精神が地域の子弟を受け入れ育てて、社会に有為な人材を送り出すことであることは、疑いがない。およそ私学は建学の精神を持ち独自の気風を育てており、青森山田学園全体そして青森大学にとって、「地域とともに生きる」ことが原点であり、建学の精神である。

青森大学の使命・目的

青森大学の使命・目的は、青森大学学則に明記するとおり、「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第 1 条第 1 項）である。青森大学は、学問の府にふさわしい教育研究と人材養成により、文化の発展及び人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資する大学として、すなわち地域社会に貢献し、地域社会とともに生きる大学として設立された。この基本は、今日も変わらない。

青森大学の基本理念

学則が示す使命・目的に基づき、大学開設時には経営学部を開設したので、経営学部の理念を提示した。これは、次の 3 点に要約される。1） 中小企業を対象に、経営の近代化を目指し研究調査と教育指導を行う。2） 中小企業の発展に寄与する人材を育成する。3）地域企業と連携を強化し、地域の産業発展に貢献する。

その後、青森大学が社会学部、工学部、ソフトウェア情報学部、薬学部、大学院環境科学研究科等の増設を行い、総合大学へと発展していき、また、大学への進学率が上昇していくに伴い、幅広い能力や個性を有する学生が入学してくるようになった。

このような状況の中、4 学部及び大学院に共通する大学全体としての基本理念が、主として教育の在り方に関して明確になってきた。青森大学の基本理念は、平成 21 年度に明文化され、平成 24 年 12 月 7 日付けで学則に加えられた。学則に示されている基本理念は、次

のとおりである（第 1 条第 3 項）。

１　青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けるための実践的な教育を行う。

２　教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。

３　大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

青森大学の個性・特色等

平成 24 年 4 月に就任した崎谷康文青森大学学長は、学生に身に付けてほしい 3 つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示し、この考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、平成 25 年度から新しい教養教育課程「青森大学基礎スタンダード」を展開し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を導入している。崎谷学長が示した３つの力は、学則に定める基本理念の 3 項目と対応し、また、基本理念を補完している。すなわち、基本理念の第 1 項は、学生に身に付けさせるべき教育内容として、人間性と確かな教養、基礎学力と社会に役立つ実践的な能力を示しており、このことは、学長が提示する、生涯をかけて学ぶ力を身に付けさせることにつながる。基本理念の第 2 項は、教員と学生のコミュニケーションと親身な指導という教育方法を示しており、このような指導により、学生が社会において適切な人間関係を築くことができる力を備えさせることができる。基本理念の第 3 項は、大学の教育研究活動が地域と緊密な連携をとり、地域社会から愛される大学となることを謳っており、このことは、学生が社会において自分が果たすべき役割を自覚していくこと、自分自身を見据え、確かめていき、広く発信していくことに結びつく、と考える。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

青森大学は、学校法人青森山田学園に属する。学園の前身は、大正 7(1918)年に発足した山田きみ裁縫教授所である。昭和 23(1948）年に青森山田高等学校を開設し、これに伴って、昭和 26(1951）年、学園は、学校法人青森山田学園と名称を変更し認可された（表 1 参照）。昭和 37(1962)年、学園は、青森短期大学を開設した。

昭和 43(1968）年に、青森大学が開設され、経営学部・経営学科を設置した。当時青森市には 4 年制の大学がなかったので、青森大学は青森市初めての 4 年制大学であった。昭和 56(1981）年に社会学部・社会学科を設置し、平成 4(1992)年に工学部（電子情報工学科、情報システム工学科、生物工学科）を設置した。平成 9(1997）年に、経営学部に産業学科を、社会学部に社会福祉学科を設置した。平成 11(1999）年に、大学院環境科学研究科（環境管理学専攻、環境教育学専攻）を設置した。

平成 16(2004）年、工学部・生物工学科を改組して薬学部・医療薬学科を設置し、工学部の電子システム工学科と情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフト

ウェア情報学科を設置した。平成 18(2006）年から、薬学部 6 年制がスタートし、学科名を薬学科と変更した。平成 24（2012）年、大学院環境科学研究科を募集停止とし、社会学部は、社会福祉学科を廃止して社会学科 1 学科に統合した。平成 25（2013）年、大学院環境科学研究科を廃止した。

表 1　青森大学の沿革

昭和41(1966)年　4月	青森大学校舎完成（5,354 m^2）
昭和43(1968)年　4月	青森大学経営学部・経営学科開設　入学定員　100 人
昭和54(1979)年　8月	青森大学体育館新設(1,385 m^2)
昭和56(1981)年　4月	青森大学社会学部・社会学科開設　入学定員　100 人 青森大学 3 号館建築完成(2,401 m^2) 青森大学 4 号館（含む図書館）建築完成（2,760 m^2）
昭和59(1984)年　6月 7月 9月 10月	青森大学研究室増設　(378 m^2) 青森大学合宿所新設(581 m^2) 青森大学相撲道場新築　(158 m^2) 青森大学・短期大学雲谷ヒュッテ新築　(576 m^2)
昭和61(1986)年 12月	青森大学食堂増改築　(223 m^2)
平成 3(1991)年　4月	経営学部臨時定員 80 人、社会学科臨時定員　80 人
平成 4(1992)年　1月 4月	青森大学工学部新校舎 6 階建完成　(8,820 m^2) 青森大学機械室完成　（16 m^2） 青森大学工学部開設　電子情報工学科入学定員 45 人､情報システム工学科入学定員 45 人、 生物工学科入学定員 45 人
平成 6(1994)年 10月	青森大学新体育館完成　(3,179 m^2)
平成 7(1995)年　4月	青森大学研究棟完成　(1,061 m^2)
平成 8(1996)年　3月	青森大学・短期大学クラブ室完成　(580 m^2) スチューデントプラザ学生会館完成　(8,073 m^2)
平成 9(1997)年　4月 7月 12月	経営学部・産業学科開設　入学定員昼間主コース　80 人 同夜間主コース　20 人　編入定員　20 人 経営学科入学定員を 100 人から 80 人に変更 社会学部・社会福祉学科開設　入学定員 100 人 青森大学・短期大学 6 号館（大講義室・実験実習室）完成(2,161 m^2) 青森大学 7 号館（研究室・ゼミ室）完成　(1,366 m^2) 新図書館完成　(1,000 m^2) レストラン完成　(814 m^2) 青森大学ヒュッテ完成　(429 m^2)
平成11(1999)年　3月 4月	青森大学大学院研究棟完成 A 棟（研究室　416 m^2）　B 棟 (研究室　303 m^2)　C 棟（研究室　291 m^2) 青森大学大学院環境科学研究科開設　環境管理学専攻入学定員 10 人　環境教育学専攻入学定員 10 人

成14(2002)年　4月	経営学部・産業学科を産業デザイン学科に改称 工学部・電子情報工学科を電子システム工学科に改称
平成15(2003)年　3月 4月	社会学部・社会福祉学科に介護福祉養成施設等指定認可 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 100 人から 150 人に変更
平成16(2004)年　4月	工学部・生物工学科を改組して、薬学部・医療薬学科（入学定員　100 人）を開設 工学部・電子システム工学科、情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科（入学定員　60 人）を開設
平成18(2006)年　4月	薬学部 6 年制スタート　これに伴い薬学科と名称変更 薬学部の定員を 100 人から 120 人に変更
平成20(2008)年　3月 4月	経営学部・産業デザイン学科廃止 経営学部・経営学科の入学定員を 100 人から 120 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 150 人から 130 人に変更
平成21(2009)年　3月 4月	工学部廃止 経営学部・経営学科の入学定員を 120 人から 130 人に変更 社会学部・社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更 薬学部・薬学科の入学定員を 120 人から 90 人に変更 ソフトウェア情報学部・同学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更
平成24(2012)年　3月 4月	大学院環境科学研究科募集停止 社会学部は社会福祉学科を募集停止して社会学科 1 学科に統合
平成25(2013)年　3月 4月	大学院環境科学研究科廃止 経営学部の入学定員を 130 人から 100 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 50 人から 40 人に変更

2. 本学の現況

・大学名　　青森大学
・所在地　　青森県青森市幸畑 2 丁目 3 番 1 号
・学部の構成

経営学部	経営学科
社会学部	社会学科
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科
薬学部	薬学科

・学生数

学生数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学　部	学　科	在　籍　学　生　数（人）						計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	

経営学部	経営学科	91	62	83	63	—	—	299
社会学部	社会学科	47	50	55	59	—	—	211
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	36	19	23	25	—	—	103
薬学部	薬学科	66	68	61	51	58	79	383
合　計		240	199	222	198	58	79	996

・教員数

教員数は、下表のとおり、専任教員は 87 人であり大学設置基準を満たしている。社会学科とソフトウェア情報学科においては、収容定員が大学設置基準別表第 1（第 13 条関係）に定める収容定員に満たないため、この 2 つの学科の必要専任教員数は、各 12 名となる。

教員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学　部	学　科	専任教員（人）							兼担教員(人)	兼任教員(人)
		教授	准教授	講師	助教	助手	計	設置基準上必要人数		
経営学部	経営学科	12(1)	6(1)	2(1)	0(0)	0(0)	20(3)	14	33	8
社会学部	社会学科	14(4)	5(1)	2(2)	1(0)	0(0	22(7)	12	26	7
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	7(0)	6(0)	0(0)	1(0)	0(0	14(0)	12	36	9
薬学部	薬学科	18(3)	8(2)	2(1)	2(0)	1(1)	30(6)	28	34	8
大学設置基準上大学全体の収容定員に応じて必要とされる専任教員数								18		
合計		51(8)	25(4)	6(4)	4(0)	1(1)	86(16)	84	129	32

（注）１（　）内は女性教員で内数。助手は教員数には含まない。

※「大学設置基準」＝昭和 31 年 10 月文部省令第 28 号（教員数は第 13 条）

・職員数　（人）

本務者	33
兼務者	1
計	34

Ⅲ．使命・目的等

Ⅲ－1　使命・目的及び教育目的の明確性

（1）Ⅲ－1 の現状

Ⅲ－1－①　意味・内容の具体性と明確性について

【全学】

青森市初めての４年制大学として、地域の期待に応え、設立された青森大学の使命・目的は、学則に「学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第１条第１項）と明記されている。

この大学の使命・目的に基づき、大学の基本理念が平成 21 年度に明文化され、平成 24 年度に学則に取り入れられた。学則に示されている基本理念は、次のとおりである（第１条第３項)。

１　青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けるための実践的な教育を行う。
２　教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。
３　大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

このように、大学の使命・目的及び基本理念については、その意味・内容を学則において具体的に規定している。

人材養成及び教育研究上の目的に関しては、学則第 1 条第 2 項に学部学科ごとに規定している。各学部の人材養成及び教育研究上の目的の具体的な説明は、次に示すとおりである。

【経営学部】

現代社会においてリーダーシップを発揮できる人材の育成、論理的思考やコンテクスト思考など、多様な角度から問題解決を図れる人材育成、実践的な人材育成を行っている。そのために一貫したキャリア教育、選択できるコース制、担任ゼミナール、選べるサブコースを用意している。また、経営学、商学、経済学の経営学部における 3 本柱の修得を合わせて行っている。経営学部の使命・目的は、学則に基づき、これを一層具体化し明確にしたものである。また、青森大学学位授与の 3 つの力を基に、学位授与の方針で目指す人材育成について明記している。

【社会学部】

社会学部は、社会学科及び社会福祉学科の２学科で構成されていたが、平成 24 年度より社会福祉学科の学生募集を停止し、社会学科単独の構成となった。これにより今年度から、社会学部は 2 学科体制と 1 学科 2 コース体制の混在から、社会学科（社会学コース･社会福祉学コース）という 1 学科 2 コース体制に移行した。社会学コースでは、所定の単位を取

得することで社会調査士及び司書等の資格が得られ、社会福祉学コースでは、所定の単位を取得することで、社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格が得られる。

学生のコース選択は 2 年次の年度初めに基礎スタンダード科目や社会学部必修科目を学ぶ中で、学生自身による選択を基本としている。

社会学部の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりである。

現代社会の理解に必要な、社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知識を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を、実践的に解決していく能力を有する人材を育成する。

また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

「社会学や社会福祉学を学び、地域の問題を解決し地域に貢献できる人材を育てる」を目的に各コースごとに教育課程の編成方針を定めている。

１）社会学コース

現代社会の理解に必要な社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を実践的に解決していく人材を育成する。

①個人的経験を越えた社会の「仕組み」や人間関係の「過程」を理解し、社会現象を多面的・包括的に捉えることができるような人材を養成する。

②専門科目及び資格関連科目の履修により「社会調査士」・「司書」の資格が取得できるようにする。

資格関連としては、教員免許（中学校１種；社会、高等学校１種；公民）、社会調査士、司書、スポーツリーダー、社会教育主事、社会福祉主事任用資格などの取得が可能である。

２）社会福祉学コース

基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

資格関連としては、社会福祉士国家試験条件資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格などの取得が可能である。

①人間関係を人と環境・社会との全体性において捉え、真のニーズに基づいた支援やサービスを提供することができるような人材を養成する。

②専門科目の履修により「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」国家試験の受験資格が取得できるようにする。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の目的は、学則（第１条第２項）に次のように明示されている。

基礎的な知識や情報技術からネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステム等の高度な情報技術までを教授することにより、応用力、実践力を身に付けさせ、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成することを目的としている。

これに基づいて、平成 25 年度に学部のディプロマ・ポリシーを次のように策定した。

ソフトウェア情報学部では、次の能力を育てる教育を行い、所定の単位を修得した学生に学士の学位を授与する。

①知識・理解

・ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムを含む情報工学の主要な分野に対する知識を有する。

②汎用的技能

・物事を論理的に分析できる。

・問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を解決できる。

・自己の主張を適切に表現する表現力と他者との間のコミュニケーション能力を有する。

③態度・志向性

・自己の目標を確立し、自律的・継続的に学習することができる。

・他者と協調して行動することができる。

・社会で技術を正しく使うための倫理観と責任感を有する。

④統合的な学習経験と創造的思考力

・獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決することができる。

【薬学部】

薬学部においては、基本理念を基に、平成 25 年度に学部の「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針)」などを次のとおりに定めたところである。

①豊かな人間性、高い倫理観に裏打ちされた教養、他者に共感できるコミュニケーション能力を身に付けている。

②医療現場に於いて安全で有効な薬物治療を提供するための幅広い領域の基礎的・専門的知識、技術と態度を身に付けている。

③薬学の立場から医療の発展に寄与するため、生涯にわたり高い学修意欲をもって研鑽を積む一方、自分自身を謙虚に見据え、確かめる力を身に付けている。

なお、平成 27 年度から予定されていた改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定し、27 年度入学生から適用しているところであるが、これにより上記のポリシーをより明確に具体化していくことができる。

Ⅲ－1－②　簡潔な文章化について

【全学】

Ⅲ－1－①で説明した大学の使命・目的は、学則第 1 条第 1 項に規定されており、簡潔な文章化が図られている。また、学則第 1 条第 2 項には、大学の使命・目的に基づいて記述された各学部・学科の人材養成に関する目的並びに教育研究上の目的が簡潔かつ具体的に示されている。

【経営学部】

学則第 1 条第 2 項に簡潔な文章で明記している。また、具体的にはディプロマ・ポリシー等として文章化している。

【社会学部】

学則第 1 条第 2 項に簡潔な文章で明記しており、具体的に説明するに当たっては、教職

員に解りやすい表現を心掛けていることは当然であるが、在学生、入学生、高校生とその保護者にも理解しやすいような文章の表現を心掛けて作成している。

現状では、1 学科 2 コース体制完了の初年度であり各コースがどの科目を履修すべきかをわかりやすく工夫したカリキュラム作りにしている。各コースそれぞれのカリキュラム自体は、シラバスの記載に従って運営されており毎月の教授会で、運営上の問題点や留意点、規定等の見直し、個別の学生についての課題や留意すべきことなどが話し合われ情報共有されている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則第１条第２項に簡潔に明示され、より具体的にはディプロマ・ポリシー等として文章化され、公開されている。

【薬学部】

学則第１条第 2 項において、薬学の使命・目的に合わせ、具体的かつ明確に書かれている。さらに、薬学部は「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針)」とカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)」を同時に整備した。これらの２つのポリシーは、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針)」と同様に、簡潔かつ具体的に書かれている。

(2) 現状の評価

本学の使命・目的及び教育目的については、全学及び各学部とも、学則及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等により、意味・内容を具体的かつ明確に示している。

(3) 将来の展望

【全学】

本学の使命・教育目的は明確である。今後は、これらを現在進行中の大学改革にさらに反映させるとともに、より分かりやすい大学の姿と方向性を発信していくことが重要であると考える。そのためには教職員が一丸となって、社会に有為な人材を送り出す本学の使命・目的が達成できるように努力を続ける。

【経営学部】

現時点で、使命・目的を十分に果たしているが、今後は、本学で掲げる 3 つの力、①生涯をかけて学び続ける力、②人とつながる力、③自分自身を見据え、確かめる力、を備え得る人材の育成を基軸とし、これまでの教育の一層の深化を図るとともに、社会の変化に適応できる人材の育成へとつなげていく。

【社会学部】

社会学部の理念及び教育目的と社会学科のカリキュラムの関連性について、より明確な記載を行う。また、社会学部の理念及び教育目標がどのような科目及び教育目標で達成されるのかについて、より適切に説明する。

平成 24 年度から推進されている青森大学ルネッサンスの方針に従って、学生がどのような道筋で「生涯をかけて学ぶ力」、「人とつながる力」、「自分自身を見据え、確かめる力」を習得しつつ、社会学及び社会福祉学に関する幅広い知識を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解するのか、さらには専門的な社会調査・分析能力をもって、地域社会が直面している諸問題に、実践的に取り組む能力及び意欲を有する人材を育成するのかについて、説明する。その説明の努力をすることは、社会学科が提供する教育の質的保証の一部となる。また、全ての科目において、学生が実際にどのようなことを学ぶのかについて、社会学部が学生の立場で評価するよう務める。

【ソフトウェア情報学部】

学則やディプロマ・ポリシーとして文章化されている学部の使命・目的及び教育目的が具体的かつ明確であるか、また、十分簡潔に書かれているかを今後も折に触れて見直し、改善すべき点を見出した場合には的確に対応する。

【薬学部】

大学の基本理念及び薬学部のディプロマ・ポリシー等の３ポリシーについては、平成 25 年度に整備されたところである。今後、社会状況の変化に合わせて適切な表現に変更しつつ、あらゆる機会を利用して学内外に周知していく。

Ⅲ－2　使命・目的及び教育目的の適切性

(1) Ⅲ－2 の現状

Ⅲ－2－①　個性・特色の明示について

【全学】

平成 24 年４月に就任した崎谷康文青森大学学長は「青森大学ルネッサンス」を提唱し、学生に身に付けてほしい３つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示した。大学の建学の精神及び大学の使命・目的に示されている考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、平成 25 年度から「青森大学基礎スタンダード」と呼ばれる、学生が主役になる新しい教養教育を展開し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を、平成 27 年度からは地域貢献演習と地域貢献プランニングを導入している。

崎谷学長が示した３つの力は、学則に定める基本理念の３項目と対応し、また、基本理念を補完したものであるとともに、青森大学独自の伝統と資産を継承しつつ、大学の充実と新生に取り組むものであり、東北日本の個性ある大学を目指したものである。

本学の個性・特色については、青森大学のホームページで「青森大学基礎スタンダード」について詳しく紹介するとともに、新入生オリエンテーションなどにおいて学生に明示している。

【経営学部】

経済のグローバル化や ICT 化などに対応できる人材、多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材を育成するために、カリキュラムに学部横断で学ぶ「基礎スタンダード科目」を配置し、加えて一貫したキャリア教育、選択できるコース

制、担任ゼミナール、選べるサブコースを用意している。
　また、経営学、商学、経済学の経営学部における 3 本柱の修得を合わせて行っている。特に、学生が自身の興味・関心に基づいて選択できるコース制により個性の伸長を図っている。
【社会学部】
　「社会学や社会福祉学を学び、地域の問題を解決し地域に貢献できる人材を育てる」ことを具体的な目標として、社会学で個人的経験を超えた社会的視点を勉強して、社会を理解し社会の仕組みや人間関係の「プロセス」を理解し、社会に適用する資格やスキルを身に付け、社会で活躍できる自分を育てるための学生自らの自分磨きを目指している。
　このために、「基礎学力と教養を身に付ける⇒社会学、社会福祉学の基礎を学ぶ⇒地域貢献の方法を学ぶ⇒専門知識に沿って実践する」という方針をとっている。
　具体的には、①地域生活環境の問題と課題を理解する②コミュニケーションと人間心理の仕組みを理解する③スポーツによる社会参加の支援法を学ぶ、を目標としている。

１）社会学を学ぶ
①個人的経験を越えた社会の「仕組み」や人間関係の「過程」を理解し、社会現象を多面的・包括的に捉えることができるようにする。
②専門科目及び資格関連科目の履修により「社会調査士」及び「図書館司書」の資格が取得できるようにする。

２）社会福祉学を学ぶ
①人間関係を人と環境・社会との全体性において捉え、真のニーズに基づいた支援やサービスを提供することができるようにする。
②専門科目の履修により「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」国家試験の受験資格が取得できるようにする。国家試験対策委員会が国家試験合格をサポートする。

３）社会学科における「学び」
①基礎学力の修得
・「学問のすすめ」(1 年次)、「文章の理解と表現」(1 年次) や「基礎演習」(1 年次) で、文章の読解、小論文作成、専門課程に必要な基礎力を身に付ける。
②自分にあった学びを構築
・社会学コースの学生は、豊富な「コース必修科目」や「選択科目」の中から、自分のニーズに適合した授業を選択する。
・社会福祉学コースの学生は、必修科目と国家資格関連科目を選択するだけで卒業要件を満たすカリキュラムになっている。
③コミュニケーション能力を磨く
・演習 (全学年で必修) のほか、「コミュニケーション技術」(講義) や各種の演習・実習などで、自分の主張を説得的に・分かりやすく相手に伝える能力を学ぶ。
・社会学コースの演習 (２～４年) では、半年ごとに、勉強の成果をゼミ論文にまとめ上げる。自力で論文を作成する過程で、テーマの設定の仕方、資料の集め方や分析の仕方、文章化の仕方などを学ぶ。

社会の現実に触れる

・演習や実習を通じて自分の目と肌で社会の現実を知り、問題解決に向けた行動力と判断力を培う。

【ソフトウェア情報学部】

学則及びディプロマ・ポリシーとして文章化されているソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的に関する記述は、「ネットワーク」、「CG・マルチメディア」、「インテリジェントシステム」など、情報技術の重要な応用分野を具体的に挙げ、それらの基礎となる「プログラミング」の教育に力を入れるという本学部の特色を明示している。

【薬学部】

本学の基本理念は、薬学部の３ポリシーの中に具体的に示されている。薬学のディプロマ・ポリシーには、薬学の教育・研究を通じて、地域住民の健康と福祉に貢献するという文言があり、これは、学部の個性・特色を明示したものとなっている。

本学の個性・特色は、大学の教育理念に明示されており、これを基に学部の３ポリシーが構成されている。教育目的は、地域住民の健康と福祉への貢献を目指した本学及び薬学部の使命・目的を反映したもので、薬学部としての個性・特色が出ているものと判断する。

さらに、平成 27 年度から予定されている改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定した。これに従い 27 年度入学生から適用している。

Ⅲ－2－②　法令への適合について

【全学】

学則第 1 条第 1 項には、「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 83 条第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及び同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に合致している。

また、大学設置基準第２条「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」の規定に従い、学則第１条第２項に、設置する学部・学科の教育研究上の目的を定めている。

大学及び各学部・学科の名称は、大学設置基準第 40 条の４「大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」の規定に合致している。

【経営学部】

学部の設置については、昭和 43 年 4 月、開設について文部省（現文部科学省）より認可を得ている。

教職課程（高等学校教諭一種商業・高等学校及び中学校教諭一種保健体育）についても、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて教職課程設置認可を得ている。

【社会学部】

各委員会で検討が行われ、学科会議での報告と教授会での審議を経て、部長会、学長決裁、法人理事会承認を得て、文部科学省への届事項、事前審査事項等を適切に行い、受理、審査、承認等を受け適切に対応している。特に事前相談や協議事項を行い、遺漏がないようにしている。

特に福祉専門職の資格関連では、厚生労働省への届出、事前審査、変更届、申請等を行い学生の不利益にならないよう細心の配慮を行っている。

また、学生指導では実習巡回指導や教員配置、教員要件等法令に則り行っている。

【ソフトウェア情報学部】

学則第 1 条第 1 項で本学が教育基本法及び学校基本法に基づき、教育研究を行うことを明記している。同条第２項に掲げた学部の目的及び本学ホームページで公開している学部のディプロマ・ポリシーも法令に適合したものである。

【薬学部】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校基本法に基づき、薬学に関する大学教育を行い研究することを学則等において定めている。

Ⅲ－2－③　変化への対応について

【全学】

大学の理念、使命・目的は、学部の改組、新設学部の設置等とともに、大学開設時から次第に変化している。しかしながら、学問の府としての大学本来の使命を果たすべきことと同時に、地域社会に貢献し、地域とともに生きる大学であるという基本の考え方は、青森大学の建学の精神でもあり、現在も維持していると考える。また、大学の理念、使命・目的が具体的な教育研究活動に十分に生かされているかどうかに関しては、年 2 回行われる教職員研修会や部長会などで、積極的に討議する機会を設けている。

【経営学部】

本学開学以来、経営学部は社会の変化に対応して、経営学科・産業学科・産業デザイン学科・ビジネス情報学科の改廃を行いながら、現在の経営学科を設置している状況にある。これまでに、社会の要請に応えて数多くの有為な人材を輩出している。今後、学部再編が見込まれるが、経営学を中心とした専門的能力の育成は不可欠である。

【社会学部】

社会学部は、社会学科及び社会福祉学科の２学科で構成されていたが、平成 24 年度より社会福祉学科の学生募集を停止し、社会学科単独の構成となった。平成 26 年度までに移行期間も終了し、平成 27 年度は新体制での出発となった年である。

このように、社会学部を取り巻く社会状況や入学生、在学生の状況を勘案し、個性、特色のある学部を目指しつつ、1 学部 2 学科体制から 1 学部 1 学科体制へ移行し、変化への対応を行ってきた。

また、基礎スタンダードの方向性と連続した形で教養科目を配し、専門科目では 4 単位科目を半期で取得できるようにするなど集中した学習ができるカリキュラムづくりを行うとともに必要かつ重要な科目を精査し整理とスリム化を図り、地域社会に貢献できる実践力ある学生の養成を目指し学部の変革を行っている。

【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部では、平成 25 年度に学部での審議を経てディプロマ・ポリシーを策定した。したがって、そこに明示されている教育目的などは現時点において社会の要請に対応したものと考える。
【薬学部】
本学薬学部は、4 年制薬学部として平成 16 年度に開設し、その後、新薬学教育制度や薬剤師国家試験制度の改正に伴い、教育目的の見直しや目的に合わせたカリキュラム改正などを行い、平成 18 年度に 6 年制薬学部薬学科に移行している。また、6 年制に合わせて教員組織の見直しも行った。さらに、平成 27 年度から予定されている改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定し、これにより社会情勢等の変化への対応を図っている。

(2) 現状の評価

本学の個性・特色の明示の明示、法令への適合及び変化への対応については、全学及び各学部とも、適切に行われている。

(3) 将来の展望

【全学】
本学の個性・特色の明示の明示及び法令への適合については、今後も法令の改正や社会の変化を見極めながら、学部の改組などが行われることもあり得るが、建学の精神を踏まえ、基本の考え方を大切にしながら、具体的な教育の目的や方法について、柔軟に見直していく。
【経営学部】
現時点での個性・特色の明示について問題はないが、社会の要請及び学生のニーズに適合した特色あるカリキュラム編成するとともに、今後もそれらの内容を学則、大学案内及び青森大学ホームページに明示する。
また、学生のニーズに適合した学部運営を行っているが、社会の変化・学生からのニーズに対応した運営をするために、必要に応じ、法令に沿ったしかるべき手続きを行う。
さらに、これまで社会の変化、社会の要請に応えて数多くの有為な人材を輩出しているが、急激に変化している社会の状況を常に見据え、社会における必要性の変化に応じて使命・目的を再検証し、改善する姿勢を常時保持していく。
【社会学部】
今後、社会的ニーズから社会学、社会福祉学と情報との融合を目指し、新たな社会学部の可能性を目指して検討を行っている。
また、この魅力ある学部を地域社会、高校生、保護者等に周知を図るため、地域との連携を図り、今後も発展させていく。
【ソフトウェア情報学部】
学部の使命・目的及び教育目的は、進歩の速い情報技術の発展及び社会の要請の変化に

沿うように常に見直しを行っていく。
【薬学部】
少子高齢化、地域とそれを取り巻く医療体制の変化などの社会情勢、入学者の質の問題などの大学・学部の状況等に対応するため、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定し、当面はこの課程表に沿って進めていくが、必要に応じ教育目的の現状への適合性などを今後とも検討し、随時、見直しを図っていく。

Ⅲ－3　使命・目的及び教育目的の有効性

(1) Ⅲ－3 の現状

Ⅲ－3－①　役員、教職員の理解と支持について

【全学】
大学の理念、使命・目的は、大部分の教員に理解されている。平成 24 年度に学則に基本理念を明記したが、それとともに、崎谷学長が、基本に立ち返ることの重要性を強く訴えたこと、その後も全教職員が参加する研修会などでこれら大学としての理念、使命・目的を全ての教職員が自覚する必要があることが、これまで以上に、認識されるようになった。
【経営学部】
大学開設以来、理事会、評議員会、部長会、事務局、各委員会等が綿密に社会情勢を分析し、方針について議論を重ね、役員及び教職員の支持に基づいて使命・目的の達成を目指している。学部においても、教授会、各委員会等による審議に基づき、使命・目的の達成を目指している。また、大学運営については、各組織の方針に基づいた議論を心がけている。教職員の意見が役員会等で審議され、運営に役立てられることを期待している。引き続き、役員、教員及び職員の協働体制の下で使命・目的及び教育目的が達成されるよう務める。
【社会学部】
地域社会や大学を取り巻く状況を先取りしながら、社会学部の大枠の方向性は大学から提案されたり、社会学部教員間で検討されている。このため、社会学部の使命・目的及び教育目的、学部内組織改正は、学長が統括者となり、学部長がリーダーシップを発揮し、各委員会、特に教務委員会と入試管理委員会を中心としながらも、必要に応じ作業部会を組織するなどして検討し、学科会議及び教授会に検討の経過報告や意見交換、とりまとめが図られている。
このような現況から、教職員は共通に理解し支持されている。
学部の意見・判断は、部長会、学長、法人理事会等に提案、決議されて社会学部の使命・目的及び教育目的として決定されている。これらの一連のプロセスは、メールや文書等を活用し教職員間で共有するようになっている。
また、学生生活ガイド、大学案内等の資料は、教職員に配布され理解と支持の促進に役立てられている。
【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則に明記され、本学ホームペー

ジにおいて公開している。平成 25 年度には各学部で「3 つの方針」を策定する過程で、ディプロマ・ポリシーも学部内での審議を経て全学の教職員に公開された。これらにより、ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、教職員に理解され支持されている。

【薬学部】

本学の教育理念は、明確に学生や教職員に周知され、教育理念を目標として人材育成のための教育を行っていくとの認識については、教職員全体で共有されている。なお、教育理念は、大学案内、大学ホームページ、学生ガイド等に掲載され、明示されている。平成 25 年度には、大学の教育理念を薬学部で具体化するために、３つのポリシーを策定した。この作業は、大学・学部の基本方針に関係することでもあり、この策定過程で教務委員会作成のポリシー素案について、学部で議論を重ね、最終的に教授会において文言の修正を行った経緯がある。

Ⅲ－3－②　学内外への周知について

【全学】

大学の基本理念は、大学が作成した冊子やホームページなどにより、学内外に広く開示されている。学則に明記されている本学の理念、使命・目的は、教職員には周知されている。入学式や卒業式をはじめとする式典や行事において、大学の理念、使命・目的及びそれらに基づく教育方針について、学長が繰り返し言及している。また、新入生のオリエンテーションにおいて、学部長、学科長などが大学の理念、使命・目的を説明している。さらに、理念、使命・目的を記載した「青森大学学生生活ガイド」を、教職員及び学生に配布している。

青森大学の基本理念の３項目は、学生が集う場所など十数か所に掲示しており、教職員及び学生、さらに来訪者にも周知を図っている。

基本理念については、学外に対しては大学ホームページや青森大学案内（「青森大学 2016」）に、学内に対しては学生生活ガイドに記述している。大学の使命・目的については、学則の中で明記されており、学生生活ガイド及び大学ホームページに掲載されている学則の中で記述されている。

【経営学部】

学部の使命・目的及び教育目的について、教員については教授会を通じて周知を図っている。また、学外には、オープンキャンパス、大学見学会、大学案内及び大学ホームページ等で周知を図っている。また、高等学校教員には入試懇談会、高校生には進学相談会や高校訪問の場において学部に関する説明を行っている。

【社会学部】

社会学部の使命・目的及び教育方針は、学則に明示され、学生生活ガイドが全学生に配布され、周知されている。また、在学生ガイダンス、新入生オリエンテーション等の機会を活用し説明され周知が図られている。大学案内は各高等学校へ送付し、入試懇談会や高校訪問で説明がなされている。

地域や学外への周知は、ホームページを活用し社会学部の最新情報とともに掲載し周知を図っている。また、社会学部の地域活動や講演会、大学祭等を活用して広く理解と周知

に努めている。
【ソフトウェア情報学部】
　ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則に明記されているほか、大学案内パンフレットには高校生などにも分かりやすい形で示されている。学則はディプロマ・ポリシーとともに本学ホームページで学内外へ広く公開している。
【薬学部】
　大学・学部の使命・目的については、大学案内、本学ホームページ等により学内外に公表されている。薬学分野別の第三者評価機関である薬学教育評価機構の「自己評価 21」を平成 21 年に受けており、これについても大学ホームページで公表している。その他、オープンキャンパス、各種進学相談会、高校訪問などあらゆる機会をとらえて薬学部の教育方針についての情報提供と周知を図っている。

Ⅲ－3－③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映について

【全学】
　大学の理念、使命・目的を「３つの方針」に反映させるため、各学部の委員会で検討を行い、教授会で各学部の方針を決定している。大学の中長期的な計画については、平成 24 年度に学長が示した「青森大学ルネッサンス」が本学の中長期の将来計画の基本となる考え方となっているが、青森山田学園の全体会議、大学の部長会などにおいて、学長自らの言葉により繰り返し説明され、「青森大学ルネッサンス」が大学の将来の展望を見据えた考え方として、大学の教職員のみならず法人の職員や理事会等、大学の内外に広く浸透している。この「青森大学ルネッサンス」の内容に「基本に返る　原点を大切にする」という項目がある。その内容として、「青森大学は、地域社会と密接な連携をとりつつ、教育研究の充実を図り、地域社会に貢献し、日本で、世界で活躍できる人材の育成に成果を上げてきた。このような建学の基本理念に立ち返りつつ、地方の私立大学として培ってきた伝統を生かし、一層の充実発展を図る。」とある。それは本学の使命・目的及び教育目的の反映に他ならない。
【経営学部】
　本大学の将来構想については、将来構想委員会が主担当であるが、学部教授会、部長会、理事会等でも議論を尽し、主体的に将来ビジョンを策定する必要がある。
【社会学部】
　青森大学の基本理念、「青森大学ルネッサンス」による３つの力（生涯をかけて学び続ける力、人とつながる力、自分自身を見据え、確かめる力）を社会学部で展開するために、「青森大学基礎スタンダード」との適切な連携を図り、専門性の向上や実践スキルの向上を目指し、地域貢献を通して「未来を拓く実践力」のある専門科目の配置など社会学部の使命・目的及び教育方針を生かしたカリキュラムの改革を行っている。
　社会学部では、実践的教育として資格や免許を準備し、社会学、社会福祉学という専門教育が地域社会に役立ち学生の未来を拓く力となるようにしている。
【ソフトウェア情報学部】

3 つの方針のうち、アドミッション・ポリシーは以前から入学試験ガイドに掲載していたが、平成 25 年度には学則に明記されているソフトウェア情報学部の目的を反映させるように、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定するとともに、アドミッション・ポリシーの見直しを行った。

【薬学部】

薬学部は、6 年制が開始された平成 18 年度以降、薬学教育制度の改革とそれに伴うカリキュラムの見直し、実務家教員の採用など組織について見直しを進めてきた。平成 27 年度に始まる改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した新教育課程表については平成 26 年度末に策定している。薬学部においては、薬学の教育・研究を通じて、地域住民の健康と福祉に貢献するとの使命・目的及び教育目的は、薬学系人材（とりわけ、薬剤師の）育成を目指している学部の教育計画の基礎となっている。これは、平成 25 年度に策定した３つのポリシーに十分反映させていると判断している。

Ⅲ－3－④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について

【全学】

各組織が相互に関連性を持って適切に活動するため、各学部及び研究科の委員で構成される全学的な委員会が設置されている。教育に関する委員会としては、教務委員会、図書委員会、FD 委員会、教職課程委員会、情報・IT 委員会、留学生総合支援局などがあり、学生支援に関しては、学生委員会、就職委員会などがある。

研究に関しては、各学部が基本単位である。また、附属研究所として総合研究所があり、４つの研究班を置いている。各学部の一部の教員はその専門に近い附属研究班の所員となっており、学部と附属研究所の相互交流が図られている。附属研究所内の意見調整は、各研究班長から構成される総合研究所運営会議で行われ、学部と研究所・研究班の連携は適切に行われている。

教育の基本単位は、学部・学科及び研究科である。各学部・学科には、教務委員会があり、ここで教育に関する基本的な方策が決定される。これとは別に各学部・学科、研究科から選出された委員により構成される全学教務委員会がある。全学教務委員会では、各学部間にまたがる諸問題を議論・調整する。

各学部にわたる全学的な教学マネジメントなど大学運営の基本的な事項は、各委員会の議論を踏まえ、学長が主宰し、必要に応じ法人本部からも出席する部長会において審議し、決定している。

青森大学組織構成図

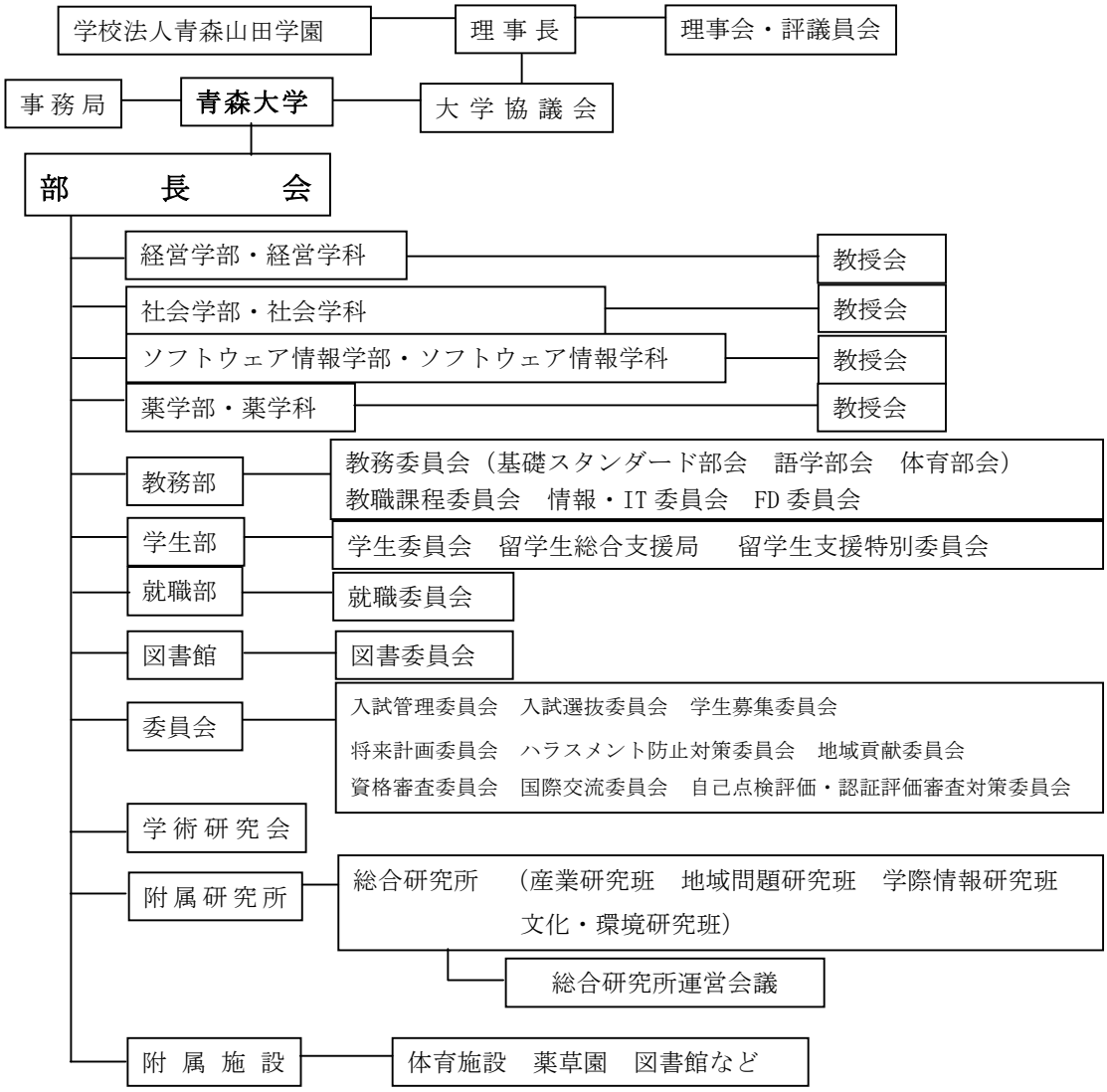

【経営学部】

学部学科の構成は、本学の使命・目的に沿って組織されている。本学の 3 つのポリシー等に対応して研究組織が構成されており、使命・目的及び教育目的と教育組織並びに研究組織の構成について整合性を図っている。

【社会学部】

社会学部の使命・目的及び教育方針が全学的な組織に反映できるよう、社会学部教員が総合研究所評議員や役員、全学的な各委員会委員として参画している。また、地域貢献センターのセンター員、学習支援センターのセンター員、オープンカレッジの講師等を務めるなど、社会学部と組織との連携を図っている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的を達成するため、ソフトウェア情報学科を置き、また、学部教務委員会などの諸委員会を構成して教育研究が滞りなく行えるよ

うにしている。
【薬学部】
医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命感を持ち、積極的に地域の保健・医療に貢献することができる薬剤師の育成のため、教育研究組織については均衡がとれ、充実した体制の整備を図っている。平成 27 年度には引き続き教員公募を行い、幅広い分野で計 8 名（教授 2、准教授 4 及び助教 2）を新たに採用することができた。しかしながら、医療系教員については退職者の補充のため今後も引き続き採用することが必要である。今後も必要に応じ教員の新陳代謝を図り、学部教育の活性化を図る。

（2）現状の評価

大学の理念、使命・目的及び教育目的について、役員や教職員の理解と支持を得て、また、学内外への周知を図っているが、なお工夫努力の必要がある。大学の使命・目的及び教育目的は、現状において、アドミッション・ポリシー等に反映されている。今後、より長期の展望に立つ計画の中に位置づける必要がある。教育研究組織の構成については整合性のあるものとなっているが、薬学部などについて、さらに努力を続けていく。

（3）将来の展望

【全学】
今のところ、中長期的な計画及び３つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映がなされており、教育研究組織の構成との整合性もあるが、今後も自己点検・評価等を通じて継続的に確認し、改善を図っていくこととしたい。
本学の基本理念は、様々な形で明示されている。これに対し、本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は、学則などに明示されているものの、周知について決して十分とは言えない状況にある。今後は、学内外に向けて、様々な形でこれらの認知度が向上するよう、努力していく。
【経営学部】
役員、教職員が協働の体制をとることで、使命・目的及び教育目的の有効性という責務を果たす必要がある。今後も社会の変化と将来の展望を見据え、適確かつ適正な大学運営により、本学に求められている社会的使命を果たす。
学内外に使命・目的及び教育目的の周知を図っているが、今後はより一層、学内外に対して本学の運営に理解を得られるよう努める。
本学部における中長期的な計画及び３つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映については、今後、使命・目的を踏まえ、新組織の必要性も視野に入れつつ、円滑に行っていく。
【社会学部】
学長を統括者とする「青森大学ルネッサンス」に基づく 3 つの力を備えた学生の育成を目指し、社会学部の 1 学部 2 学科体制から 1 学部 1 学科体制へ学部改組という改革を行い、使命・目的及び教育方針を見直し、実践力ある学生の育成を進めている。具体的には、カ

リキュラム改革、学生中心の教育研究への教職員の意識改革などであり、講義も学生との双方の授業を実践している。

しかし、まだ学部の改革は途上にあり、さらに発展させていく必要がある。例えば、教員相互の授業参観、自主的な授業研究等は、一部教員間で行われているが、社会学部全体に広がることが望まれる。また、担任制は教職員と学生の相互関係づくりに教員間で温度差がある。今後、社会学部の教育目的・方針を全教職員が実践できる体制を進めていく。

また、カリキュラムにおいては、基礎スタンダードの方向性と連続した形で専門科目を配置することで、専門科目では集中した学習ができるようになってきている。これに伴い必要かつ重要な科目を精査・整理してスリム化を図ることで、学部の変革と発展・展開をさらに進めていく。

また、社会学部としては、特に様々な分野で地域社会に貢献できる人材を育成することが目標となっており、積極的に学外の機関と連携できる授業科目を構築していく。また、資格関連科目などの教育において、実社会で役立つ授業を行い、これまで以上に身近な地域社会が抱える問題を中心に扱っていく。これにより、社会学部の使命・目的及び教育方針を達成できると考えている。

【ソフトウェア情報学部】

学部の使命・目的及び教育目的の学外への周知については、まだまだ不十分である。高校の生徒、保護者、教職員に対しては、大学案内パンフレット、大学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、進学相談会、入試懇談会などを通じてのみならず、インターンシップ受入れ、高校生向けセミナーの実施、課題研究への助言などの高大連携活動を引き続き行って、教育目的の周知を図る。

【薬学部】

薬学教育制度の変更後、平成 23 年度末に 6 年制一期生を社会に送り出した。新課程の検証を踏まえて、平成 27 年度からは、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムを策定したところである。今後も本学部の教育理念と使命・目的に則って適切に機能しているかを逐一検討しながら、必要な見直しを図る。なお、これを支えるバランスの取れた教員組織（とりわけ講師、助教・助手の補充による）を維持することは今後とも重要な課題である。

Ⅲ．使命・目的等に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

本学の使命・目的に関しては、「青森大学ルネッサンス」の下、全学的な改革が行われる中で、原点に立ち返り再点検がなされ、再確認が行われた。このことにより使命・目的や基本理念及び特色等が明確かつ適切な形で機能するようになった。ただ、百年近く遡ることとなる、建学の精神について十分な確認を行うことが難しいことは否めない。しかし、基本理念や特色については、様々な機会をでの情報発信に努めており、学内外に周知がなされている。今後もこれらの再確認を徹底し、誰が見ても本学の使命・目的等が理解できるように、より一層努力する。

Ⅳ．学修と教授

Ⅳ－1　学生の受入れ

（1）Ⅳ－1 の現状

Ⅳ－1－①　入学者受入れの方針の明確化と周知について

【全学】

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の使命・目的等に基づき策定しており、その内容は明確で高校生にも理解しやすい表現に努めている。外部に向けては入学案内、ホームページなどで告知・周知を図っており、オープンキャンパス、大学説明会や高校訪問においても入試に関する情報提供だけでなく、本学が求める学生像や本学の特色を説明し理解してもらうようにしている。学内においても、学生の受入れに関わる教職員に周知を図り、入学者と求める人材像が適合するように努めている。

【経営学部】

経営学部が示す教育目的に沿った入学者受入れの方針及び受入れの具体的な判断基準を明確にして、学生の受入れを行っている。さらに、以上の方針について，大学のホームページ上で公表・公開し、広く周知を図っている。

経営学部では、経営学、経済学、商学を中心とする理論的・実践的知識及び企業経営に関する論理的思考習慣と研究姿勢を身に付け、企業その他の組織において管理のプロフェッショナルとして活躍できる人材の育成を目指している。高度なコミュニケーション能力を身に付けること、基礎学力・専門知識を社会・経済の変化に対応させた理解へつなげていくこと、経営学的見地より論理的な表現能力を身に付け社会に貢献できる人材に成長すること、などに関心がもてる学生の受入れを行っている。

また，受入れの具体的な判断基準として以下の 5 つを掲げている

・基礎的な学力を備えていることが望ましいこと。
・日々の勉学に対する真摯な態度を有していること。
・社会・経済の変化に対する問題意識や理解力を鍛錬したいと考えていること。
・自分の意見を文章や会話で論理的に表現できる能力を育成したいと考えていること。
・論理的思考法を基盤とした社会貢献に積極的な興味を示していること。

以上の方針について、大学のホームページ上で公表・公開している。

【社会学部】

社会学部では、社会学あるいは社会福祉学の分野についての専門的な知識を身に付け、地域で活躍する人材を育成する。したがって、高等学校までに相応の基礎学力を身に付けており、 社会学あるいは社会福祉学について学ぶ意志を持つ人、これらの分野に関わる職業を目指す人を受け入れようとしている。このような入学者受入れの方針は、入学試験ガイド大学案内や本学ホームページで広く周知されている。

【ソフトウェア情報学部】

入学者受入れの方針は「入学試験ガイド」に掲載されており、また、本学ホームページで広く公開している。３つの方針のうち、アドミッション・ポリシーは以前から入学試験ガイドに掲載していたが、平成 25 年度にはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリ

シーを策定する過程でアドミッション・ポリシーについても見直しを行い、次のように改定した。

ソフトウェア情報学部では、ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムなどの分野についての専門的な知識を身に付け、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成する。したがって、高等学校までに相応の基礎学力を身に付けており、情報技術について学ぶ意志を持つ人、これらの分野に関わる職業を目指す人の入学を歓迎する。

【薬学部】

本学の基本理念に基づき、薬学部では、次に記す資質の学生を求めるアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定めて学生募集並びに入学者選抜を行っている。薬学部のアドミッション・ポリシーは、「医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命観を持ち、将来、薬剤師として積極的に地域の保健・医療に貢献したいという意志を持つ人の入学を歓迎する」とある。このアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）と合わせ、学部教務委員会で原案を策定し、平成 25 年 9 月開催の第 6 回薬学部教授会における審議を経て設定されている。上記のアドミッション・ポリシーについては、大学ホームページや青森大学入試ガイドに掲載して周知徹底を図っている。さらに、オープンキャンパス、入試懇談会、出張講義などにおいて、高校進路担当者、生徒及び保護者に対してきめ細かな説明をしている。アドミッション・ポリシーとして簡潔かつ明確に明示するとともに、大学ホームページなどを通して学内外への周知徹底を図っていると判断する。

Ⅳ－1－②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について

【全学】

本学では、入学試験ガイド及び本学のホームページで公開されている学部ごとのアドミッション・ポリシーに基づいて学生の受入れを行っている。平成 27 年度においては、平成 28 年度の入学試験へ向けて、入試管理委員会が全学レベルの決定を行い、入試管理委員会との連携の下、学生募集委員会と入試課が全学レベルの学生募集に関する活動を行い、各学部の入試委員会が実際の入試業務を事務局と協働して実行する体制で行われた。

入学者受入れの方針は、入学試験ごとに受験生に知らされており、次のようにまとめられる。

１）高等学校において学習することになっている内容の達成度に基づいた入学試験（大学入試センター試験利用入学試験、一般入学試験Ａ日程、一般入学試験Ｂ日程［ソフトウェア情報学部、薬学部］）

２）本学が提供する教育内容や取得できるライセンスに係る勉学に高い意欲がある志願者を選抜する入学試験（AO 入学試験、一般入学試験Ｂ日程［経営学部、社会学部］、一般入学試験Ｃ日程）

３）高等学校及び高等教育学校の学校長が入学志願者の人物及び学力などを評価して推薦する入学志願者のための選抜試験（推薦入学試験第Ⅰ期、推薦入学試験第Ⅱ期）

本学では、多様な能力を持つ入学志願者を入学させるために、数種類の入学試験を提供

している。実際の選抜プロセスは、各学部の入試委員会が入学試験ごとに試験結果をまとめ、入学者選抜会議を開催し、当該学部の入試委員会としての判定結果を学部教授会に提案し、教授会で審議し入学試験合格者を決定する。各学部の入学試験合格者は学長に報告され、学長の許可を受け正式に入学試験合格者として発表されている。

入学者受入れの方針に沿って様々な形態の入学試験の機会を提供しているが，本学で学ぶ意欲を持つ学生を確保するには、学生募集の活動を積極的に行うことが極めて重要である。学生に確かな教養と十分な専門的学力を身に付けさせ、社会に送り出すことにより、青森大学の魅力を高めていくことが肝要であり、平成 25 年度には、教養科目を再構築して、「青森大学基礎スタンダード」を開始し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を、平成 27 年度からは地域貢献演習、地域貢献プランニングを導入するなど、カリキュラムと教育方法の改革を進めている。本学は、どの学部においても、社会において役立つ資格や免許を取得できる学修ができるのが強みであり、高い就職率を維持している。

このような大学の教育研究活動等、特に教育の成果を明確に示していくことが最も重要である。

さらに、学生募集については、学長自ら青森県の全高校を訪問し、「青森大学ルネッサンス」に基づき、教育改革が進展していることを説明するなど、トップセールス活動を行っている。オープンキャンパスを工夫して開催するとともに、平成 25 年度入試から社会人特別入学試験制度を設けるなど、社会人入学や編入学が増えるよう努力している。

【経営学部】

入学者受入れの方針に沿って、基礎学力のある学生、簿記など各種資格取得に意欲のある学生、多方面にわたり知識の習得を行う意欲ある学生及び学業とスポーツ活動の両立を図り、保健体育の教員やスポーツ指導者などを目指す学生の受入れに力を入れている。

多様な学生を受け入れるために、経営学部では次に示す 5 種類の入学試験を実施している。

１）AO 入学試験

受験生が経営学部の教育理念をよく理解した上で、自ら進んで本学で学ぼうとする目的意識を持っているかどうかを、選考の基準とする。調査書、AO 入試志望理由・自己推薦書を参考にして面接を行い、上記の基準を満たしているかどうかを判断する。

２）推薦入学試験

経営学部の教育内容を理解し、経営学の勉学に対して強い意欲がある人を学力・人物に関する学校長の推薦書・調査書及び面接によって選考する。各種検定試験合格者・資格取得者及びスポーツ・文化活動・社会活動（ボランティア等）において顕著な実績のある人は、選考において考慮する。

３）大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験受験者の中から、経営学部が指定する科目の成績を基に選考する。また、試験は前期日程、中期日程及び後期日程の 3 つを設定している。特に成績上位者には授業料半額免除、中でも得点率が約 75%以上の場合は授業料全額免除の学業特待制度を設けている。

４）一般入学試験

基礎学力を重視するとともに、積極的な勉学意欲があるかどうかを選考基準とし、A 日程、

B 日程、C 日程の 3 つを設定している。A 日程では、学力試験を行い、その成績をもとに選考する。B 日程及び C 日程では小論文と面接の成績に基づいて選考を行う。また、A 日程では成績優秀者に対し、授業料半額免除の学業特待生制度を設けている。

５）社会人特別入学試験

高等学校などを卒業後、社会人としての経験があり、新しい知識や技術について学び直したい、また、人生をさらに豊かにするため生涯学習を続けたいなどの意欲があるかどうかを選考の基準にする。出願書類を参考にして面接を行い、上記の基準を満たしているかどうかを判断する。

上記のように、入学者受入れの方針に沿って多様な学生の受入れを行っている。基礎学力のある学生、簿記など各種資格取得に意欲のある学生、多方面にわたり知識の習得を行う意欲ある学生及び学業とスポーツ活動の両立を図り、保健体育の教員やスポーツ指導者などを目指す学生の受入れに力を入れている。なお、原則として推薦入学試験、AO 入学試験、編入学試験においては、「経済的に修学困難な方に対する奨学制度」を設けている。

これらの入学試験によって、受験生が各自にふさわしい入学試験を選択できる体制にあると言える。

【社会学部】

社会学部では次の 6 種類の入学試験を行っている。

１）一般入学試験（Ａ日程、Ｂ日程、Ｃ日程）

２）大学入試センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）

３）推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、併設校特別推薦）

４）AO 入学試験

５）編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

６）社会人特別入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

このうち推薦入試、AO 入試合格者を対象として、新聞記事を要約し、その上で意見を書くという入学前課題を行っている。この入学前課題は、社会学あるいは社会福祉学の分野についての専門的な知識を身に付けて地域で活躍したいという意志のある者を受け入れるというアドミッション・ポリシーに沿って考案されたものであり、高校レベルの文章読解力並びに文章作成力の習熟度を調べるとともに、地域社会を中心とした社会問題への敏感さを養うことを目的としている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では次の 6 種類の入学試験を行っている。

１）一般入学試験（Ａ日程、Ｂ日程、Ｃ日程）

２）大学入試センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）

３）推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期）

４）AO 入学試験

５）編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

６）社会人特別入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

これらのうち、一般入学試験では「数学Ⅰ」を必須、大学入試センター試験利用入学試験では「数学①」と「英語」を必須とすることにより、本学部で学ぶための基礎学力として何が重要かを明らかにするとともに、できるだけ多くの受験生に門戸を開くようにして

いる。

【薬学部】

入学者受入れの方針は、大学ホームページや青森大学入試ガイドに記載して、本学部が求める学生像を簡潔に示し、周知の徹底を図っている。入学者の選抜方針や入試要項に関する事項は入試委員会において作成し案を最終的に教授会で審議して決定する。入試の種類は、次のとおりである。

１）推薦入学試験（指定校)、(公募)

２）一般入試（Ａ日程、Ｂ日程、Ｃ日程）

３）大学センター試験利用入試（前期日程、中期日程、後期日程）

４）AO 入学試験

５）編入学試験

推薦入学試験は、指定校制と公募制があり、いずれも専願制で、出身高校長の推薦書、調査書（成績証明書）と面接試験により選抜する。どちらの場合も科目試験は科さないが、薬学部の場合、高校における評定平均値として原則 3.5 以上を義務付け、一定レベルの学力を持った者を選抜するように努めている。また、面接では、アドミッション・ポリシーで掲げている項目（倫理観、使命観、地域への貢献など）に関する質問をして、適切であるかについて、複数の面接官が点数化して合否判定の資料を作成している。一般入学試験（Ａ日程，Ｂ日程）では、試験科目に「化学」「英語」を課し、面接試験は行っていない。大学センター試験利用入試では、さらに幅広い科目（外国語、数学、理科）の総合点で判定している。AO 入試では、調査書、本人記載の志望理由書、自己推薦書を参照しながら複数の面接官が面接を行い、自己の目標を実現するための意欲・能力を備えていると自己判断できる者を選抜している。

さらに、編入学試験では、以前に所属した（あるいは卒業した）大学等の成績証明書と面接試験を主要な判断材料として選抜する。この場合も面接官として複数の教員が立ち会う。６年制薬学部在籍者は、在籍大学における単位取得状況に応じて、２～４年次への編入が、最終的に教授会の審議を経て認められる。その他の大学学部等出身者の場合、編入が認められる場合、全て２年次となっている。本学部の編入試験制度は、平成 21 年度から始まり本学の学生数確保に貢献している。平成 22 年度以降の編入者数は、次のとおり：平成 22 年度：２年次６名、平成 23 年度：２年次６名、４年次生２名、平成 24 年度：２年次 11 名、３年次１名、４年次２名、平成 25 年度：２年次６名、４年次２名。平成 26 年度：２年次 10 名、３年次３名。最後に、編入生の多くが他大学理系学部出身者で成績優秀者の割合が高く、また、ほとんどが社会人経験者であることから、薬剤師に対する思い入れ（高いモチベーション）を持っており、現役学生に対してプラスの影響力を与えている。編入生の科目の単位認定の作業は、成績証明書を基に、薬学部委員会において検討し、最終的に教授会で審議して「認定」している。このように、本学の試験制度により、多様な（編入）学生を確保することができていると考えている。結論としては、学部のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保のために、編入制度を活用するなど様々な入試区分に工夫を加えていると判断している。

Ⅳ－1－③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について

【全学】

青森大学では、平成 21 年度に入学定員に沿った適切な学生受入れ数の見直しを行った。経営学部経営学科では、入学定員を 120 人から 130 人に変更、社会学部社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更､社会学部社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更、薬学部薬学科の入学定員を 120 人から 90 人に変更した。また、平成 24 年度には社会福祉学科を廃止して、社会学科に統合した。さらに、平成 25 年度には経営学部経営学科では、入学定員を 130 人から 100 人に変更、ソフトウェア情報学部同学科の入学定員を 50 人から 40 人に変更した。これにより平成 25 年度の充足率は前年に比べわずかだが上昇し、平成 26 年度には前年度を下回ったが、平成 27 年度には回復し、経営学部経営学科では 0.75、社会学部社会学科で 0.75、ソフトウェア情報学部同学科では 0.64、薬学部薬学科では 0.71 と前年度に比べて上昇した。

▽留学生の受入れ等について

平成 27 年度の留学生の受入れは、経営学部が 12 名（うち 1 名は国外の大学から編入)、社会学部が 4 名（うち 1 名は国内の短期大学から編入)、ソフトウェア情報学部は 1 名、薬学部は 1 名となっている。留学生の出身国の内訳は、中国 4 名、韓国 2 名、モンゴル 1 名、ベトナム 7 名、インドネシア 1 名、ミャンマー2 名、その他 1 名となっている。

【経営学部】

経営学部では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のために、入学定員数の適正化を目指して、適宜入学定員の見直しを行っている。しかしながら、平成 27 年 5 月 1 日現在の学生数においては、選抜可能な受験者数を確保できておらず、収容定員についても充足できていない。

【社会学部】

社会学部では入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のために、平成 21 年度から社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更し、社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更した。また、平成 24 年度から社会福祉学科を廃止して、社会学科に統合した。これにより充足率は平成 22 年・23 年度に比べると（社会学科は平成 22 年度は 0.47、平成 23 年度は 0.39）やや持ち直したが、平成 24・25 年度の充足率は 0.6～0.61、平成 26 年度は 0.54 となり、十分な学生数の受入れを達成できているとは言えない。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では平成 25 年度の入学定員を 50 人から 40 人に変更した。これに対して平成 25 年度の入学者は 24 人、平成 26 年度 19 人となり、単年度の定員充足率はそれぞれ 60%、48%、また、収容定員に対する充足率は 54%、50%と低下した。この傾向が続くと収容定員充足率が 50%を割ることも懸念されたが、学生募集のための努力を重ねた結果、平成 27 年度入学者は 37 人（うち 1 人は入学辞退の申し出が遅れたため一時的に入学扱いとなったという事情のため、実質的には 36 人)、単年度充足率 90%となり、減少傾向に歯止

めをかけることができた。
【薬学部】
18 歳人口の減少傾向に加えて、平成 18 年度に開始された薬学部６年制への移行が要因となって、全国の薬学部志願者数が顕著に減少した。本学薬学部は平成 16 年度に４年制度薬学部として開設され、最初の２か年は定員を満たしていたが、６年制度がスタートした翌年の平成 19 年度以降、平成 26 年度に至るまで一度も定員 90 名を確保できていない。なお、平成 18～20 年度の定員は 120 名であったが、平成 21 年度以降、定員を 90 名に改め、現在に至っている。
６年制薬学部の発足以降の入学者数（定員充足率%）は、次のとおりである。
平成 18 年度 : 124 名（103 %）、平成 19 年度 : 75 名（62.5 %）、平成 20 年度 : 47 名（39.2 %）、平成 21 年度 : 61 名（67.8 %）、平成 22 年度 : 53 名（58.9 %)、平成 23 年度 : 52 名（57.8 %）、平成 24 年度 : 45 名（50.0 %）、平成 25 年度 : 59 名（65.6 %）、平成 26 年度 : 60 名（66.7%）、平成 27 年度 : 56 名（66.2%）。
薬学部における入学定員充足率は、平成 19 年度以降平均して 60 %で推移しており、十分な学生を受け入れることができていない。入試区分ごとに充足率について検討すると、本学部の場合、推薦入学試験（定員 40 名）において、充足率は常に定員の半分にとどまっており、この区分における充足率の低さが薬学部の定員割れの主要な原因となっている。現在、入学者の確保のために、オープンキャンパス（模擬実験と学部説明の実施）の年６回の開催、出張講義、中高生の薬剤師体験入学の新規導入、高校生科学コンテストの開催など、あらゆる機会を使って薬学入学定員確保の策を練っているところである。
結論として、薬学部のアドミッション・ポリシーなどについては周知され、これに基づいた入学者の確保の道筋はできているが、現時点ではこれが入学定員の充足に確実につながっていないと判断せざるを得ないのが現状である。

（2）現状の評価

入学者受入れの方針を明確化し、周知を図るとともに、学生受入れ方法に工夫を加え、学生募集活動を積極的に行っているが、適切な学生受入れ数の維持については厳しい状況にあり、楽観できない。

（3）将来の展望

【全学】
今後も入学案内、ホームページをはじめ、様々な媒体を使って広く学外に本学の方針を伝えるとともに、様々な募集活動の工夫充実を図り、本学独自の特色ある教育内容を広報することで、志願者を増加させ、適切な学生受入れ数の維持に努めていく。
また、留学生の受入れ等については、国際交流に関する様々な事柄を研究、検討するうえにおいても、国際交流委員会の体制のさらなる強化が必要であり、以前の失敗の反省の上に、無理のない範囲での外国人留学生の受け入れも推進していく。
【経営学部】

選抜可能な受験者数及び適正な入学者数の確保は、本学部にとって喫緊の課題である。適切な広報・宣伝活動を実践し、オープンキャンパス、高校生に対する模擬授業、大学見学会を通じて、本学部の魅力を訴えていく必要がある。その一環として青森商業高校と連携協定を結び、高大連携の推進を図っている。また、資格取得を奨励し、就職率を高め、地域貢献活動などを積極的に展開するなど、本学部における教育の成果を可視化する努力が必要である。さらに、適正数の留学生確保に力を注ぐ。

【社会学部】

入学者受入れの方針や受入れ方法については、入学案内やホームページで明確に周知しているが、必ずしもそれが理解され、入学定員の確保に結びついているとは言えない。受入れ方法の工夫は常に議論され、オープンキャンパスで学部の垣根を取り払ったり、体験重視の模擬授業を行うなど、いくつかの試みがなされ、参加学生も増加してきている。しかし、今後はマーケティングをしっかりと行い、本学部の重要事項を明確化するとともに、女子学生の比率を高めるような試みが求められる。そのためには、本学の魅力を知ってもらうための広報活動や、現在進めている大学改革の充実が急務である。

【ソフトウェア情報学部】

27 年度入学生の増加の後、28 年度入試では再び応募者が減少しているが、入学者受入れの方針や入試の種類、試験科目、日程などについては特に問題があるとは思われない。学部のカリキュラムの見直しを今後も続けてより良いものにしていくとともに、いろいろな場で成果を上げている学生の活動の様子を広く高校の生徒、保護者、教職員に知ってもらうことが大切である。それには、大学案内パンフレット、大学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、進学相談会、入試懇談会などを通じてのみならず、インターンシップの受入れ、高校生向けセミナーの実施、課題研究への助言などの高大連携活動も引き続き行って、学部の諸活動の周知を図り、応募者増につなげていく。

【薬学部】

薬学部の入学者受入れの方針、受入れ方法等においては、大きな問題はないと判断しているが、現時点で、それが学生の確保につながっていない。入試区分別の充足率の分析から、推薦入試枠で例年 50%程度の入学者しか確保できていない。定員を満たしていた 4 年制薬学部時代には、青森県内（とりわけ、青森市内）の高校から十分な数の推薦者を得ることができたが、6 年制移行後難しくなった。推薦人数を確保するには、本大学薬学部が青森県で唯一の薬剤師養成機関であり、薬学部開設以来これまでに約 447 名の卒業生を「薬剤師」としてこの地域に輩出してきた実績について、種々の方法（ホームページ、地域の医療活動など）を通してこれまで以上に周知徹底を図る必要がある。そのためには、推薦を受けることができなくなった原因を詳しく分析・究明し、それを打開するための施策を実施する。具体的には、薬学部開設以来、更新されていない大学及び薬学部の施設設備の更新、薬学部医療系教員及び若手教員のさらなる確保が急務である。

Ⅳ－2　教育課程及び教授方法

(1) Ⅳ－2 の現状

Ⅳ－2－①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化について

【全学】

大学の目的・使命及び経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部の教育研究の目的並びに基本理念を青森大学学則（以下「大学学則」という。）に定めている。平成 25 年度、基本理念と教育研究上の目的を踏まえ、全学的に卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）を定め、これを達成するために教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を策定し、大学案内や学生生活ガイドブックで受験生や在学生に示すとともに、新入生にはオリエンテーションにおいて解説を行っている。学外に向けてはホームページ等で公表し、非常勤講師に対しては、委嘱の際にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ってシラバスを作成することを明示した「シラバス作成要領」を配布し、周知を徹底している。また、各学部は、教育研究上の目的を踏まえ、学部ごとにカリキュラム・ポリシーを明確にし、教育課程を編成している。

以上のことから、本学の教育課程は、教育目的を踏まえた教育課程編成方針が明確化され、編成がなされていると判断する。

【経営学部】

経営学部では、教育目的で述べられる「経営学、商学、経済学に関する基礎的な知識・技術を教授」に基づき、カリキュラムを専門必修科目と３つの専門コースによって編成するという教育課程編成・実施の方針を明確化している。事業マネジメント・会計コースでは、カリキュラム・ポリシーに明記されている通り、「企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力を涵養し、経済のグローバル化や ICT 化などに対応できる人材、多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材の育成」に基づいて、、系統的知識を企業経営の多様性や変化に即して実践するための能力、すなわち問題解決能力の養成に力を入れている。経営情報システムコースでは、受け身な ICT の利用ではなく、帰納的な見地より ICT を企業経営へと役立てるための姿勢を身につけたビジネス・パースンの養成に力を入れている。スポーツビジネスコースでは、健康づくりとスポーツ教育、すなわちスポーツが社会において果たすべき役割、価値や可能性について理解する。そして、サービス・コンテンツ産業としてのスポーツ産業においてどのようなマネジメントが求められ、また、どのように社会に受け入れられるべきかを考察し、ビジネス・モデルの策定、実施に寄与する専門家の養成を行っている。

【社会学部】

１）社会学部全体の教育目的

「社会学や社会福祉学を学んで、地域社会に関する問題解決能力を身に付ける」ことである。この目標を達成するために、社会学コース、社会福祉学コースでは 2 年次よりコース選択を行い、より専門的で実践的な教育を行っている。

具体的な教育課程編成・実施の方針として、社会学部では、平成 25 年度より基礎スタン

ダード科目群 40 単位、専門科目群 84 単位（専門必修科目 40 単位以上、コース必修科目 24 単位以上、専門選択科目）の合計 124 単位を取得することを卒業の条件としている。

２）社会学コース

社会学コースでは、教員免許、社会調査士、司書、スポーツリーダー、任用資格などの資格・免許取得のための科目群も設定し、「社会で活躍できる人材」の育成に取り組んでいる。社会調査実習に関しては、現在、社会調査士関連科目として６科目が設定されている。そのうち実地調査を含む科目は２つ設定されており、一つは、質的調査の科目（地域社会学Ⅱ）、もう一つは、社会調査実習である。前者に関しては、テーマを設定し、地域への聞き取り調査を行っており教室外学修が実践的に行われている。次に、調査実習に関しても学生が主体となって主に調査表調査が行われている。この結果は、社会調査協会に成果として毎年報告義務がある。

３）社会福祉学コース

社会福祉学コースでは、「社会福祉士」「精神保健福祉士」の国家試験受験資格取得に必要な科目群を設定している。なお、ソーシャルワーク実習においては 24 日間実習が行われ、青森市内における各施設に学生を配属し、実践的な学習を行っている。これに関しては、教員が見回り巡回を行い、現場と密な連絡をとって支援している。

平成 27 年度は 10 名が社会調査士に認定された。また精神保健福祉士は 2 名の合格者、社会福祉士 2 名の合格者を出している。

社会学部では、1 年間の履修上限を 48 単位と設定しており、特定の資格関連科目（司書、教職、社会福祉士、精神保健福祉士）に関してのみ履修上限を緩和している。また、履修上限を超えて履修する学生に関しては、教授会で議案として提出し、その都度承認を行っている。この条件と制限に関しては社会学部の内規に規定されており、年度初めのガイダンスで学生に説明を行っている。

【ソフトウェア情報学部】

学則に明示されているソフトウェア情報学部の目的に基づいて、平成 25 年度にカリキュラム・ポリシーを次のように策定した。

1　情報工学の基礎として必要な数学、物理学に関する科目を配置する。

2　ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムの各分野にわたって科目を配置し、コンピュータやオペレーティングシステムの動作原理、ネットワークや組込みシステムの仕組み、コンピュータグラフィックスの技術、プログラミング技法などを体系的に学べるようにする。

3　1 年次に「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」、 2 年次に「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」、 3 年次に「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」、4 年次に「卒業研究」を配置し、プログラミング能力のみならず、問題解決能力やコミュニケーション能力を段階的に修得できるようにする。また、学内外との連携の取組みにより、それらの能力をより確実なものにできるようにする。

4 「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」では、各学生をいずれかの研究室に配属し、テーマの設定から、開発、成果発表までを経験させ、総合的かつ創造的な能力の養成を目指すと同時に、就職活動にも生かせるようにする。

5　「卒業研究」では、それまでに身に付けた知識を駆使し、また、指導教員や他の学生との議論、文献調査などを行いながら、一つのテーマについて研究・開発を進め、自律的・継続的研究能力やソフトウェア技術者に必要な総合力を高めることを目指す。

6　各種資格試験（基本情報技術者試験、IT パスポート試験、CG エンジニア検定、CAD 利用技術者試験）への対応を意識してカリキュラムを編成し、受験対策講座（「ソフトウェア情報学特講Ⅰ、Ⅱ」）を開講する。

【薬学部】

本学の教育目的に基づき、薬学部では「医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命感を持ち、将来、薬剤師として積極的に地域の保健・医療に貢献したいという意志を持つ人材の養成」を目的とした教育課程を編成している。平成 27 年度から実施する改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育課程を策定した。これに則って実施している。

Ⅳ－2－②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について

【全学】

１）教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

平成 26 年度から、学長が主導する教学改革タスクフォースが全学共通の教養課程である「青森大学基礎スタンダード」の編成を担当し、一方、教務委員会は主に専門教育課程の編成を担当して、相互に協力しながら、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の運営を行っている。

各学部では、卒業要件単位数表及び開講科目一覧表を作成し、青森大学基礎スタンダード科目と専門教育科目の関連性等について、オリエンテーション及び在学生ガイダンスの教務に関する説明で周知を図っている。

平成 26 年度に科目ナンバリング制度を導入し、科目間の関連性や内容の難易を分かりやすく表現するために、全ての授業科目に科目の分類を表す記号及び科目の難易度を表す番号を設定している。学生が科目ナンバリングに基づいて、自主的に体系的な学修活動が行えるように、オリエンテーションにおいて科目ナンバリングについてのガイダンスを行い、また、科目ナンバリングの体系を示す資料を作成し、教育課程の点検のために活用できるようにしている。

シラバスは、学生がディプロマ・ポリシーと関連づけて学修ができるように、各科目にナンバリングを実施し、「学生の到達目標」の項目に「知識・技能」及び本学が育成する汎用的能力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え確かめる力」の「3 つの力」の基準が明示され、「授業外学修」、「成績評価基準」等々の項目で具体的な記載がなされている。

担当科目のシラバスの原稿を作成する際に、各教員（非常勤講師を含む）が本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解した上で取り組めるように、教務委員会が作成した「シラバス作成要領」を全教員に配付している。

また、担当教員によって作成されたシラバスは、教務委員会の委員によってチェックされ、必要に応じて修正の指示等がなされた上で、電子シラバスとして大学ホームページ上

で公開されている。これにより、学生自身がいつでも学内外のインターネットを使ってシラバスを閲覧できるため、授業内容や授業外学修の指示等を確認できる。実際の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通の教養教育である「基礎スタンダード」科目と各学部の専門科目によって体系的に編成され、知識・技能の修得とともに、「3 つの力」の修得ができるよう編成されている。

２）青森大学基礎スタンダード

青森大学基礎スタンダードは、平成 25 年度に全学共通の教養課程として導入され、当初は変化する時代を生き抜く人間の根幹をなす実践力の養成を目指して「教養コア」と「技能コア」を置いていたが、平成 26 年度から「創成コア」を追加し、キャリア形成科目及び関連する地域貢献科目を配置し、地域貢献に役立つ知識・技能の育成にも力を入れている。

「教養コア」には、人文科学、社会科学、自然科学の教養科目に加えて、全学部必修の初年次教育科目として「学問のすすめ」、「人間と文化」、「社会と環境」等の全学協力体制によるオムニバス科目と「基礎演習」を置いている。これらの科目の設計・運営は、科目コーディネーターを中心として教員グループが協働して当たり、学生の主体的な能力を引き出すため、様々なアクティブ・ラーニングの方法を積極的に取り入れて、学修に対する動機づけを高めるとともに、確かな教養の修得に力を注いでいる。特に、「基礎演習」では、本学が作成した初年次教育用のテキスト『学びの道しるべ』を刊行し、大学生活の基礎知識やノートの取り方、レポート作成方法等をはじめ、本学の「3 つの力」に含まれるコミュニケーションやプレゼンテーション能力など対人関係能力等の基礎を養成することに注力している。

「技能コア」には、英語をはじめとする外国語運用能力を錬成する「言語スキル」科目群、健康増進と身体能力の向上を行う「身体スキル」科目群、ＩＴリテラシーや基礎的なデータ分析力等の習得を支援する「情報スキル」科目群を置いている。特に、1 年次の「英語」では、入学当初にプレイスメントテストを実施した上で習熟度別のクラス編成としている。また、情報処理に関連する資格の取得を推奨するなど学生の学修意欲を喚起して、実社会において通用する実践力を養う工夫をしている。

「創成コア」は、「地域創成科目」と「自己創成科目」から成る。地域創成科目には、「地域貢献基礎演習」、「地域貢献演習」、「地域貢献プランニング」を置き、学生が様々な地域連携をテーマにより体験的に学び、学年進行に伴って本格化する地域連携活動への円滑な導入や、卒業後も含めた地域における様々な活動へつなぐことを目標としている。また、自己創成科目では、「キャリアデザインＩＡ・Ｂ」、「キャリアデザインⅡＡ・Ｂ」、「就職活動実践演習Ａ・Ｂ」、「インターンシップ」及び「ボランティア」を開設し、一人ひとりのキャリア形成と社会人基礎力や基礎学力等の就業力の伸長を図っている。

加えて、平成 26 年度から各学部の専門科目は、基礎スタンダード科目との連携を図りつつ体系的に編成し、学生の主体的能力を引き出すために教授方法の改善を進めている。

以上のことから、本学の教育課程は、体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も適切 に行われていると判断する。

【経営学部】

学生は、基礎スタンダード科目群から 48 単位以上を履修し、専門科目群から 76 単位以上を履修しなければならない。これら併せて 124 単位以上を履修し、試験に合格した者を

卒業認定する。また、経営学部では、単位履修上限制（キャップ制）を採用している。1 年次の前期から 3 年次の後期までは、教職関連科目を除き各学期 20 単位以下、4 年次は 4 単位以上とする制限を設けることで、着実な理解を促している。

経営学部の 3 つの柱となる経営学、商学、経済学に関する科目を中心に専門科目が設定されている。また、簿記検定、基本情報技術者資格や IT パスポート資格などの情報関連資格の取得のための指導を積極的に展開している。なお基本情報技術者資格においては、ソフトウェア情報学部と提携した､午前試験免除制度の採用を 26 年度より日本で初めて実施し、27 年度には当該制度の適用を受けた学生が輩出され、着実な成果が表れ始めている。

経営学部では、1 年次から 4 年次にかけて少人数制のゼミナールを設置しており、学習及び生活面においてきめ細かい指導を行っている。一部のゼミナールでは、他大学との学術交流や地域貢献活動が積極的に展開されている。なお、経営学部では、卒業論文の提出は必須であり、その指導は、4 年次の専門ゼミナールを中心に進められている。毎年 1 月には卒業研究発表大会が開催される。その概要及び結果は、ホームページ上で紹介されることで、進級を控えた３年次学生の学習意欲向上に貢献している。

経営学部では、入学対象者のための予備学習として通信教育を実施している。郵送を通じてレポート課題（経営学に限らない）を入学対象者へと提示し、返送されたレポートについて経営学部教員が添削し、入学対象者に再び返却されるシステムである。

また、学生が教員との親睦を深めるため、春季には学部を挙げたスポーツ大会も開催されている。

【社会学部】

１）集中型講義及び演習

社会学コースにおいては、特に専門必修では半期集中型の演習を採用しており、集中的に地域社会の問題に取り組むスタイルとなっている。この方式を採用することで２年次から４年次までで計 6 回、総計 180 回ゼミに参加することになり、学習効果が上がっている。また、卒業論文は選択制になっており、年間を通じた指導と、集中的指導を行っている。平成 27 年度より専門必修科目群において、「地域社会特講」を設置し、地域社会に密着した講義を行っている。この点は、本学独自のものと言える。

２）独自の就活実践演習

２年次までは基礎学力、コミュニケーション能力の向上を目指す指導を重視し、３年次からは、さらに「就職活動実践演習」で具体的な就職活動の進め方を指導している。例えば、履歴書の書き方から面接対策までの細かな点の指導を行う。また、教員免許や司書、社会調査士、スポーツリーダーの資格は、所定の科目を履修し、単位を取得することで得られるが、国家試験受験が必要な社会福祉士や精神保健福祉士の資格を目指す学生には、学内模擬試験や勉強会の実施を通じ、徹底した指導を行っている。このような結果、平成 27 年度は、卒業生のうち社会学科 92.5%の就職率を達成した。

３）地域密着型の授業

社会学コースは、2015 年度より開講された、地域社会に足場をおいたカリキュラムを通じて、地域と大学の接点をより多くし、卒業後にスムーズに地域社会で働ける人材を輩出することを意識して実践された。実際に学生が授業を通じて青森県の助成事業である「学生発、未来を変える挑戦プロジェクト」等に応募し、地域課題の抽出と課題解決への提案

などを行うことができた。また社会福祉学コースでも、授業を通じて大学の所在地である幸畑地区の踏査を実施し、社会福祉の視点から幸畑地区の課題抽出と課題解決への提案をした。このように社会学科では教育目標を実現する取り組みが複数なされた。

【ソフトウェア情報学部】

カリキュラム・ポリシーに基づき、1 年次に「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」、 2 年次に「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」、 3 年次に「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」、4 年次に「卒業研究」を配置し、プログラミング能力のみならず、問題解決能力やコミュニケーション能力を段階的に修得できるようにしている。また、ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムの各分野にわたって専門科目を配置し、コンピュータやオペレーティングシステムの動作原理、ネットワークや組込みシステムの仕組み、コンピュータグラフィックスの技術、プログラミング技法などを体系的に学べるようにしている。

教授法を工夫する際の参考とするため、ソフトウェア情報学部では平成 18 年度より教員相互の授業参観を実施している。平成 24 年度には前期２科目、後期３科目について参観と意見交換会を行った結果、それまでに全ての専門科目担当教員が複数回の参観授業を担当したこととなった。平成 25 年度以降は時間的な余裕がなく、組織的には行っていないが、平成 26、27 年度年度には、演習科目の発表会や教科教育法の学生による模擬授業などの際に、広く教員に対して参観を呼び掛けている。さらに、平成 27 年度には全学的に授業公開の期間として設定された 12 月 7 日～12 日には当学部でも教職員相互の授業参観が集中的に行われた。

【薬学部】

薬学部においては、入学当初から開講する医療・倫理関係の内容を取り扱うキャリアデザイン、他学部の学生と一緒に学ぶ教養教育、情報教育や早期体験学習を通して、コミュニケーション能力を養うとともに、医療人としての自覚を養う。一方、薬学専門基礎教育では、高度で専門的な薬学に関する知識・技術について年次を追って段階的に修得できるように工夫している。本学薬学部の現行カリキュラムの特徴は、開講しているすべての専門科目を必須科目としていることにある。また、現行の薬学教育コアカリキュラムの改定作業が平成 25 年 12 月に終了したことに伴い、これに準拠した新カリキュラムの策定を進め、平成 27 年度入学生から適用している。

教育課程は、教育目標の達成を目指して体系的に編成され、具体的な講義、実習において時間や授業内容にも工夫が施されていると判断している。

（2）現状の評価

基準を満たしている。本学は全学的に教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、その方針に沿って教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を進めている。

（3）将来の展望

【全学】

これまで以上にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を行うために、「授業アンケート」及び「学修行動調査」等を活用する。

履修の際、個別の科目の修得によって得られる能力とその水準を把握できるように、シラバスを改善する。特に、「基礎スタンダード」と専門教育の連続性がさらに高まるように科目配置を見直し、「基礎学力」と「専門的知識・技能」及び本学の「３つの力」に示される「人間力・社会人基礎力」の均衡のとれた人材育成を目指す。

また、今以上に「３つの力」を育成するため、学生のニーズや地域社会の要請に対応した教育課程の編成、授業内容・方法及び学年配当等に活かしていく。

個々の授業の教育効果を高めるために、基礎スタンダードの必修科目を中心にアクティブ・ラーニングを強化する。

【経営学部】

経営学部には３つのコースがあり、今後一層のコース体系化の充実及び強化を図る必要がある。事業マネジメント・会計コースにおいては、会計学教育に関する一定の成果基準と考えられる日商簿記等の資格取得率の向上、ならびに地域貢献活動の活発化に注力していく必要がある。同様に、経営情報システムコースにおいては、ICT を企業経営で活用できる人材育成のために、基本情報技術者資格や IT パスポートの合格実績を向上させる試みが必要である。スポーツビジネスコースにおいては、資格取得の実績向上のみならず、スポーツを通じた地域貢献の在り方について NPO 団体との提携も視野に入れた検討が必要である。

専門基礎学習の充実と内容の工夫として、平成 27 年度より開講されることとなった経営基礎演習について専門学習への接続ときめ細かな生活指導において一定の成果が出始めている。あわせて 3・4 年次専門ゼミナールへの架橋的な位置づけを強化するために授業内容の工夫、学部としての地域貢献活動への取組みに関わる科目として見直しが図られた 2 年生ゼミナール（経営学演習）においては、外部の地域貢献活動等に積極的に取り組んでいる。最後に、グローバル化に対応した短期留学生プログラムは 2 年目を迎え、提携する台湾の大学との連携が進展している。

【社会学部】

社会学部の教育課程編成・実施の方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発は、徐々に各授業において実施されることが多くなっている。しかし社会学部全体で取り組むことができていないため、個々の教員の工夫による部分が大きい。ここの取り組みを学部全体の取り組みとしていく。

【ソフトウェア情報学部】

カリキュラム・ポリシーの第 6 の項目に挙げた各種資格試験への対応の一つとして、これまで基本情報技術者試験に対しては「ソフトウェア情報学特講Ⅰ、Ⅱ」を開講してきたが、平成 26 年度からはこの試験への対応を強化するため、経営学部と協力して同試験の午前試験免除制度を利用できる体制を取った。具体的には、当学部の「ソフトウェア情報学特講Ⅰ」、「コンピュータ基礎」、及び経営学部の「経営情報論Ⅰ、Ⅱ」、「経営情報数学」の計 5 科目をこれに充て、内容も一新した。これらの科目の受講者は学内で行う修了試験に合格することにより、基本情報技術者試験の午前試験を免除され、午後の試験のみの受験で資格を得られることとなる。平成 27 年 6 月および 7 月の修了試験に合格した 7 人の内、

同 10 月に午後試験のみを受験することによって 2 人が合格した。
【薬学部】
改正された薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した薬学部のカリキュラムを策定し、平成 27 年度入学生から適用している。なお、新カリキュラムにおいても、現行カリキュラム同様、専門科目すべてを必修科目とした。これは、学生の多様なニーズに応えることができないデメリットを抱えることにはなるので、正規カリキュラム以外のメニューの実施を今後検討していく必要があろう。カリキュラムの改革に伴い、学生には、新カリキュラムマップを作成・配布して、教養科目の意義などを分かりやすく説明し、教育の目標をさらに明確にする。

Ⅳ－3　学修及び授業の支援

(1) Ⅳ－3 の現状

Ⅳ－3－①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実について

【全学】
1）教職員の協働による学修支援及び授業支援の充実
授業支援に関しては、教務委員会がカリキュラム編成及び授業の実施の面から計画を立案し、円滑な授業運営ができるように教員と職員が協力して活動している。教授法・教授内容の面からの支援は FD 委員会が担当している。また、平成 26 年度からスチューデント・アシスタント制度を採用し、授業支援を実施している。
学生の学修支援については、全学生を対象とする場合は、教務委員会と学生委員会等の教職員が協力して担当し、授業中の学修支援はスチューデント・アシスタントも参加している。また、希望する学生を対象とする場合は、各学部のオフィスアワーに加えて、平成 25 年 9 月に設置された学習支援センターが支援を計画し実行している。
(a) 履修指導と学修支援において、教務・学生課と教務委員会等の教職員が協働して「学生生活ガイド」を作成し、履修登録手続きを開設している。さらに、学生全員を対象に行っている履修指導としては、4 月に実施する新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等における解説などにより、学生が正しく理解できるように履修指導を行っている。また、履修期間中は各学部の教務委員が学生一人ひとりの履修相談を行い、教務・学生課の職員は、登録が不十分である学生を洗い出し、学部教務委員会やゼミ担当教員及び担任教員と連携しながら直接指導を行っている。
(b) 出席状況に基づいた指導
授業の出席については、本学の独自の「学生支援システム」上で管理し、科目担当教員全員と学部長及び教務委員が教務・学生課職員と情報を共有できる体制を整えている。また、出席状況には学ぶ意欲の減退や生活の乱れなどが現れることを踏まえて、教務・学生課の職員が各学部教授会に参加して、欠席が続いている学生の発見・連絡・指導に関して連携している。一方、科目担当教員は、学生一人ひとりの出欠状況等を学生支援システムやその他の適切な方法で確認し、深刻なケースでは、学生の保護者に電話連絡及び面談を

実施し、保護者に対して学修指導への協力を依頼している。

(c) 成績、単位修得状況に基づく指導

各学部で卒業認定基準及び進級規定等に照らして、学生への指導が行われている。修得単位が一定以下の学生については、教授会等で報告し、演習担当教員や担任教員による面談指導を行い、また、特別な指導を要する学生には、保護者に対しては、半期ごとに発送する成績表の中に修学状況に関する注意文書を同封して送付している。なお、学生の成績は、各担当教員が「学生支援システム」から入力した評価が教務・学生課に集約され、その後、教務・学生課職員が修得単位や GPA(Grade Point Average)の現状を把握し、各学部教授会に報告されている。

(d) 中途退学者・休学者等への支援

中途退学者、休学者、停学者、留年者等への対応の基本的姿勢は、事前指導の徹底にあると考え、上述のように、教職員が個々の学生の出席や単位取得の状況を把握することに努めている。成績や出欠の状況などから気になる状況の学生については、教授会・学科会議等における連携のみならず、事務職員間で普段の業務で気になった学生の情報を共有している。このような指導にもかかわらず、休学・退学を申し出る学生に対しては、演習担当教員や担任教員又は教務・学生課職員による面談や指導を行うことで、退学者にも将来の展望を踏まえた進路変更となるよう丁寧な対応を心がけている。また、休学者に対しては、連絡を継続して、状況に応じ早期の復学を促している。

さらに、各学部教授会、学生委員会、教務・学生課が連携して、退学者を減らすために学生の個別指導を強化してきており、一定の成果を挙げているが、まだ改善の余地があると考えている。現在、学生委員会が中心となって、退学者をさらに減少させるために退学の事由等を分析して、部長会を通じて全学的に情報共有を行い、改善策を検討している。留年者については、留年が決定してからも学生と保護者の意向を踏まえ、演習担当教員や担任教員が、必要に応じて学部長・学科長も交えて卒業・進級に向けた話し合いを持ち、就職も含めた個別の支援を行っている。停学者については、処分の検討を行う学生委員会が中心となり、停学期間中に面談を行い、円滑な復帰を支援している。

(e) キャリア支援

授業を通じたキャリア支援として、青森大学基礎スタンダード・カリキュラムに必修科目を系統的に配置し、担当教員と就職課職員とが協働して授業の設計・実施に当たっている。4 年制の経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部では、1 年次に「キャリアデザインⅠA」「キャリアデザインⅠB」、2 年次に「キャリアデザインⅡA」「キャリアデザインⅡB」、3 年次に「就職活動実践演習 A」「就職活動実践演習 B」を置く。一方、6 年制の薬学部では同一科目を 1 年次から 5 年次までに配置している。

個別のキャリア支援は、就職課が中心となって、学内の合同会社説明会、個別企業説明会、就職相談等が計画・実施されていて、就職活動のスキルや態度の向上が図られている。【資料 2－3－12】

(f) 学習支援センター

学習支援センターは、平成 26 年度以降、正課外の個別の学修支援の事業を企画・実施している。

(g) オフィスアワー制度

全学的にオフィスアワー制度を設け、全専任教員が週 2 回以上（非常勤 講師については授業の前後で対応）を設定し、学生の授業等に関する相談や学修支援活動に活用している。オフィスアワーは指定した時間に各教員の研究室で行い、学生は当該時間内であれば予約なしで訪問できることを原則としている。開設時間と場所は学内の掲示板でも確認でき、学生にも周知されている。

現状では、オフィスアワー制度の活用実績は高いとは言えないが、学生はオフィスアワーの時間以外にも積極的に教員を訪ねて指導や支援を受けており、これには本学の学生と教員の距離の近さが影響している。

(h) 意見のくみ上げ

本学では、全学生を対象に「授業評価アンケート」及び「学修時間・学修行動調査」を、4 年生を対象に「卒業生アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」は、FD 委員会と教務委員会が協働して各学期に実施し、授業内容の理解度や授業改善の要望などを集約し、各教員が担当する授業の改善の資料としている。

「学修時間・学修行動調査」は、教務委員会と学習支援センターとの協働で各学期に行い、授業外学修や学習意欲について実態を分析し、学生の学修実態の客観的把握ができるようにしている。これらの調査でくみ上げられた意見、要望は、関係する組織及び教職員に伝達し、そこでの分析・検討を経て改善に役立てられている。

２）スチューデント・アシスタントの活用による学修支援及び授業支援の充実

学修支援の効果を高めるために、平成 26 年度からスチューデント・アシスタント制度を導入している。科目の特性や必要性に応じて、授業の経験が豊富な 4 年生を中心とした上級学年の学生をスチューデント・アシスタントとして認定して、授業支援を展開している。スチューデント・アシスタントは、担当教員の指導の下、それぞれ学部学生、下級生に対する助言や支援、実習準備等の教育補助業務を行っている。

以上のことから、教員と職員の協働並びにスチューデント・アシスタント等の活用による学修支援及び授業支援が充実していると判断する。

【経営学部】

教員と職員の協働について以下に取り上げる。

経営学部では教員と職員によって学部教務委員会が開催され、学習支援について双方の意見交換や提案がなされている。

SA 等の活用による学修支援及び授業支援の充実について、平成 26 年度からスチューデント・アシスタント制度が導入され、経営学部としては、オリター制度としての機能が確保されるよう検討している。

経営学部における授業評価とその成果活用の試みは、各学期 2 回の授業評価を通じて行われている。これに基づいて学生の意見は講義内容やシラバス改善に活かされている。これを通じて教員は講義内容やその手法の充実化、学生は主体的な学びの深化へとつなげている。

教員と職員の協働については、学部教務委員会の教職合同実施の点より評価できる。SA 等の活用による学修支援及び授業支援の充実については、オリター制の導入や資格取得サポートについて先輩が後輩を指導するといった取組みが今後に向けた課題となっている。

経営学部においても FD の観点より授業アンケートの積極的な活用や一層の検討を進めている。

【社会学部】

１）担任制

社会学部の特徴として担任制がある。１人の教員が各学年の学生２～３人を担任し、学業から卒業・就職まで支援していく。平成 26 年度からは、月 1 回の担当教員による面談日（毎月第 1 水曜日）を定め、毎月、全ての学生に面談を実施することとした。一方で、欠席が多い学生、単位取得数が少なくなりそうな学生に関して、担当教員が随時面談を行って指導をしている。教務委員はそれらの学生を全体的に把握し、単位取得が不十分な学生の保護者に対し警告状を作成し、送付している。特に２年次から３年次に進級する際に、単位取得数が 60 単位未満の学生に関しては進級を認めていない。学期、年度、２年でそれぞれ学生の学修状況を細かく把握し、確認していくことできめ細かな指導を行っている。

２）上級学生の活用

学部学生間による相互補完的な学習効果を考慮し、上級生を下級生のゼミに動員することを行っている。例えば、「就活実践演習」では就職活動を開始する学年向けに、すでに内定をとれた４年生が相談会を行っている。なお、これは、４年次の「就活実践演習」として単位化されている。

３）学習支援センターの活用

平成 25 年度後期より学習支援センターが開講され、個別に相談を行っている。ただし、社会学部独自のものはなく、担任制を活用し補っている。

４）担任制を通じた学生指導

学修支援に関しては、課題等が未提出なため単位が取得できていない学生に対し、積極的に声をかけ個別の学修指導を行っている。先に述べた担任制を活用、さらに、教務委員が積極的に学生、教員に働き掛け個別の補講を行い、留年、退学に対する対策を行っている。なお、上記の他にも、日常的に教員の学生指導は行われており、指導時間を確保するために、教員には「オフィスアワー」の設定を義務づけている。

５）教授会報告

出席や成績が不振な学生の名簿を作成し、記載されている学生の担任教員が、その学生の近況を報告することにより、個々の学生のニーズを学部教員全員で共有するとともに、その学生が受講している科目を担当している教員が適切な支援を行うことを可能にしている。さらに、個々の学生の出席、取得単位、連絡先、及び就職に関する希望などの情報は、学期ごとに学生台帳としてまとめられ、各教員が学修支援の基礎情報として有効に使用している。

６）学習支援システム等の活用

社会学部では全学生の出席状況や成績などをチェックできる学習支援システムを活用し、毎月の学生の履修状況をチェックするとともに、その一覧によって、「警告対象」「留年対象」の学生を決定している。これらの資料及び担任の所見を会わせて、父兄に成績表とともに警告状などを送り、学習態度などの改善を促すように努力している。

社会学部は、伝統的に「面倒見のいい学部」として、多くの学生の支援を行ってきた。

この伝統は現在も継続されており、各学期ごとに、学生の成績はもちろんのこと、単位取得数等の状況などをまとめた資料を作成し、各教員が相補的に協力しつつ学生指導に当たっていることは、評価できるとともに、今後も継続していくべきである。課題としては、カリキュラムの再編に伴う開講科目の変更により、再履修が困難になり、また、読み替えの必要が生じていることである。このため、学生と話し合い、受講すべき科目を決定している。青森大学基礎スタンダードの導入により、教養科目、専門科目の区分がこれまで以上に明確になり、固定された授業科目と履修方式が確立することが必要である。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、次のような学修支援を行っている。

１）入学前教育

12 月までの推薦入試・AO 入試合格者に対して、数学基礎力に関する課題を 3 回課し、生徒ごとに割り当てた学部の担当教員が、毎回、提出された解答を添削した上で、解答解説のプリント及び個別の手紙を添えて返送している。

さらに、平成 24 年度より、系列校の青森山田高校の対象者に対しては、学部の担当教員が高校に出向いて、直接指導するようにしている。

２）学習アドバイザー制度

1 年生には「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、2 年生には「プログラミングワークショップⅠ・Ⅱ」、3 年生には「創作ゼミナールⅠ・Ⅱ」、4 年生には「卒業研究」の各担当教員が学習アドバイザーとして全ての学生に割り当てられ、勉学、学生生活、進路などに関する相談に応じ、指導を行っている。

３）オフィスアワー制度

本学部の教員は、一般に大学での滞在時間が長く、いつでも学生の相談に対応するという気持ちでいるが、授業や会議で研究室を離れることも少なくない。特に 1、2 年次の学生が気軽に質問や相談のため教員を訪ねることができるように、平成 26 年度よりオフィスアワーの制度を設けた。各教員が対応可能な時間を設定した上で、研究室の入り口に時間と趣旨を書いて掲示すると同時に、学部教員全員のオフィスアワーのリストを学生に配布している。

４）補習授業の実施

1 年次前期「基礎数学Ⅰ」の履修者のうち、習熟度の低い学生に対して夏季休業期間に 5 日間の補習授業を実施している（平成 23 年度より）。

【薬学部】

１）教職員協働による学生への学修及び授業支援

薬学部は、大学の理念（生涯をかけて学び続ける力、人とつながる力、自分自身を見据え、確かめる力を備えた人材育成を行う）に基づいて教育を進めるために、学部（科目担当者、担任、配属研究室責任者、学部教務委員会、基礎教育向上委員会）と事務局教務課の間で、綿密な連携をとりつつ、学生への学修及び授業支援を行っている。平成 25 年 4 月には、薬学部長が事務局新規採用者等を対象に、薬学部の教育方針、カリキュラム紹介、学生の教育における教員・事務職員協働の意義について説明する場を設けた。平成 26 年度には実施されていないが継続すべきと考えている。なお、学生に対して自学自習を促しているが、自習の場として、図書館、５号館内の自習室 5204 室を確保している。さらに、一

部の教室については、試験週間前に自習用に学生に開放している。パソコン演習室では、ネットを介した共用試験・薬剤師国家試験対策用の教育支援システムを利用している。

２）SA 等の活用による学修支援及び授業支援

SA 制度は､上級生が下級生をの指導する課程で､指導内容に関する自らの理解度の把握、説明能力、コミュニケーション能力を高める効果が期待できる。薬学部においては、実質的に「共用試験」対策演習において、対象の４年次生に対して同級生が少人数の補習を行って教育効果を上げている。さらに、３年次に行っている７つの薬学専門実習においては、５年生が実験準備作業、実験についての補助的説明や実験手技などで支援を行っている。平成 26 年度本学において SA 制度が立ち上げられたことに伴い、以下の支援を行った。

▽SA による勉強会：

「基礎学力向上対策」

薬 23052 山本悠太（7/30　対象学生１年生、科目分野：化学・物理、コマ数：90 分×2 コマ）

薬 23065 山下功太（7/30　対象学生１年生、科目分野：化学、コマ数：90 分×2 コマ）

今年度からスタートしたばかりで受講者が少なかったが、出席者は熱心に勉強に取り組んだことは確かである。さらに SA については、事前に教員の推薦を受けており、問題はなかったと判断している。今後は受講者からのアンケート結果をまとめて、今後もこの制度を有効に活用して成績の向上を目指す。

３）留年生、卒業延期生に対する学修支援

定期試験不合格者に対しては補講受講を義務化している。留年生対策としては、特別講義を起こしているわけではないが、未修得科目の単位修得を目指して担任とともに、４月には、例年「留年生のためのオリエンテーション」を薬学部として例年開催して目標を定めさせる指導を行っている。一方、卒業延期生対策としては、４月中旬から６月下旬まで「卒延生のための特別演習」を毎日２講ずつ開講し、７月初旬に卒業試験に備えさせ、９月末での卒業を目指している。なお、卒業延期生に対しては、終日利用できるよう専用の教室 5306 室を確保している。

４）リメディアル教育の充実

薬学部では、25 年度から基礎学力向上委員会を設置、入学直後の１年生がスムーズに大学の講義に対応できるように教育を行ってきた。

27 年度では、入学後の早い時期にプレイスメントテストを行い、その結果によって面談を行うなどの措置を取り、学習に対する不安を把握、取り除くべく対応をしてきた。また、夏休み前の時期に、SA と教員によるリメディアル授業を行い、通常授業の不明な点を取り除き、さらに将来の国家試験を意識した講義を展開した。

28 年度では入学直後の４月５日にプレイスメントテストを行い、成績下部の学生を対象に 5～10 名程度でのクラス分けで化学、数学の基礎的な内容で授業を行い、学力のボトムアップを図っていく。

５）オフィスアワーの設置

オフィスアワーを設置することを義務付けており、学生の質問、相談に対応している。

以上のように、教員と職員の協働並びに平成 26 年度中に正式に運用を開始した SA 制度の活用、学部教務委員会（及び下部組織としての基礎教育向上委員会）による学生の学修支援及び授業支援体制が確立し実施されていると判断している。

(2) 現状の評価

基準を満たしている。授業の支援において教員と職員の協働は、通常の授業や学習支援センターの支援業務等で着実に進んでいる。平成 26 年度から導入した、SA 制度の活用も広がり、学修支援及び授業支援の充実が図られている。

(3) 将来の展望

【全学】

学修支援と授業への支援については、これまでの体制を継続していくだけでなく、今後は、以下のような内容について改善する計画である。

「シラバス作成要領」を改訂し、より詳しく記載して、各科目における教育効果をさらに高めることをめざす。また、アクティブ・ラーニングの開発・共有を進めていくために、相互授業参観の仕組みを強化し、教職員間で授業設計・実践を振り返る機会を設ける。

退学率は一定の成果を上げているが、より安定的に退学・休学を予防できるよう、教務委員会と学生委員会が中心となって、欠席及び学業不振の学生へより早期に対応する。

SA をより多く認定・活用して授業支援を拡充するために、SA にふさわしい学生への制度の周知を図っていく。

大学の授業への適応支援や就職支援、さまざまな資格取得のための講座の企画・運営を強化し、教育課程外の活動でも学生の自己実現を支援できるように利便性を向上させる。

【経営学部】

教員と職員の協働については、履修指導や履修相談はもちろんのことであるが、今後は履修の変更や解除などの事務手続きの簡略化について教員と職員の双方で検討していく必要がある。学生状況の把握については、教員と職員とがデータ共有の充実化を図ることはもちろんのこと、情報伝達に伴うフォーマットの整備、統一に取り組んでいく必要がある。あわせて部局を横断した情報の共有も必要である。大学生活に不慣れな新入生に対する 2 年生以上の学生による支援組織の導入や、先輩が後輩を指導するという仕組みの適切な構築が喫緊の課題である。これについて、3 年生と 2 年生とが共同で地域貢献プロジェクトに従事する「プロジェクト演習」が本格的に開始され、大学外部のビジネスプランコンテストで入賞するなどの実績も上がっている。今後の学修支援体制として経営学部では、全学的な学生の学修支援機能を担う学習支援センターについて、その機能の明確化と学生が学修相談を容易に行えるようなシステムの構築を働きかけつつ、これを活用した学修支援を積極的に図っていく必要がある。

【社会学部】

今後の学修支援としては、担任又は教務委員が呼び出しを行う前に、積極的に学生が相談に来るようなシステムの構築が必要となっている。そのため、放課後コモンズ、学習支援センターを積極的に活用し、常に対応が可能な体制をとることになる。また、「面倒見のいい学部」の伝統を継続し、これまでどおり、学生の情報の教員間の共有、そして、一致協力の指導体制をゆるぎないものにしていく。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、学部創設時から学習アドバイザー制度を設け、学生の様々な相談に応じてきた。また、平成 26 年度よりオフィスアワー制度を新設し、学生に対する学修支援をより一層強化できるような体制を取っている。入学生の習熟度も多様化が進んで行く状況を踏まえ、個々の学生にきめ細かく対応して行くことが今後もますます重要となる。

【薬学部】

学部教務委員会と事務局教務課は今後も連携して学生の教育に努める。ただし、現在の事務局教務課の薬学部担当者は、実質的に、１名であり、教員と事務職員の協働には自ずと限界がある。薬学部専任事務員の増加が必要である。また、学部と事務局職員との情報交換についても常に行う必要がある。昨年度開催した学部長による事務職員を対象とした学部紹介的な説明会については、今後も継続する必要がある。教育 SA 制度については、平成 26 年度中に制度化したのでこれを今後も活用していく。基礎学力向上のためには種々の角度からの努力を継続する必要がある。カリキュラムの改訂では、低学年における講義一辺倒の教育を改めて、特に低学年における演習科目を増設して、学生一人ひとりの理解度を確かめながら学生の基礎的学力を身に付けていくことが必要である。

Ⅳ－4　単位認定、卒業・修了認定等

(1) Ⅳ－4 の現状

Ⅳ－4－①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について

【全学】

単位の計算方法及び授与については、大学学則第 10 条に明記している。原則的には、講義・演習は 15 時間で１単位、実験、実習又は実技は 30 時間で１単位とし、シラバスには全ての科目において単位認定に必要な具体的学修（授業外学修も含む）を指示するとともに、単位認定の評価基準についても明記している。また、学修の質を担保するために、各学部で独自の CAP 制度を導入し、１年間の履修上限を定めている。このことは、年度初めに開催する新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスで学生に周知している。

各科目の評価基準・方法は科目のシラバスに明記されており、単位認定は、期末試験・レポート・実技・受講態度等を含む評点や本学独自に概念化した汎用的能力「3 つの力」の達成状況を基に、各科目担当者の裁量により行われている。複数の教員が担当する授業科目の場合は、あらかじめ定められた責任者が他の教員と相談し、総合的に点数及び評価を決定している。

単位の認定は、履修手続きを正しく行い、各科目に出席（原則的に全出席であるが、全授業回数の三分の二以上の出席が最低条件）し、単位修得試験を受けるなどにより、シラバスに明記されている各科目の評価基準を満たした学生に対して適正に行われている。科目の成績評価は、「成績評価及び GP（Grade Point）に関する換算表」に示しており、担当教員による評点（100～0 点）に応じて S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の評

語が決められ、C 以上を単位認定とし、D は単位不認定となる。評価点数が算出されない場合の単位不認定は N（評価不能）とし、履修放棄や欠席超過、試験未受験等の学生本人の理由であることが明らかになる。そのため、N の成績評価の評語の設定によって、学生の自主的な学修改善を促す仕組みとなっている。また、成績評価は GPA（Grade Point Average）算出の基礎点として活用している。

２）GPA 制度の運用

GPA 制度は、平成 26 年度から学生の計画的な履修及び主体的な学修を促す目的で導入され、卒業単位に含まれない教職などの資格関連科目や編入学生の認定科目を除き、履修した全ての科目を対象として GPA が算出され、成績表・成績証明書にも表記している。教務委員会は、新入生オリエンテーション等で GPA 制度の目的と仕組みを説明し、意図的・計画的に履修科目を決めるよう指導を行っている。

表 2－1　成績評価及び GP（Grade Point）に関する換算表

評点	評語	判定	GP（Grade Point）
100 － 90 点	S（秀）	合格	4
89 － 80 点	A（優）		3
79 － 70 点	B（良）		2
69 － 60 点	C（可）		1
59 － 0 点	D（不可）	不合格	0
評価不能	N（評価不能）		

３）卒業要件の公表と卒業認定

卒業要件は、大学学則第 11 条に、学部ごとに基礎スタンダード科目並びに専門科目について必要単位数が明記され、履修の手引きとなる「キャンパスガイド」にも示されている。また、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等を利用して学生に繰り返し説明しているほか、担任教員・ゼミナール担当教員、加えて教務・学生課職員等による個別対応においても、学生に卒業要件を意識させる工夫がされている。卒業判定は、大学学則第 36 条に沿って、教務委員会が資料を作成し、各学部の卒業判定教授会に諮り審議し、学長が決定している。各学部の進級判定も卒業認定に準じてほぼ同様に行われている。

以上のことから、本学の単位認定、進級及び卒業・修了等の基準は明確化されており、厳正かつ適正に運用されていると判断する。

【経営学部】

経営学部では、単位認定、卒業・修了認定等について、基礎スタンダード科目では基礎的な学習能力の習得を主眼としている。大きく分けると、論理的思考能力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力の育成から成る基礎学力、専門科目への橋渡しとなる専門基礎学力とに分類される。基礎的な学習能力は、経営学の体系的な専門知識や専門コースにより深められる学際的能力の修得を通じて応用される。経営学部では、このような能力開発に努力した学生に対して単位認定、卒業・修了認定を行うものと明示している。また、その厳正な適用のために基礎スタンダード科目群から 48 単位以上、専門科目群から 76 単位以上、合わせて 124 単位以上を履修するため試験で合格した者に卒業を認定している。経営学部においては、卒業論文の提出が義務づけられている。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化において、1 年次、2 年次に実施される基礎スタンダード科目の学修成果が 3 年次、4 年次に実施される専門科目、コース科目において活かされることを前提として基準が定められている。経営学部は、単位履修上限制を導入しており、それに基づいて学生にとって無理のない履修と、学修成果の両立が図られている。これに加え、3 年次から 4 年次へ進級するに当たり所定の単位、及び単位数を満たすことが求められている。

【社会学部】

１）単位認定、卒業判定等

既ににⅣ－2－①で示しているが、社会学部の単位認定及び卒業に関する要件は、次の①から④に示すとおりである。

① 進級：社会学は２年次から３年次に進級する際には、総計 60 単位以上の履修を必要としている。

② 卒業：教養 40 単位以上、専門必修 16 単位以上、各論 20 単位以上、専門選択 48 単位以上、の計 124 単位以上の履修が必要となっている。

③ 他学科の単位取得：上限として 30 単位を認めている。

④ その他：年間の履修上限は 48 単位であるが、資格関連の専門科目に関してはこの上限外として配慮している。具体的には「教職関連科目」「精神保健福祉士、社会福祉士の特に実習関連」「図書館司書」などがそれに当たる。

２）警告状

上記の要件をチェックし、単位を取得しているかを確認するため、「警告状」の送付を行っている。半期 15 単位以下の場合、保護者に、現在の成績表とともに警告状を送付している。

３）留年制（原級留め置き制度）

２年次修了までに 60 単位を取得していない者に対しては、留年（原級留め置き）を行っている。これは、担任の指導を前提として、毎年教授会で判定されている。

４）卒業判定

毎年２月に行われ、教授会によって審議され判定されている。

専門の講義科目に関しては、小テスト及び試験によって成績を評価を行っており、合格しない場合は、再試験、再再試験、追課題等で対応している。また、一部の講義科目や演習等では、研究成果の報告によって成績評価を決定し、参加‐発表型の学修を心掛けている。資格関連科目に関しては、国家試験等がある場合は、その対策を行い、集中的な学修指導を行っている。また、大学院進学希望者に関しても、個別・集中的な学修指導を行っている。

履修上の問題点としては、特に社会福祉学コースでは資格関連科目が多いため、重要科目が再履修になると次年度履修が困難になる事例がある。4 年間を通じた学修カリキュラム及び再チャレンジできるようなシステムの構築を目指す必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

１）単位認定

成績評価の仕方については、各科目のシラバスに明記している。特に演習系の科目では、

期末試験だけでなく、中間試験、小テスト、レポート提出など、日頃の学習状況を考慮する場合が多い。全学の単位修得試験規程に従い、100 点満点で 60 点以上の場合に単位を認定することとなる。

なお、他学部科目の履修については、8 単位まで卒業要件単位として認めている。

２）進級要件

□2 年次から 3 年次

① 1 年次の「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」及び 2 年次の「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」の単位を全て取得していること。

② 1 年次の必修専門科目の単位を全て取得していること。

③ 総計 60 単位以上を取得していること。

□3 年次から 4 年次

① 3 年次の「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」の単位を取得していること。

② 1、2 年次の必修専門科目の単位を全て取得していること。

③ 総計 100 単位以上取得していること。

３）卒業要件

必修科目の全ての単位を含め、教養科目群 32 単位以上、専門科目群 92 単位以上、計 124 単位以上を取得していること。

【薬学部】

１）単位認定について

薬学部では、全ての専門科目を平成 24 年度から必修化し、定期試験の本試験において 100 点満点中 59 点以下の者を要再試験受験対象者として掲示し、担当教員は対象者を集めて補習講義を行うとともに、再試験を実施する義務を負っている。再試験終了後、単位認定者については掲示で示し、学生は自分の点数などに疑義があれば個別に担当科目の教員に問い合わせることができる。最終評価は、青森大学教育支援システムを介して入力・保存される。なお、編入生あるいは他大学等に所属経験のある学生における既修得単位の取り扱いについては、薬学部教務委員会が 4 月の早い時期に修得科目の教育内容及び単位数を本学の教育課程と照合し、個人別の単位認定案を作成する。最終的には、教授会でこれを審議して単位を認定する。本学の成績表の評価欄には「認定」を入れる。他大学との単位互換制度は薬学部の場合実施しているが、現在受講生はいない。

２）進級判定について

薬学部は、薬学部独自の進級基準に基づいて進級判定を行っている。薬学部進級基準については、平成 23 年度に改定して現在に至っている。なお、進級基準は、毎年入学者のオリエンテーション時に配布し、学部教務委員（長）が詳しく説明している。これによれば、累積の未修得科目単位数が概ね 10 単位未満であれば進級できる。ただし、実習科目については、特別な理由がない限り、未修得の場合には進級できない。進級判定については、２月下旬に学部教務委員会で修得単位数を厳密に調査して進級案を策定し、最終的に進級判定教授会において審議の上、最終的に進級あるいは留年を承認している。

３）卒業要件について

薬学部の卒業要件は、平成 25 年度（入学生）は 221 単位以上修得となっている。なお、平成 26 年度（入学生）からは、教養課程の変更に伴い 4 単位増やして 225 単位以上とする

ことが教授会で審議・承認されている。ちなみに、薬学部においては 12 年を超えて在籍することができないことが学則に明記されている。なお、平成 27 年度から開始される改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表では、卒業要件が 232 単位となること、専門教育科目がすべて必修となることが 2 月教授会において承認されている。

以上記載してきたように、薬学部の単位認定並びに進級・卒業判定については、あらかじめ厳密な基準が薬学部進級基準として明示され、入学生に配布され、説明されており、審査過程も教務課作成の資料から明らかなように、明確化され、しかも、教授会において厳正に諮られていると判断される。

(2) 現状の評価

青森大学においては、単位認定、進級及び卒業、修了認定等の基準が明確化され、おおむね適正に行われている。

(3) 将来の展望

【全学】

平成 26 年度から卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を公表したことを踏まえて、今後も厳格かつ適正に単位認定、卒業判定を行うとともに、学生が主体的な学修に取り組みやすい環境整備と指導を工夫していく。具体的には、まず、シラバスの充実を図り、学修の達成目標と単位認定との関係性をより明確にし、学生がそれを確認しながら計画的に学修できるようにする。特に、卒業認定・学位授与の方針に見合った汎用的能力の適正な評価をめざして、オリエンテーション及びガイダンスだけでなく授業等においても、学生と教員がシラバスの「3 つの力」のルーブリックを意識する機会を増やす。

新学期のオリエンテーション等で、学生自身が学期ごとの GPA の推移や累積 GPA をもとに、自分自身の学修状況や成果を把握し、自律的な学修ができるよう促す。また、GPA の活用について、毎年度末に各学年・学部から選出される「成績優秀者表彰」や卒業時の総代の選考等にも広げて、学生が常に GPA を意識するようになる環境づくりを行う。

【経営学部】

経営学部では、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用が図られている。学部教務委員会を中心とするシラバス記載事項のチェックによって、成績評価基準等の明確化を図るとともに出席管理の厳格化にも取り組んでいる。

課題としては、他学部との連携推進に伴い、単位履修上限制を他学部履修制度の在り方とともに再検討することである。単位履修上限制の運用の在り方は、学生の各種資格関連科目の履修状況等（ただし、教職科目・資格関連科目は履修上限の例外とするなど）も踏まえて慎重な議論が必要である。

また、2・3 年生が合同で、学生自身が主体的に学習するアクティブラーニング形式の講義の開講（「プロジェクト演習」）に伴い、学生の主体的な活動状況を加味した弾力的な授業運営と、評価基準の設定ならびに厳正化の整合性をいかに図っていくかという課題がある。学生の活動記録と相互評価を踏まえつつ、授業担当教員間でしっかりと監督してい

くことが必要である。
【社会学部】
社会学部としては、様々な分野で地域社会に貢献できる人材を育成することが目標となっているため、積極的に学外の機関と連携できる授業科目を構築していく。特に大学周辺地域との連携を深め、地域の大学としての姿を考えていく。また、資格関連科目などにおいて、実社会に出た時のことを考えた授業を行い、これまで以上に身近な地域社会が抱える問題を中心に扱っていく。これらの教育内容の充実を念頭に置き、基礎、専門科目のカリキュラムの再編を行っていく。
【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部における進級条件は、それらの条件を満たさないと、上の学年の必修専門科目「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ（3 年次）」あるいは「卒業研究（4 年次）」の履修を開始できず、4 年間では卒業できなくなることを意味しており、同一学年に留まるということではない。条件を満たさない場合には同一学年に留まるようにすべきとの考え方もあるものの、学生の勉学意欲を殺ぐことになる、あるいは教育的な配慮から行う仮進級のような対応がしにくくなるなどの面を考慮して、上記のようにしてきたが、分かりにくいという指摘も受けている。
条件を満たさない場合には同一学年に留まるという、本来の意味での留年の制度に移行すべきかどうかについて検討する必要がある。
【薬学部】
平成 24 年度から、「基礎教育向上委員会」を設置してリメディアル教育に力を注いできた。全ての専門科目において定期試験再試験対象者に補講に出席させて指導した上で再試験を受けさせる体制を構築している。しかし、これでも成績が一定の基準に満たない学生には、個別指導を行う体制を構築する必要があると判断している。例えば、前期・後期の中間時期に、各科目で講義内容理解度確認試験を行って、対象者にはフォローアップ講義を受講させるような体制の構築についても検討したい。

Ⅳ－5　キャリアガイダンス

（1）Ⅳ－5 の現状

Ⅳ－5－①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備について

【全学】
1）就職指導
就職支援は、就職委員会で決定された方策を基に就職課が実務に取り組むという体制で行っている。
就職課では、就職担当職員が常時在室し、学生の就職活動の悩みや企業情報などについて親身になって相談に応じている。進学や専門技術・知識についての相談は担当教員やゼミ担当教員が対応している。
大部分の学生は、就職課を訪問し最新の企業情報を収集しているが、就職課へ来られな

い場合は、担任教員やゼミ担当教員が相談に乗っている。

表２は、就職指導に関する平成 27 年度の年間スケジュールを示しているが、学年に応じて緻密な対応をしている。１年次においては、学生の就職に対する関心はまだ低いので、早くから就職に関する意欲を醸成する必要から、本学では「キャリアデザインⅠ」（必修）の講義を開講しており、講義では外部企業等と連携して実践的なキャリア教育に取り組んでいる。２年次、３年次においては、さらに、実践的な就職ガイダンスを行っており、３年次の後半には具体的な就職活動を開始することとなる。

表３は、最近３年間の就職相談室を利用した学生の延べ人数を示している。この人数は各年度の在籍学生数によって異なってくる。

表２　就職指導年間スケジュール

月	１年次	２年次	３年次	４年次
4月	入学式 企業セミナー	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 企業セミナー	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 企業セミナー事前説明会 企業セミナー	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 第１回ｴﾝﾄﾘｰ確認調査 企業セミナー
5月				青森県教員採用試験ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 個別企業説明会
6月	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 就活ｻｲﾄ活用講座 就活ｻｲﾄ一括登録ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	
7月	あおもり就職検定	あおもり就職検定	あおもり就職検定	あおもり就職検定 内定獲得塾 業界別個別企業説明会 青森新卒ﾊﾛｰﾜｰｸ登録会
9月	公務員受験対策講座 ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ MOS 講座	公務員受験対策講座 ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ MOS 講座	公務員受験対策講座 ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ MOS 講座 就活ｱﾝｹｰﾄ	就活ｱﾝｹｰﾄ 新卒ﾊﾛｰﾜｰｸ出張求人窓口
10月			福祉養成校における求人事業所ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ及び個別面談会	東北地区私立大学合同就職セミナー 福祉養成校における求人事業所ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ及び個別面談会
11月				ﾎﾝｷの就職

12月			就活ｷｯｸｵﾌ	未内定者支援
1月			2017 年卒解禁直前ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	未内定者支援
2月			ｾﾐﾅｰ事前指導 3 学部合同就職ｾﾐﾅｰ	未内定者支援
3月			ｴﾝﾄﾘｰ開始	卒業式
平成28年4月	入学式 新入生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 公務員受験対策講座ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 公務員受験対策講座ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 公務員受験対策講座ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 個別企業説明会

表３　就職相談室等の利用状況　　（人）

名称	ｽﾀｯﾌ数	開室日数		開室時間	利用学生延べ人数			備考
		週当たり	年間		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
就職課	4	5	235	8：10～17：00	382	353	358	ｽﾀｯﾌは職員

２）企業セミナー

表４には、学生と企業の求人担当者との相談会（企業セミナー）の実施時期と参加人数を示している。企業セミナーは、４月と 12 月に行っていたが、平成 27 年度卒業予定者の就職活動が後ろ倒しになることを考慮し、平成 26 年度から 4 月のみの開催とした。また、運動部に所属しており、就職活動が出遅れてしまった学生を対象としたものや、学生からの要望として業種別のセミナーを 7 月に行った。

表４　企業セミナー

年度	企業セミナー	備考
平成 27 年度	1 実施月日　平成 27 年 4 月 24～25 日 2 参加企業　37 社 3 参加学生　113 人	学生数は延べ人数

	1 実施月日　平成 27 年 7 月 11 日 2 参加企業　15 社 3 参加学生　4 人	青森県中小企業家同友会関係企業
	1 実施月日　平成 27 年 7 月 18 日 2 参加企業　23 社 3 参加学生　10 人	IT・福祉分野
	1 実施月日　平成 27 年 7 月 19 日 2 参加企業　25 社 3 参加学生　5 人	薬学部対象

３）就活キックオフ

平成 28 年度 3 月卒業生予定者への就職・採用活動について、広報活動開始が平成 27 年 3 月 1 日以降となったことから、平成 27 年 2 月 4・5 の両日、3 年生を対象に「就活キックオフ」を開催した。

ＮＰＯ法人プラットフォームあおもりの協力により、2 月 4 日は「履歴書の書き方」「発声・うなづき・メモ」「面接のカタチ」「集団面接演習」等、2 月 5 日は「ＳＰＩ講座」「キックオフ振り返り」等を行い、3 月になって早々のスタートダッシュを期待した。

両日ともスーツ着用とし、開始前には互いに服装のチェックを行い、気持ちの高揚を図った。

参加者は 1 日目が 119 名、2 日目が 113 名であった。

４）就職率

平成 23 及び 24 年度は、経済的不況のため、求人数は、減少傾向であったが、景気回復傾向により、平成 25 年度、平成 26 年度と就職率は増加となっている。最終的には就職率は、各年度とも 90%を上回る実績であった。薬学部に関しては、北東北の深刻な薬剤師不足を反映して、求人が殺到しており求人に応じられない状態である。

表５は、３年間にわたる就職率の推移を示している。ここでの就職率は、就職希望者に対する就職者の数値である。また、この数値には各年度の秋季卒業生も含まれている。さらに、表６は、平成 27 年度の進路先の詳細な状況を示している。

表５　就職率推移(就職率＝就職者数／就職希望者数)

学部	学科	平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度			
		卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率(%)	卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率(%)	卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率(%)
経営	経営	92	86	84	97.7%	71	70	67	95.7%	56	53	48	90.5%
社会	社会	37	33	30	90.9%	34	34	33	97.1%	55	53	52	98.1%

	社会福祉	34	31	30	96.8%	41	40	38	95.0%				
ソフトウェア情報	ソフトウェア情報	26	24	22	91.7%	22	21	17	81.0%	22	22	21	95.4%
薬	薬	39	18	18	100%	48	32	32	100%	53	29	29	100%
計		228	192	184	95.8%	216	197	187	94.9%	186	149	142	95.3%

※卒業者数には、秋季卒業生を含む

※平成 27 年度は学科ではなくコースで分かれているので、数字は統合されたものとする。

表 6　卒業後の進路先状況（平成 27 年度実績）

（ａ）進路別卒業者数

（人）

	進路別卒業者数	全学	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部
進学者	A 大学院研究科	2		1		1
	B 大学学部					
	C 短期大学					
	D 専攻科					
	E 別科					
就職者	正規の職員・従業員、自営業主等	132	40	42	21	29
	正規で職員等でない者	7	2	5		
臨床研修医						
専修学校・外国の学校等入学者						
	一時的な仕事に就いた者	13	7	4		2
上記以外	進学準備中の者					
	就職準備中の者	29	4	3	1	21
	その他	3	3			
死亡・不詳の者						
計		186	56	55	22	53
就職希望者数		149	53	53	22	29

※就職希望者は、学校基本調査の就職者＋就職準備中の合計

（ｂ）産業別就職者数

（人）

産業別就職者数	全学	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部
A 農業、林業	1		1		
B 漁業					
C 鉱業					
D 建設業	6	5	1		
E 製造業	5	1	1	3	
F 電気・ガス・熱供給・水道					
G 情報通信	9		1	8	
H 運輸業、郵便業	1			1	
I 卸業・小売業	43	16	11	3	13
J 金融業・保険業	6	5	1		
K 不動産業、物品賃貸業	2	2			
L 学術研究、専門・技術サービス業	1		1		
M 宿泊業、飲食サービス業	3	1	1	1	
N 生活関連サービス業、娯楽業	1		1		
O 教育・学習支援業	2	2			
P 医療・福祉	33	3	18		12
Q 複合サービス業	3		1	2	
R その他サービス業	7	3	2	2	
S 公務員	16	4	7	1	4
T 上記以外のもの					
計	139	42	47	21	29

※上記「進路別卒業者数」のうち、「就職者」について産業別に示した

５）キャリア教育のための支援体制

(a) キャリア教育

キャリア教育は、青森大学基礎スタンダードにおけるキャリアスキル（創成コア）として、1 年生に「キャリアデザインⅠAB」、２年生に「キャリアデザイン IIAB」、および３年生に「就職活動実践演習 AB」の３年間に亘る講義を体系的に実施している。

表 7 は、平成 27 年度の「キャリアデザイン IAB」、「キャリアデザイン IIAB」及び「就職活動実践演習 AB」において実施した講義内容プログラムを示している。大学内の教員が講師として就職の現状や課題を講義するだけではなく、企業等から外部講師を招いて、それぞれの分野における職種の内容、企業が求めている人材像などについて講義を行っている。

平成 27 年度については、NPO 法人プラットフォームあおもりの協力を得て、複数企業からの講師による学生との面談、あるいは模擬面接会など多様な講義内容を展開した。

表７　平成 27(2015)年度キャリア教育プログラム

キャリアデザインⅠAB【1 年前期】

週	日付	内容	担当
1	4 月 8 日	ガイダンス「大学教育とキャリアデザイン」（鈴木） 青森大学の就職支援（酒井、一戸） ポートフォリオの説明	鈴木、船木、石塚、天内、李
2	4 月 15 日	「自分新聞」づくりの説明（鈴木） アンゲーム実施（船木）	鈴木、船木、石塚、天内、李
3	4 月 22 日	「自分新聞」および「これまでの私とこれからの私」作成（鈴木） 「自分自身の棚卸し」（酒井）	鈴木、船木、石塚、天内、李
4	5 月 1 日	グループ毎の 1 分間スピーチおよび「自分新聞」発表（天内） 「自分自身の棚卸し」（酒井）	鈴木、船木、石塚、天内、李
5	5 月 13 日	交流分析、グループ毎にエゴグラム作成（船木） 1 分間スピーチ（新聞記事を題材）	鈴木、船木、石塚、天内、李
6	5 月 20 日	落語に学ぶ表現スキル（鈴木） グループ毎の一口噺実演	鈴木、船木、石塚、天内、李
7	5 月 27 日	「自分新聞」から「キャリアデザイン」へ（NPO 法人プラットフォームあおもり　理事長　米田大吉氏）	鈴木、船木、石塚、天内、李
8	6 月 3 日	発声・うなづき・メモの取り方（講師　アナウンサー境香織氏）	鈴木、船木、石塚、天内、李
9	6 月 10 日	「自分新聞」について大人がチェックするポイント（NPO 法人プラットフォームあおもり理事長米田大吉氏）	鈴木、船木、石塚、天内、李
10	6 月 17 日	アイデンティティ検査および自己効力感検査 「ダメな自分からちょっとイイ自分へ」（鈴木）	鈴木、船木、石塚、天内、李
11	6 月 24 日	「大谷翔平ワーク」の説明および実施（NPO 法人プラットフォームあおもり理事長米田大吉氏）	鈴木、船木、石塚、天内、李
12	7 月 1 日	「大谷翔平ワーク」の続き 企業の方（講師　珍田浩次様）からのコメント（NPO 法人プラットフォームあおもり理事長米田大吉氏）	鈴木、船木、石塚、天内、李
13	7 月 8 日	「1 年後の自分への手紙」記入および回収（NPO 法人プラットフォームあおもり理事長米田大吉氏）	鈴木、船木、石塚、天内、李
14	7 月 15 日	「求められるコミュ力って何？」メラビアンの法則、ローコンテクスト文化（鈴木） グループ毎 1 分間スピーチおよび相互評価	鈴木、船木、石塚、天内、李
15	7 月 25 日	1 分間スピーととコミュ力のまとめ、集計（鈴木） 授業の振り返り（担当教員全員） 「凝縮ポートフォリオ」作成の説明	鈴木、船木、石塚、天内、李

キャリアデザインⅡAB【2年後期】

週	日付	内容	担当
1	9月17日	就職課からの連絡（一戸） ガイダンス「授業の目的と進め方、新卒採用の状況」（李） 次回「先輩社会人との座談会」アンケート記入	李、船木、石塚、天内、鈴木
2	9月25日	「社会人との座談会」（11業種企業の方との対話） 進行役（プラットフォームあおもり支援） （NPO法人プラットフォームあおもり理事長米田大吉氏）	李、船木、石塚、天内、鈴木
3	10月2日	ライフプラン作成、キャッシュ・フロー表作成（天内）	李、船木、石塚、天内、鈴木
4	10月16日	ウェブ模擬試験実施	李、船木、石塚、天内、鈴木
5	10月23日	SPI講座（講師　池谷昌之氏）	李、船木、石塚、天内、鈴木
6	10月30日	SPI非言語問題の演習と解説（李）	李、船木、石塚、天内、鈴木
7	11月6日	ビジネスマナーI グループ毎の解答作成（石塚）	李、船木、石塚、天内、鈴木
8	11月13日	ビジネスマナーII グループ毎の解答内容パフォーマンス発表（石塚）	李、船木、石塚、天内、鈴木
9	11月20日	模擬集団面接演習（面接官　企業の方とプラットフォームあおもり）	李、船木、石塚、天内、鈴木
10	11月27日	自己分析「これまでの私」記入、面接時の注意点 （NPO法人プラットフォームあおもり理事長米田大吉氏）	李、船木、石塚、天内、鈴木
11	12月4日	日本の財務状況（講師　財務省青森事務局） 年金について（船木）	李、船木、石塚、天内、鈴木
12	12月11日	グループディスカッション（進行役　プラットフォームあおもり支援） （NPO法人プラットフォームあおもり理事長米田大吉氏）	李、船木、石塚、天内、鈴木
13	12月18日	一般常識模擬試験（講師　櫻田とき子氏） 冬休課題配布	李、船木、石塚、天内、鈴木
14	1月20日	4年生内定体験報告会	李、船木、石塚、天内、鈴木
15	1月27日	「3年生就活へ向けて、今何をなすべきか」（一戸） 作文「私のキャリアデザイン」	李、船木、石塚、天内、鈴木

(b) インターンシップ

青森労働局から提供されたインターンシップ受入れ企業一覧に基づいて、毎年インター

ンシップの説明会を行っている。興味のある学生は説明会に参加して、就職課が企業との窓口となって希望する企業のインターンシップへ参加している。通常は夏休みに３日～５日程度である。平成 27 年度のインターンシップ参加学生は 12 名で、昨年度の 15 名よりも減少しており、学生に十分活用されている状況とは言えない。

【経営学部】

経営学部は、建学の精神及び基本理念に則り、21世紀の社会や地域の発展に貢献できる人材の育成を目指し、確かな教養、専門的知識、技術を習得させるため、実践的な教育を行っている。この目的を具体化するため、全学共通カリキュラムの多面的履修、経営学の体系的学習、コースにおける学際的研究による現代社会の多様な課題の発見、分析、解決能力の育成に取り組んでいる。また、４年間を通した「演習」（基礎演習、専門演習）と専門必修科目と専門コースで知識の活用能力、課題探求力、問題解決力など総合的な力を育み、それによって地域に根ざした有用な人材の育成を目指している。この目的を達成するため、教育課程においては「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を設けて、キャリア意識を高め、就職活動の実践力を育成するために、基礎スタンダード科目講義「就職活動実践演習AB」を教育課程に編入している。なお、簿記会計や情報処理関係の科目では、資格取得のための特別講座を開設している。また、教育課程外では、就職委員会と演習担当教員とが連携して、キャリア意識の涵養を図り、３年次後半から４年次には個別の就職相談に応じるなどの就職支援活動を行っている。

▽教育課程外でのキャリアガイダンス

経営学部では、大学及び学部の教育目標である21世紀の社会や地域の発展に貢献できる人材の育成を目指し、就職活動を支援するために、教育課程外の就職指導を実施している。すなわち、就職委員会と演習担当教員とが連携して、３年次後半から４年次にかけて、就職支援活動を行っている。具体的には、学部就職委員による就職状況の把握、演習担当教員への情報提供、就職委員及び演習担当教員による学生への就職相談（個人面談、就職活動状況の把握）などを実施している。学生への指導は、演習の時間外にも行われ、履歴書作成、エントリーシート作成に関する助言、面接試験への心構えなどきめ細かい、親身な支援を行っている。

以上の教育課程でのキャリア教育と就職委員及び演習担当教員によるキャリア意識の形成と、きめ細かな就職活動支援によって、高い就職率を達成してきた。経営学部の就職率は平成24年度98.2％、平成25年度97.3％、平成26年度100％、平成27年度95％であった。

【社会学部】

社会学部就職委員会は、全学で実施されている就職委員会と就職課と密接に連繋をとりながら、①学部内の就職指導をいかに行うのか、ということと、②最終的には社会学部内における就職内定率の向上をいかに達成するか、ということについて努力している。

大学においては、入口と教育と出口が重要なポイントであると言われるが、出口である就職問題については、最後の最後まで大学側は責任をもって卒業し、就職するように指導を続ける必要がある。

就職課は今年度からスタッフを 5 名となって新体制としてスタートした。

毎月開催される教授会においては、各委員会報告において報告書を作成し報告している。

１）就職委員について

平成27年度の社会学部の就職委員は、社会学科より合計で５名の就職委員から構成されている。また、月１回開催される全学の就職委員会には、社会学科から３名が出席している。

２）社会学部における就職指導体制について

平成27年度の「就職指導年間スケジュール」(各学年)に従って実施されている就職ガイダンスでは、就職委員会と就職課が協力して実施されている。加えて、社会学部独自で実施されている就職指導体制はおおむね以下のとおりになる。

▽３年、４年生の担任制

平成24年度からは、社会福祉学科の教員も加わって１年生から４年生まで実質的な担任制が設けられたが、この担任制によって就職指導が基本的には展開され、各学年の担任が責任を持って就職指導を行っている。従来は４年ゼミの教員が主に就職指導を行っていたが、最近では、担任による就職指導体制に切り変り、このシステムが現在かつ将来的にもある程度有効であると考えられる。具体的に、３年生にあっては、年間最低で数回の就職指導（前期に実施）を担任が行い、卒業後の進路をどうするのかなどについて面談をして、指導を行っている。最も重要な４年生の就職指導にあっては、昨年度の実績では、年間で７回程度担任により就職面談を実施し、その結果を就職委員や就職課に随時報告し、平成27年度もおおむねこの回数で就職の面談を行い、最終的な社会学科の就職内定率は、90％以上となった。なお、従来の2学科制は昨年度までとなり、平成27年度からは社会学科1学科のみとなった。

面談した結果の報告時には毎回締め切りを設けて、主にメールを利用して各担任の先生から就職委員のまとめ役に面談の結果を逐次報告している。ごく一部ではあるが、担任によって若干温度差があり、報告がない場合も見られるが、これは、可能な限り就職委員が連絡し確認している。

３）就職内定率の一層の向上に向けて

以上のとおり、社会学部においては、就職委員会を中心として、就職課と就職委員が協力し合い、この体制の下に、担任制のシステムにより、きめ細かい就職指導を行っている。近年の卒業生について、社会学科・社会福祉学科ともに90％以上の就職率が達成できている要因の一つには、就職課と学部の就職委員のサポートとともに、学内のハローワークの担当職員による就職相談会も見逃せないものとなっている。これら三者による、内定の取れていない学生に対する、きめ細かい指導が行われており、これが奏功して、就職率向上に大きく寄与していると考えられる。

４）「学生によるミニセミナーの実施」

学習支援センター主催の就職関係のミニセミナーの第一回目は、10月29日から毎週木曜日の5時間目に622教室で開催した。課題としては、貴重な４年生の内定の話ではあるが、参加者が増えていないことから、今後はいかに参加者を増やすかが大きな課題といえる。

第１回(10 月 29 日)「福祉施設への就職活動」(社会学部４年　中館陽香さん

第２回(11 月 5 日)「一般企業への就職活動」(社会学部４年　成田絢香さん)

第３回(11 月 12 日)「就職活動への進め方－福祉関係の病院への就職」(社会学部４年舘峻哉君)

第４回(11 月 26 日)「東京における IT 企業への就活」(ソフトウェア情報学部４年

石川佳実さん）
第 5 回(12 月 3 日)「食品関係企業への就活」（社会学部 4 年・斉藤健太君）
第 6 回(12 月 10 日)「福祉施設への就活」（社会学部 4 年・阿部悠里君）

５）「青大生がつくる企業セミナーの実施」

就活のスタートが3月解禁になったことから、今年度で2回目の学生主体の企業セミナーを実施した。昨年はプラットフォームあおもりの支援を受けて、実施したが、今年度は就職課の支援を受けながらソフトウエア情報学部２年川村唯さんを代表として「青大生がつくる企業セミナー」を3月6日(日)～10日（木）午後1時～４時まで6号館の集いのスペースを使用して実施された。様々な課題はあったものの、参加企業は45社が集まり、無事終了した。手伝いの学生に対しては大学よりアルバイト代を出すなどの措置を講じた。

【ソフトウェア情報学部】

１）就職指導体制について：ゼミ担当教員と就職委員との連携

ソフトウェア情報学部では、学生は 3 年の 4 月から研究室に配属となる。3 年次の創作ゼミナール及び 4 年次の卒業研究を原則として同一研究室において実施する。研究室のゼミ担当教員が学習アドバイザーであり、同時に就職指導担当教員ともなる。学部就職委員（2 名）は、就職委員会及び就職課と緊密に連係をとるとともに、各研究室のゼミ担当教員とも連携しながら、3 年次及び 4 年次の学生への就職活動支援を行っている。ゼミ担当教員の普段の就職指導に加えて、就職委員により別の角度からのきめ細かい就職指導を行っている。例えば、4 年生の就職希望者全員に対して就職委員による就職活動状況についての面談を実施している。前期に一回、さらに後期にも就職未内定学生に対して実施している。面談の内容については、個人情報に関わる個所を除いて、学部内の教員に知らせて就職に関わる学生情報を共有している。

２）就職支援について

ソフトウェア情報学部におけるカリキュラムのうち、就職支援に関係する授業科目は「情報と職業」、「学外実習」の 2 科目である。全て 3 年次の科目である。

「情報と職業」では、インターネットによる検索を実施して、情報関連業種・職種の調査を行っている。「学外実習」は、首都圏において開催されるソフトウェア関連の展示会やイベントを視察する必修科目である。平成 27 年度の学生は 10 月 6 日～7 日の 2 日間、「CEATEC ジャパン 2015」（東京ビッグサイト）に参加した。事前の調査、企業による展示に向けての質問事項の準備、名刺の作成及びレポート提出を課している。情報関連の展示会見学を通して、情報技術に関する最新動向、情報技術を扱う企業や業界、さらには社会人としてのマナーを学ぶことを目的としている。

3 年次における全学向け就職ガイダンス及び企業セミナーの他に、本学部では独自の「業界セミナー」を毎年実施している。平成 27 年度の 3 年生に対しては、就職活動の開始時期がこれまでと比べて 3 カ月後ろ倒しになったことへの影響から、これまでの 12 月から 4 月に時期を変更して実施した。今回で 9 回目となる。ソフトウェア開発の現場で活躍する企業の方から、現在のソフトウェア業界の動向や最新の技術動向、事業内容を講演していただき、学生の早期の就職意識の醸成を目指している。

内容は次の通りである。

▽業界セミナー（平成 27 年 4 月 23 日）

1.「ソフトウェア開発業務の現場」　（株）デザインネットワーク

2.「青森の IT 業界最前線」　青森県商工労働部

【薬学部】

薬学部は、薬学に関する基礎的及び専門的な知識、豊かな人間性と高い倫理観、解決能力、現場での実践力などを兼ね備えた薬剤師を養成するための教育を行っている。キャリア教育において、卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るべく、教育課程においては、次に記載するキャリア形成教育科目を入学当初から順に導入する一方、教育課程外においても、事務局就職課と連携してカリキュラムに導入し、職業観・人生観の醸成を図っている。

１）教育課程：

薬学部キャリア教育関連科目：キャリアデザインIA、キャリアデザインIB、実務実習事前実習、地域医療管理学、病院薬局学、保険薬局学

▽１年次「キャリアデザインIA」：早期の職業体験（Early exposure）を実施。病院薬局及び調剤薬局訪問、薬草園見学などの体験学習を通して薬剤師の仕事に触れさせ、学生には、その都度レポートを提出させている。キャリアデザインＩAでは、薬学部を卒業して、薬剤師免許を取得した場合の免許を生かすことができる職種についても学ぶことができる。

▽２年次　「キャリアデザインIB」：青森県を中心にした自然環境の中で、現状の生活とヒトとの関わりを学んでいる。

▽３年次　「薬倫理学」：薬害・公害を中心とした健康被害の事件を経験者から学ぶ教育をしている。特に、サリドマイド被害患者を招聘した講義は注目されている。

▽４年次「実務実習事前実習」：通年で開講している。これは、５年次に合計５か月間行う実務実習に備えるべき内容を含んだ科目である。キャリアガイダンスという名称はついていないが、学生は実務経験者から卒業後の仕事（時と場合に応じた対応など）について学ぶ機会を持つことができる。

▽５年次「地域医療管理学」：薬学とつながりのある在宅療養管理体制を専門分野の指導薬剤師を招聘して講義及び演習形式で学んでいる。「病院薬局学」:病院薬局の機能とその役割、病院調剤の流れ、さらに臨床試験体制を学ぶ。「保険薬局学」:薬剤師の品位と信頼される行動を学ぶ。調剤の具体的な業務内容を知る。特殊医薬品の管理体制を学ぶ。

２）教育課程外：「就職ガイダンス、業界・職種研究、就職試験対策講座等各種就職支援」

就職支援は、就職課と就職委員の教員が中心となり、各種就職に関する情報の伝達を行い、外部情報を学生に伝えた。全学就職委員会については、3月まで毎月毎月開催された。

12月に薬学部５年生を対象に就職ガイダンスを開催し、進路である就職に関するアドバイスをし、3月には新5年生および新6年生を対象とした就職セミナーを実施した。

薬学部においては地方の薬剤師不足を反映し、常に求人募集がある。従って、その中から学生ひとりひとりに適した就職先を選択させることが重要となってくる。そのため、就職を希望する学生に対し、個々に企業説明会を開催するなど、きめ細かい対応を行っている。

３）「インターンシップ」

薬学部では、現在、薬学部のカリキュラム上で、特にインターンシップという名目の授業は行っていないが、5年次に薬局実習を2.5か月間、薬局実習を2.5か月間行っている。これらの実習によって、学生は実習項目を現場で学ぶとともに、医療現場における薬剤師の役割についても学ぶことになる。一方、希望する学生に対しては、就職委員が就職課と連携しながら、希望薬局、希望企業等へ斡旋の努力をしている。

４）就職支援に関する補助的活動

薬学部で行った補助的活動としては、次に示すものがある。

▽平成27年度日本薬学会主催の第5回全国学生ワークショップへの薬学部生の派遣

テーマ：「私たちのプロフェッショナリズム、私たちが築く新し医療と社会」

開催日時：平成 27 年 8月 8 日（土）10:00 から 8 月 9 日（日）16：00まで

開催場所：クロス・ウエーブ府中（東京都府中市）

派遣学生氏名：薬22064　小田切　望（6年生）

以上の催しには、薬系大学69校の69名と卒業生30名が参加した。本学は第2回からこのワークショップに学生を派遣しており、参加学生からは、自分の将来について他大学の学生と意見交換できて大変有意義であったとの感想をもらっている。なお、今回のワークショップには、本学卒業生（第4回ワープショップ派遣学生）岡　慧さん（現坂下厚生総合病院勤務）が「卒業生」参加人数30名の一人として本ワークショップに参加している。

(2) 現状の評価

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、全学的にも各学部においても整備され、一定の成果を上げている。しかし、就職を希望する卒業生が全員就職できる状況にはなっていないので、引き続き改善に努力する。

(3) 将来の展望

【全学】

平成27年度卒業予定者の就職活動は、企業の広報活動開始時期、選考活動開始時期、内定日が後ろ倒しとなった。それに対応して就職支援内容も変えていかざるを得ない。しかし、全国的にどのような就職活動形態であったかを平成26年度の実態で見ると、実際は卒業の1年以上前から就職活動を開始している状態とみられる。

本学としては、学生が出遅れないように、タイミングを逃さない支援活動を押し進めることが重要である。

平成26年度に連携協定を締結した青森県中小企業家同友会、キャリア支援プログラムへ

の協力を得たＮＰＯ法人プラットフォームあおもり、あるいは支援事業を行っている外部企業等、就職支援に外部機関の有効利用を引き続き図っていくことも効果が期待できる。

内定を得られないままに卒業すると、その後の就労が不安定になること等が社会問題として顕在化しつつあることから、卒業後一定期間は、就労支援をしていく。また、就労後数年内に離職した卒業生がいても、情報が入ってこないと支援の術がない。そのような卒業生の情報を収集する手段を検討し、支援につなげる。

【経営学部】

就職意欲が弱く、就職ガイダンスに積極的に参加しない3年次生や、4年次生で就職活動に消極的な学生がいる。就職委員会はこうした学生のキャリア意識を高めるために、今後も、早期から、全学的努力が必要と考える。こうした観点から、今後の検討課題としては、以下の項目が挙げられる。

①教育課程でのキャリアガイダンスを補強するため、１、２年演習や他の専門科目においてキャリア意識を高めることを心掛け、シラバスや講義、演習で工夫する。

②簿記、情報処理関係科目（資格関連科目）では、受験を意識したカリキュラムが整備され、関連科目の教員が受験指導を行っているが、熱意があり、努力する学生に対しては、特にピンポイントの受験指導が有効である。

③教職及び公務員志望の学生に対しては、支援対策を策定し、早期から受験準備させることが必要である。28年度からは懸案だったアウトソーシングサービスを利用した公務員受験講座の拡充が図られるが、これに加えて、特に意欲の高い学生へのピンポイントの指導が有効である。

【社会学部】

各学部の就職指導体制とともに、就職課における就職指導などのサービス面においても今年は大幅に改善されてきて、これまで以上に実質的にきめ細かい就職指導を学生に行っている。

毎年 90%以上の内定率を上げていることはある程度評価できるが、質の向上が一層求められる一方、卒業後の数名の未内定者については、卒業後も引き続き就職委員などにより内定がとれるまで就職を指導することが必要である。さらに内容や質の向上に関しては、さらに一層個別指導の徹底を図っていく工夫が求められている。

なおかつ他大学では実践の例がみられるが、卒業後に内定は取れたにもかかわらず、その後数年以内にミスマッチなどにより会社などを辞めてしまう例も聞かれるため、今後は人員などを増やして最低で３年間は継続して内定先の各企業で働き続けているかどうかを調査し、辞めている場合はハローワークなどの協力も得て再就職するように、大学として責任を持って対処する。

【ソフトウェア情報学部】

ゼミ担当教員と就職委員との連携により、平成27年度の民間企業への就職率は100%となった。現在の体制による就職支援を今後さらに進めていく必要がある。さらに平成27年度には、学生が県内外における企業との連携に取り組む企画が数多く実施された。このような外に向けての積極性を持つ学生の育成が今後非常に重要になる。

一つの例として、青森県内IT企業である（株）リンクステーションと、3年生および4年

生、合わせて2名の学生が共同で、「障害児生活訓練用アプリ」の開発を行った。さらに弘前市のNPO法人「光の岬福祉研究会」において、開発したアプリを実際に児童に使用していただき、操作性についての実証実験も実施した。このような形での学部と企業等との連携を進めることが、学生の就職支援においても将来の重要な方向性を指し示している。

平成 27 年度のソフトウェア情報学部卒業生の就職先のうち、情報サービス業及び製造業を合わせると約 40%となっている。現在では、どのような業種・職種に進むとしても IT の知識や技術は不可欠であるが、学部としては、IT や情報に関連した仕事の魅力をさらに学生にアピールして、情報関連企業への就職をさらに増やす。

【薬学部】

薬学部卒業生の就職状況については、国家試験に合格して薬剤師免許を取得すれば間違いなく就職できる状況にある。その意味では、就職率は、薬学部開設以来100%である。

本学卒業生の平成26年度の就職先は、薬局が40%、公務員が16%、病院が44%であり、ほとんどが薬剤師免許を活かした職種となっている。平成27年度の就職先は、病院9名43%、薬局7名33%、公務員4名19%、製薬会社1名5%となっている。

本学薬学部の課題は、地元に継続的に一定数の薬剤師を輩出し続けることである。そのためには、入学者の確保と基礎学力に問題を抱える入学生といえども親身な指導により学力の向上を図る。企業セミナーへ低学年から参加することは、自らの将来の社会的・職業的独立について考えさせる良い機会であり、今後とも継続していく。教育課程において、入学直後にはキャリアデザインについて考えさせる教育を行っているが、２～３年次では、このような教育の機会が設けられていない。この時期の学生にも薬学専門科目の他に、各年次でキャリア教育が必要であろう。そのためには今後薬学領域の外部講師を招いた特別講義や講演会を開き、学生を積極的に参加させることを検討する。青森大学薬学部は、創立12年目を迎えた。同窓会をこれまで以上に活用して、本学薬学部を卒業した先輩の薬剤師からの話を聞く機会をもつとともに意見交換を行う。

Ⅳ－6　教育目的の達成状況の評価と有効活用

(1) Ⅳ－6 の現状

Ⅳ－6－①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について

【全学】

教育目的の達成状況を点検・評価するために、定量的・定性的な調査を開発して教育目的の達成状況の点検・評価を総合的に行っている。最も重視しているのは、学習支援センターが中心となり教務委員会と連携して行っている「学修時間・学修行動調査」であり、毎学期末に実施、学生の教室内外の学修状況を点検・評価し、全教職員に通知している。また、資格取得及び就職状況については、教職員の間でこれを把握・共有しており、学部ごとに状況を分析し、教育目的の達成度を確認して次年度以降の改善を図っている。

その他、本学の教育成果に関わる意識調査として、在学生全員に学期ごとに実施する「授業アンケート」があり、個々の授業における学修の実態把握を行い、担当教員が授業の成

果を判断するとともに今後の授業改善を図るための資料としている。また、年度末に卒業予定者全員に対して実施している「卒業生アンケート」があり、卒業生が入学後の知識・技能や態度等の変容や、大学での学修成果に対する自己評価について回答している。

以上のことから、教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発を適切に行っていると判断する。

【経営学部】

25 年度、経営学部では、学習支援センターが主導する「各種アンケート」や「学習行動調査」に取り組んでいるが、結果の活用には至っていない。今後いかなる活用方法が可能か議論を進める。

経営学部では、２年次ゼミナールから３年次ゼミナールへ進級する際、「ゼミナール公募」が厳正に行われている。ゼミナール公募の厳正な実施により、学生は、目的意識を明確にした上で主体性を持って自らの研究専門分野を選択し、学習意欲を高めながらゼミナールの公募に応じる。

また、支援情報システムは、経営学部において「筆記試験の受験資格は、当該科目の出席日数が総授業時間数の 3 分の 2 以上のものとする」という単位修得試験規程に定める規定の遵守に貢献し、同時に教員側の厳正なシラバスの策定とそれに基づく公正な成績評価につながっている。

また、支援情報システムは、経営学部において「筆記試験の受験資格は、当該科目の出席日数が総授業時間数の 3 分の 2 以上のものとする」という単位修得試験規程に定める規定の遵守に貢献し、同時に教員側の厳正なシラバスの策定とそれに基づく公正な成績評価につながっている。

最後に、経営学部では、「卒業研究発表大会」が開催されている。この発表大会を通じて教育目的に示された「経営学、商学、経済学に関する基礎的な知識・技術」のみならず、「企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力」の修得の程度が評価される。卒業研究発表大会の開催は、学生が主体性を持って発表大会を企画、実施する試みとなっている。学生は、卒業論文の執筆への取組みを判定評価され、ゼミナール担当教員は、論文指導方法を省みる機会が提供される。卒業研究発表大会を通じて、学生は、大学生活の４年間で身に付けた能力を自ら判定する機会を得ている。

【社会学部】

学習行動調査を全学的に行っており、その結果を教授会で報告し、共有している。ただし、結果の積極的活用には至っていないのが現状である。なお、IT 支援システムで授業評価アンケートの結果は確認できるが、公表していない。

社会学部では、全学の方針に従って学期毎に 2 回行われる授業評価を用いて各教員が自主的に担当する教科の改善に努めるとともに、教務担当教員や学部長等の管理職教員は、評価の得点や学生が書いたコメントを参考に、社会学部で提供している教科の改善点などについて検討している。最も重要な授業改善のための基礎情報は、授業評価アンケートのデータである。

社会学部では、成績不良や出席に問題がある学生の情報を、毎月行われる学科会議で資料を作成し、一人ひとりの学生について担任教員が最新の状況の説明を行い、学部内の全教員が共有して学生の課題に応じる努力をしている。また、学習支援システムは、社会学

部教員が担当している学生の基礎情報で、現在及び過去の出席状況、単位の取得状況が確認できる。教員は、自分が担当する教科で成績や出席などが不振であると思われる学生に対し指導する際に学習支援システムの情報を活用している。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、平成19年度後期より、学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業評価アンケートの前期、後期の中間及び期末評価（平成26年度以降は期末のみ）の集計結果（質問項目別の評価平均値、自由記述の全てのコメント）をファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。

【薬学部】

薬学部では、教育目的に沿って「医療現場において幅広い領域の基礎的・専門的知識、技術と態度を身に付けた人材の育成」を目指す教育を実践している。この教育目的達成のための点検・評価と授業、実習のシラバス（授業計画）を作成し、授業改善を進めている。シラバスは、大学ホームページで公開している。授業改善を目的とした学生による「授業アンケート」は、本学独自の携帯を使ったマーク式と自由記述式を併用して実施している。集計結果について、各教員は、本学の IT 化教育支援システムを介して担当科目の結果について実施直後に閲覧できる。なお、授業評価の項目については、FD 委員会を中心に全教員の意見を取り入れながら、点検評価して改善に努めている。また、「公開授業」は、薬学部の場合、平成 26 年度も実施していないので検討する必要がある。学生の目標到達度は、薬剤師国家試験合格率や就職・進路決定率も判定基準の重要な指標であり、その結果を教育指導やキャリア支援活動に反映させている。

Ⅳ－6－②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効活用について

【全学】

教務委員会とＦＤ委員会が協働して、ディプロマ・ポリシーを達成するために、成績評価の可視化・客観化に努めており、教育内容・方法及び学修指導の改善のために毎年度「シラバス作成要領」を改訂している。

科目担当教員は「シラバス作成要領」に沿って原稿を書くことになるため、履修学生の成績や科目の平均 GPA（学生支援システムで表示される。)、「授業アンケート」の結果等を省察することになる。このように「到達目標」や「授業の方法」、「成績評価基準」の記載内容の改善が進められ、次年度の授業改善と学修指導の充実が図られている。

授業方法の改善については、ＦＤ委員会が中心となって、夏季と冬季の教職員研修会への全教職員参加、学外の FD 研修会等へ派遣を計画・実行している。

以上のことから、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていると判断する。

【経営学部】

前期・後期に 1 回ずつ実施される、授業評価アンケートの結果に基づき、各教員は自身の担当する授業内容・方法等の改善に取り組むよう促している。しかしながら現状では教育改善の成果を、学部全体で可視化して把握するところまでは至っていないのが現状であ

る。これに対して、昨年度後期にパイロット的に相互授業見学を実施した。今後、各教員が自身の授業改善に活かせるよう、本取組をさらに充実させていく。

学習支援センターが主導して、全学的に進められている「学修時間・学修行動調査」によって、学生の学修実態に関するデータが蓄積されてきている。今後はこれらデータを具体的な学修改善に向けて活用していくための工夫が求められる。各教員の自助努力ではなく、組織的に教育内容・方法及び学修指導等の改善に結び付けていくことを目指し、学習支援センターへの働きかけを行っていく。

【社会学部】

授業アンケートの結果に基づく教育の改善については、担任制によって対処しているのが現状である。

教授会で行われている個々の学生の状況に関する担当教員による説明は、学力不振でついていけない学生を最小限に止めること、さらには退学者を減少させることにつながり、有効であると評価している。

社会学部の担任制は、全ての学生について学部内の教員の責任で成績や出席についての指導や配慮を行うことができるシステムであり、学科会における個別学生の説明と合わせて、学部内での教育目的の達成評価に有効に寄与している。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業評価アンケートの前期、後期の中間及び期末評価（平成26年度以降は期末のみ）の集計結果をファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。他の教員の授業に対する学生の評価や自由記述のコメントは、自分の授業の改善のために参考になる場合が多い。さらに、平成23年度より、アンケート結果について学部所属の教員が互いに意見を述べ合う場を設け、より一層の授業改善を組織的に目指している。

また、平成27年度には前期・後期とも、授業評価アンケートの結果に基いて授業改善方策を各教員が簡潔にまとめ、学部長および教務課長に提出することが全学的に行われた。ソフトウェア情報学部では、こちらについても原文のまま全てまとめて学部所属教員全員に配布し、上述の意見交換会の資料としても活用した。

【薬学部】

授業アンケートの集計結果については、薬学部の場合、担当教員は、自分の担当科目に対するアンケート結果を閲覧できる。さらに、学長、教務委員長、学部長及び学科長は、全ての結果を閲覧できる。一方、学生に対しては、各教員が集計結果入手後の授業の中で、アンケートに対する見解・改善への方策などを口頭で説明して、伝達し、授業改善の方向性を示している。学生による「授業アンケート」は携帯を利用して実施し、集計結果についてもすぐに把握・閲覧できるよう工夫・開発がされている。各教員は、結果について学生に速やかに連絡することになっている。このように、学生の要望に応じ連絡し、伝達する体制はできていると判断している。

（2）現状の評価

教育目的の達成状況の評価と有効活用について基準を満たしている。

(3) 将来の展望

【全学】

教育目的の達成状況の点検・評価方法として、「学修時間・学修行動調査」や「授業アンケート」、「卒業生アンケート」等を引き続き実施し、分析結果を全学的に活用していく。また、本学の目的・使命とする地域貢献活動を担える人材育成の推進のために、「地域貢献基礎演習」、「地域貢献演習」等での学外での学修を充実させるよう科目担当教員と地域貢献センターとの連絡体制を強化する。

教育内容・方法及び学修指導等の改善のため、平成27年度から学期ごとに、全ての授業について相互参観のしくみを導入する。

【経営学部】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発として、GPA 制度の活用が進められた。具体的にはGPA評価に基づく進級障壁の設定である。今後は進級障壁に関連した学生に対する学修改善への支援について検討していく。

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発においては、その基準をいかに設定するかという問題がある。適切な評価基準の導入のために、まずは学生の学修実態に関わる情報について、具体的な活用に資するようデータの整理をすすめるとともに、情報の共有を進める。

【社会学部】

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発については、授業評価アンケートの質問内容の変更が検討されており、より見やすい形での公開方法を考えている。これらの改善により、教員の授業改善の基礎情報がより分かりやすい形で検討できると考えられる。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効な活用については、授業アンケートの結果は、少なくとも学部教員全員が共有することができるようにしていく必要がある。個々の学生を単位とした教育目的の達成に関する活動は、十分に評価できるので、今後も継続的に行っていく。しかし、今後は、社会学部が提供するプログラム全体で達成すべき教育目標を評価するためのシステムの構築を目指す。このシステムは、全学的なディプロマ・ポリシー及び社会学部のディプロマ・ポリシーとも関連するため、それらの方針を構築する。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、学生による授業評価アンケートの集計結果を学部所属教員全員に公開しているが、その際、ファイルにまとめる作業に手間がかかるので、特定の教員以外でも教育支援システム上で学部全体の集計結果を直接見られるようにする。

【薬学部】

学生による「授業アンケート」に関しては、FD委員会を中心に今後も質問項目の再検討を行い、学生のニーズに合わせた現実的な改善点の把握に努める。一方、教員側の問題点としては、学生による「授業アンケート」の集計結果を全ての薬学部教員に公開していないことが挙げられる。学生の要望を把握するには、他の科目へのアンケート結果が参考になるので、全員に公開する方向で検討する。次に、同僚教員による「公開授業」について

検討したい。最後に、授業アンケートに対する「自己点検報告書」についても作成・提出する方向で検討する。以上を進めることにより、学生・教員双方にとって実りのある授業展開を図る。

Ⅳ－7　学生サービス

（1）Ⅳ－7 の現状

Ⅳ－7－①　学生生活の安定のための支援について

１）概要

(a) 学生サービスのための組織

学生サービス、厚生補導、生活指導は、学生課が担当しており、通常のサービスはもとより、問題事項が発生したときはいち早く対応している。教員組織としては、学生委員会が組織されており、学生サービスや生活指導を全学的に行っている。

(b) 学生に対する教員の相談窓口

全学的には、学習支援センターが学生の相談窓口を開設し、センター担当の教職員がこれに対応している。経営学部は週３回、「オフィスアワー」を設け、年度初めにオフィスアワー一覧表を作成して掲示している。各教員の研究室の扉には、オフィスアワーの時間が明記されている。社会学部は、オフィスアワーに加え、「担任制」を設け、個別の学生に対するきめ細かな指導を行っている。また、ソフトウェア情報学部では「学習アドバイザー」制を、薬学部では「担任制」を設けている。これらの学部の教員は、講義のない時間は大部分研究室にいるので、学生は、研究室を訪ね随時相談している。

このほか、ハラスメント防止対策委員会のもと、学生課と各学部には相談窓口ならびに相談員を置き、委員会活動を通じて、ハラスメントについての、大学側から学生及び保護者に対する説明責任を徹底させる方針を確認している。

２）奨学金

本学では、次の４つの奨学制度を提供している。

(a) 学業特待制度

学業特待制度は、学力入試学業特待、薬学部特別奨学制度、推薦入試・AO 入試学業特待制度の 3 種類に分類される。

学力入試学業特待は、入学試験及び編入学試験において、成績優秀な者に対して授業料全額免除あるいは授業料半額免除の恩典（学業特待）を与えている。原則として４年間（薬学部は６年間）又は編入学した時点以降の標準就学期間の授業料の全額免除又は半額免除とするが、毎年度審査を行い、在学中の成績が著しく低下した場合には取り消す場合がある。

薬学部特別奨学制度は、入学試験の成績優秀な者に対して a.授業料全額免除、b.授業料半額免除+授業料半額無利子貸与、c.授業料半額免除を与えている。

推薦入試・AO 入試学業特待制度は推薦入試・AO 入試において適用される学業特待制度で、経営学部（日本商工会議所簿記検定試験 1 級又は 2 級の合格者並びに全国商業高等学校協会簿記実務検定 1 級の合格者）、社会学部（介護福祉士の有資格者、介護職員初任者研

修を修了した者など)、ソフトウェア情報学部（応用情報技術者試験の合格者、基礎情報技術者試験の合格者)、入学試験受験時に上記括弧内の条件を満たしている学生に対して、授業料全額免除又は授業料半額免除が与えられる。

（b）経済的に修学困難な方に対する奨学制度（経済特待制度）

勉学に強い意欲がありながら、経済的な理由で修学するのが困難な学生に対して、授業料を半額免除する制度（経済特待）を、平成 20 年に発足させた。授業料は、経営学部と社会学部の授業料は年間 64 万２千円、ソフトウェア情報学部は 98 万円、薬学部は 130 万円である。経済特待は、これらの半額を原則として４年間（薬学部の場合は６年間）免除する制度である。申請には、保護者の所得証明を提出させ、家族の所得確認を行い、経済特待審査委員会で審議し決定している。この免除制度には返還義務はない。この制度に応募する者は、まず日本学生支援機構から奨学金を借りて、その上なお経済的に困難な場合に申請するよう指導している。なお、授業料半額免除の場合、その一部について日本私立学校振興・共済事業団からの補助がある。地域社会の経済状況が悪いので、この制度の希望者は、表８に示すように年々増加している。

（c）スポーツ・文芸特待制度：大学で学ぶ意欲と学力があり、スポーツや文芸に優れている学生に対し、そのレベルに応じて授業料、各種納入金などの免除や減額を行っている。授業料及び各種納入金の減免率等については、スポーツ及び文芸部の監督や部長を含む委員により構成される学生募集委員会で審議し、学長の承認を得て決定している。

（d）東日本大震災に伴う減免制度：平成 23 年に発生した東日本大震災で、自宅が全半壊した学生がおり、授業料の全額や半額を免除する対応を取っている（23 年度 15 名・24 年度 9 名・25 年度 9 名・26 年度 13 名・27 年度 16 名))。

上記の４種類の奨学金に加え、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生は、非常に多い。無利子のものは枠が制限されているが、有利子のものは希望者にほぼ全員貸与されている。金額は月額５万円から 14 万円（薬学部）の間である。また、学生の出身地の地方自治体が奨学金制度を設けているところもある。学生は、これらの奨学金制度を積極的に利用している。さらに、保護者がリストラ、病気、死亡などにより、学費を払えない学生が毎年生じている。この場合は、申請書を提出させて学費の延納を認めている。また、入学時以外の年次でも経済特待の奨学金制度に応募させて認めることを行っている。

表８　奨学金制度の利用状況

年度	経済特待制度	学業特待制度	日本学生支援機構奨学金
平成 22 年	93 人	22 人	491 人
平成 23 年	139 人	29 人	591 人
平成 24 年	175 人	40 人	602 人
平成 25 年	187 人	47 人	644 人
平成 26 年	159 人	47 人	607 人
平成 27 年	200 人	45 人	617 人

３）課外活動

（a）学生の課外活動（部・サークル活動、大学祭など）は、学友会を中心に行われている。学友会は、正会員（学部学生）と特別会員（教員と事務職員）から構成されている。特別会員は、学生に適切な助言を与える役割を担っている。

学友会には、体育会と文化会があり、体育会には 17 の部と 4 のサークルが、文化会には 11 の部と 4 のサークルがそれぞれ活動している。体育会の部では、部長（教職員）、監督、コーチが指導に当たっている。文化会の部には、顧問（教職員）が配置され指導に当たっている。

年度初めに、各部に対して、活動上の必要経費を配分している。大学祭に際しては、上記の経費とは別に、各参加団体に必要経費を配分している。

（b）毎年、各学部でスポーツ大会を開き、教員と学生の親睦を図っている。

（c）毎年、図書委員会主催で読書感想文コンクールを行い、教員が評価して、上位数名に学長賞を授与している。

（d）学友会主催によるリーダー研修会を実施しており、平成 27 年度は、ほぼ全ての部・サークルの学生が参加し、部・サークル活動の活性化や地域貢献に関するグループ討論を行っている。

（e）日本私立大学協会の平成 27 年度の学生生活指導主務者研修会に、教務課長及び教員の２名が参加し、学内研修会において、主に教務に関連する内容での報告を行っている。

４）学生の生活環境

学友会には、学生だけでなく、教職員が特別会員として参加している。学友会には、学生のみが出席する会議のほか、学生と教職員が出席する会議があり、学生の意見が教職員に伝わる機会となっている。会議に出席した教職員は、必要に応じて、学生委員会で学生の意見を報告し、問題提起するなど、学生生活の改善を図っている。

学生のクラブ活動は、体育会、文化会の部とも、部長や顧問、監督、コーチを務める教員あるいは事務職員と学生の間に親密な交流があり、学生の意見を汲み取っている。

学生の授業評価アンケートに自由記述欄があり、学生は、授業に対する意見だけでなく、大学全体に対する意見を書く場合がある。案件によっては、学生委員会で取り上げて対処している。

各学部では、担任制や少人数ゼミ制を採っており、教員と担当学生との間には親密な交流があるため、大学のサービスに関する学生の意見が教員に伝わる機会も多い。教員は必要に応じて、教授会で学生の意見を紹介し、全学的な学生委員会に議題として提案する場合もある。学生委員会では、随時、提起された問題の解決に当たっている。

５）健康管理

（a）毎年、全学生を対象に健康診断を行っている。

（b）学内の保健室には看護師が常駐し、学生の健康相談に対応している。

（c）心的支援を必要とする学生に対しては、まず担任教員又はゼミ担当教員と学生課事務職員が相談に応じ、さらに、社会学科の精神保健福祉士の資格を持つ教員が助言や指導を行っている。状況に応じて、最寄りの心療内科の診断・指導を受けるよう指導している。また、学生相談窓口の定期的な開設に向けて、学生委員会の企画によって、専門カウンセラーの派遣を依頼し、事前予約制による学生相談を平成 25 年度より実施している。平成 27

年度も通年で 9 回の学生相談（心理カウンセリング）を実施し、17 名の学生が利用している。
（d）学内を全面禁煙としており、その遵守をさらに徹底する方針を確認している。
６）学生相談　学生委員会
学生の生活相談全般は、学生課が窓口となり、生活指導等も行っている。また、各学部では担任教員又はゼミ担当教員が学生の相談に親身に応じている。
７）学生の安全
学生の安全を確保する意識と体制を維持するため、本学は、学生委員会が中心となり、年度初めに、事件・事故発生時の連絡網の体制を確認し、全学教職員に資料配布・通知しているほか、例年、学生向けに交通安全講習会、全学の避難訓練、犯罪対策講座等を企画、実施している。平成 27 年度は、6 月に交通安全・防犯講習会を実施したほか、近年、多発するサイバー犯罪に関する新入生向け対策講座を 4 月のオリエンテーションガイダンスで実施し、学生にカード詐欺やネット犯罪に対する注意喚起を行っている。

Ⅳ－7－②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について

学習支援センターの学生相談窓口では、学生からの相談を受け付けるとともに、相談内容を記録し、学生の要望の把握のための資料とするとともに、継続的な相談のための資料として活用している。

(2) 現状の評価

本学には、多様な個性、能力の学生が入学してきており、充実した学生生活を落ち着いて送ることができるよう、支援体制を整えている。今後とも、学生生活全般に関する学生の意見や要望を的確に把握し、分析して、検討結果を踏まえた改善をしていく。

(3) 将来の展望

学生に対するサービスのうち、経済的な支援に関しては可能な限りの方策を整備している。特に、多くの学生の出身地である北海道や東北は経済状態が年々悪化している上、東日本大震災の影響も大きいことから、経済的困難を抱えた学生を対象とする授業料半額免除制度は、希望者が今後も増加していくと予想される。大学の財政上の問題はあるが、今後とも授業料半額免除制度を維持する。
学生の健康相談、心的支援、生活指導に関しては、現在でも一定の体制を整えているが、必ずしも有効に活用されているとは言えない。このため、教授会と学生委員会に対しては、学生が教員とさらに親密になり、気楽に教員に相談することができる雰囲気を作ることを、全教員の合意事項とするよう呼びかける。
各学部は、毎年スポーツ大会を開催しており、学生と教員の交流に大きな役割を果たしている。この種の機会をさらに積極的に設けて、学生同士、学生と教員の親密な関係を作

り上げていく。

学生の安全については、平成 27 年度以降は、授業や学内活動に防災の視点を採り入れ、浸透に努める方策を探っていく。避難訓練についても、青森市危機管理課や NPO 法人青森県防災士会など、専門家の協力を仰いで、内容の充実を図る。

学生の国際交流という観点からは、留学生の支援体制の充実とともに、一方で日本人学生の海外留学の支援も必要である。学生の長期・短期の留学制度を創設することは、国際人養成の為にも、外国の教育機関への留学は大いに効果がある。青森大学においても、この点での体制強化を図る。

学生サービス等に関しては、相談窓口も含めて、さらに学生からの意見を積極的に汲み上げるように努めて、サービスの向上を図っていく。

Ⅳ－8　教員の配置・職能開発等

(1) Ⅳ－8 の現状

Ⅳ－8－①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置について

【全学】

本学では教養学部は存在しないので、基礎スタンダード科目（教養科目）を担当する教員も各学部に配属している。全教員数は、専任教員 87 人である。社会学科、ソフトウェア情報学科においては、収容定員が大学設置基準別表第 1（第 13 条関係）に定める収容定員に満たないため、この 2 学科の専任教員数は、各 12 名となり、大学設置基準を満たしている。

１）専任・兼任のバランス

学部全教員のうち専任教員は 72.3%、兼任教員は 26.9%である。各学部の主要な専門科目の講義は専任教員が行っている。経営学部では、留学生向けの日本語教育の一部と専門科目で専任教員が対応できない科目の講義の一部を兼任教員に依頼している。社会学部では、精神疾患など医学関係の科目や福祉専門科目の一部を兼任教員に依頼している。薬学部では、臨床医学の講義を医師に依頼している。

２）専門分野のバランス

教員の採用時には、専門分野のバランスを考慮して、どの分野の教員を採用するかを決めてから教員を選考する。専門分野のバランスを確保するよう努力しているが、薬学部などにおいて必ずしも適切な均衡がとれていない。

３）年齢構成

教員の年齢構成は、年齢層は 60～69 歳が最も多く 34% 、次いで 40～49 歳が 30%、50～59 歳が 24%、30 歳以下が 12%の順である。昨年度に比べると、高齢者の比率は下がったが、今後も、若手教員を確保して新陳代謝を進める必要がある。

【経営学部】

大学設置基準第 13 条の定めによれば、経営学部に必要な専任教員数は 14 名である。平成 27 年 5 月現在、経営学部の専任教員数は 19 名であり、大学設置基準を満たしている。その内訳は、教授 11 名、准教授 6 名、講師 2 名であり、ベテランの教員から、中堅・若手

の教員までバランスよく配置されている。また、専門分野別に見ても経営学系、商学系、会計学系、経営工学系、経済学系の教員が偏りなく配置されている。今後は専任教員の退職によって、教育の質が低下しないよう、適宜必要な教員の補充が図らなければならない。つまり経営学部では、経営学部教員のもつ専門性や素養はもちろんのこと、退職教員に対する新人教員の募集の有無を授業の質向上の観点より追求し、新旧教員の円滑な新陳代謝が実践されなければ間に合わない状況にある。地域社会のニーズに応じて、近隣の大学とは異なる本学の魅力を強く打ち出していくためにも、最低限必要な専門分野の教員は専任として適宜補充していくことが不可欠である。

【社会学部】

社会学科は、収容定員が大学設置基準別表第 1（第 13 条関係）に定める収容定員に満たないため、学部全体で必要な専任教員は 12 名である。平成 27 年 5 月現在、社会学部の専任教員は 22 名で、大学設置基準を満たしている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の専門科目担当教員は、学部を創設した平成 16 年度には 15 名であったが、その後、退職者の補充は行われず、平成 26 年度には 10 名となってしまった。この間、カリキュラムのスリム化などで対応を図ってきたが、教員一人当たりの担当コマ数の増加や、一部の科目の隔年開講など、教員・学生の双方にとって好ましくない状況となっていた。このような状態を改善すべく、1 名の専門科目担当教員を採用することについて法人本部の承認も得られ、公募に基いて平成 27 年度には助教 1 名を採用できた。

【薬学部】

教育課程を適切に運営するためには、大学設置基準に則った教員配置が必要である。薬学部の場合、大学設置基準第 13 条によれば、薬学部全体で必要な専任教員は 28 名である。そのうち、いわゆる「実務家教員」として 5 名以上を置く必要がある。平成 27 年 5 月現在、薬学部の専任教員は、大学設置基準第 12 条第 3 項に従った「実務家教員」7 名を加えて、計 29 名となっている。しかし、専門分野別に見た教員構成については、基礎薬学分野の生物系に多くの教員が所属していること、衛生薬学系・医療系分野の教員が少ないなどの偏りが見られる。職位別では、助教が退職したことにより、0 名、さらに専任教員数には入らないが、助手が 0 名という偏りも見られる。

全体としての専任教員数は設置基準を満たしているが、専門分野に応じた教員の適切な配置、教員の職位・年齢構成などにおいて適正なバランスになっていると判断している。平成 27 年度には教員の公募を行い、平成 28 年 4 月からは、助教 2 名、助手 1 名を、退職予定者の後任として教授 2 名、准教授 4 名をそれぞれ採用して教員の若返りを図ることができるに至っている。しかし、平成 28 年 4 月においても、医療系専任教員の確保が重要な検討課題である。

Ⅳ－8－②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについて

【全学】

１）教育研究活動の支援体制

FD に関しては、各教員が独自に工夫するとともに、全学的な推進体制を整え、各教員の経験を基に教職員研修会で引き続き発表会と議論を行う。教員の教育活動の活性化への方策は、様々な FD への取組み、学部内教員間の相互評価、授業評価アンケートなどにより行われてきたが、これらがどの程度の成果を上げてきたのかを検討する必要がある。

教育業績の評価の参考とするため、学生による授業評価アンケート結果を全学に公開すべきという意見がある。ただし、このことに関しては異論もある。例えば、授業評価アンケートは、担当教員には参考すべきことが多いが、評価点そのものは必ずしも公平ではない。一般に受講者数の少ない科目や、採点が甘い教員の担当科目の評点は高い傾向にある。授業評価アンケートの結果をどう公表するかに関しては、今後ともさらに議論を深めていく予定である。教員の教育活動の一層の活性化を目指して、教職員研修会を引き続き実施するほか、授業評価アンケートの公表方法を検討していくことにしている。また、教員の授業の在り方を改善するために、教員が相互の授業を参観することが有効である。平成 26 年度には一部で実施していたが、平成 27 年度には全学全ての教員が、教員相互の授業参観に取り組んだ。

２）教員評価、研修、FD(Faculty Development)等の教員の資質・能力向上への取組み

（a）平成 27 年度の教職員研修会

夏季教職員研修会は、9月26日（土）に実施した。「学生の主体的な能力を引き出すためのアクティブ・ラーニングの在り方」と題し、青森県教育庁学校教育課高等学校指導グループ指導主事の清野達雄氏を招いての講演を行った。講演後は、各学部の事例が報告された。

冬季教職員研修会は、12 月 19 日（土）に実施した。「青森大学の未来像－地域とともに未来を切り拓いていくために－」と題し、文部科学省高等教育局（高大接続プロジェクトチーム主任大学改革官の新田正樹氏を招いての講演を行った。講演後は、各学部及び事務局それぞれの視点から、本学の高大接続の方向性、及びアクティブ・ラーニングの活用法などについて発表した。

（b）FD(Faculty Development)による教員の資質・能力向上への取組み

FD活動については、平成23年度にFD委員会を設置し、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取組みを行っている。その活動の一環として、毎年、学内外の講師を招いたり、学内の教職員を報告者にしたりして、教職員合同の研修会を開催している。内容は、教育内容・教育方法、学生募集や入試など多岐にわたっている。開催回数は、毎年2回であり、ほぼ全ての教員と事務職員が出席している。

大学全体で FD を推進する人材を増やすため、FD に関心のある教職員を中心に外部研修に派遣している。

平成 27 年度の外部 FD 研修・セミナーへの派遣は、以下のとおりである。

・第 5 回大学コンソーシアム八王子 FD・SD フォーラム（8 月 28・29 日、八王子市、櫛引）

・第 15 回山形大学 FD 合宿セミナー（9 月 7－9 日、山形大学、佐藤昌、長内直）

派遣された教職員は、学内の研修会、FD 委員会、部長会等で報告・討論を行って、学習内容や経験を学内に伝達している。現在、各学部･学科、教員個人、教員グループで行われ

ているFDが確認できるが、その面で指導的な役割を果たすことができる教職員を増やす努力を続けている。

各学部でもFD委員が選ばれ、全学のFD委員会と連携して、授業改善を行っている。特に、平成27年度は12月7日～12日に「授業公開期間」を設け、教員による相互の授業参観を大学全体で実施した。専門科目と基礎スタンダード科目の区別なくほぼすべての授業が対象となった。他の教員の授業を参観することを通じて自らの授業を見直し、意見を交換することでお互いの授業の改善に取り組むとともに、授業の進め方や学生とのコミュニケーションの取り方のノウハウ、グループワークのテクニックなどを共有することで、大学全体の教育力をアップさせることを目指したものである。

（c）学生による授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートが、年2回行われている。この評価の集計結果は、直ちに集計され、担当教員に伝えられる。一般の教員は、自分が担当している科目の評価を知ることができるが、他の教員の評価は知ることができない。ただし、学長、学部長、学科長は、学部内の全ての授業の評価結果を知ることができるので、これを基に個々の教員と評価結果の意見交換を行っている。授業評価が非常に低い教員には、学部長、学科長が個別に注意を喚起している。なお、ソフトウェア情報学部では、評価結果を学部内教員に公開している。全学統一の様式で、シラバスを書くことを義務づけている。予備稿を各学部の教務委員がチェックして、不十分なところを訂正させている。

教員の評価は、研究面と教育面で行われている。研究業績は年 2 回発行する青森大学ニュースで公開されるために、学内全体から評価を受ける。

研究業績は、１）教員の昇格の資料にする ２）優秀な研究業績を挙げたものを表彰する ３）研究費を増額するなどに有効に利用されてきた。

研究業績は客観的に評価することができるが、教育業績の評価は難しい。学生による授業評価アンケートは参考にはなるが、学生の評価をそのまま受入れることは困難である。試験の評価が甘い科目に、学生は高い評価点を与える傾向にあることなどの点も考慮する必要がある。教育上の業績は、学部内の教員が互いによく分かっているので、学部内教員の評価を重んじている。

【経営学部】

教員人事は、教育職員選考規程に基づき、採用及び昇任の選考が実施されている。募集は原則として公募で行っている。定められた資格基準に従い、教授会の付託により学部長を中心とした資格審査委員会が設置され、学歴、職歴その他の経歴、著書、学位論文、創作活動その他の業績、学会及び社会における活動状況を基に、審議している。審議した結果を教授会に付議し、学部の総意を得る手続きをしている。

【社会学部】

教員人事は、教育職員選考規程に基づき、採用及び昇任の選考が実施される。定められた資格基準に従い、教授会の付託により資格審査委員会が設置され、学歴、職歴その他の経歴、著書、学位論文、創作活動その他の業績、学会及び社会における活動状況をもとに、調査審議に当たっている。

【ソフトウェア情報学部】

教員人事は、学部長を中心として主に教授から成る選考委員会で審議している。選考に

際しては、青森大学教育職員選考規程に基づき、学歴、職歴その他の経歴、著書、学位論文、創作活動その他の業績、学会及び社会における活動状況などを総合的に評価し、判断している。

当学部では学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業評価アンケート（前・後期、それぞれ中間及び期末、平成 26 年度以降は期末のみ）の集計結果を、その都度ファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。他の教員の授業に対する学生の評価や自由記述のコメントは、自分の授業の改善のために参考になる場合が多い。また、アンケート結果について学部所属の教員が互いに意見を述べ合う場を設け、教員の資質向上に努めている。

【薬学部】

教員人事は、学部の教員選考基準、教育職員選考規程に基づき実施される。採用・昇進等については、学部長を中心として組織した資格審査委員会を設置し、応募者あるいは昇格対象者の経歴（学歴・職歴を含む）、教育・研究業績、抱負などを総合的に判断して全学の資格審査委員会に推薦する形をとっている。薬学部では、特に、実務経験や製薬メーカーでの経験等を業績の中で評価している。教育評価に関しては、毎年、各教員は「教育・研究・校務・社会貢献等　活動記録」を提出することとしている。これは、報告者自身が１年ごとの業績を確認する機会になっている。研修については、夏季及び冬季の２回にわたり定められた教育研究に関するテーマについて大学全体で討議する研修会を開催して、教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上を図っている。FD(Faculty Development)活動については、主に授業アンケートの調査項目の検討を行っている。

現時点では、FD 活動について取組みが不足していると言わざるを得ない。

Ⅳ－8－③　教養教育実施のための体制の整備について

【全学】

本学は、全学共通の新しい教養教育として「青森大学基礎スタンダード」を平成 25 年度から導入した。本来ならば、大学の教務委員会の下部組織に位置づけられる一般教養部会が主に取り扱う課題ではあるが、本学が掲げる「青森大学ルネッサンス」の改革が取り組む最初の構造改革であることから、学長が先頭に立って全学的組織「青森大学基礎スタンダード作業部会」を置いて推進した。「青森大学基礎スタンダード」の教育課程及び授業の運営は教務委員会が主に担当するが、教員の配置等については全学的な教職員の協力のもと、学部横断的な配置がなされている。

教務委員会は、「青森大学基礎スタンダード」の各科目担当の適切な配置、運営に主導的に関わりながら各教員を支援しており、また、平成 25 年 9 月中に開設された「学習支援センター」は、質の高い教養教育を実践できるよう、教員間の経験交流、教授法の開発などの側面から各科目担当教員を支援している。

【経営学部】

全学共通の教養教育である「青森大学基礎スタンダード」が 3 年目を迎え、経営学部においても、「青森大学基礎スタンダード」を通じて、文理の学部の枠を超えた、社会人として必要な基礎的能力の涵養を図っている。「青森大学基礎スタンダード」の運営体制につい

ては、経営学部では、全学教務委員会と連携して、教員の配置について支援は図っているものの、スタンダード科目の授業運営や、科目開発を担当している教学改革タスクフォースと学部との間で、スタンダードー専門科目間における体系的問題に関する意見交流、情報共有、それに基づいた教員間のコンセンサス形成が必ずしも十分ではない。今後とも全学組織に対し、経営学部の窓口となる学部教務委員を適宜配置するとともに、スタンダード科目に関する必要な情報の共有及び精査が求められる。

【社会学部】

本学は、全学共通の教養教育として、平成 25 年度の 1 年生から「青森大学基礎スタンダード」を実施しており、社会学部の学生も基礎スタンダード科目群を履修することにより、学問に取り組む姿勢や学びの基礎、人文・社会・自然科学（人間と文化・社会と環境）への広い関心を身に付け、また、言語やキャリア、情報、身体に関する技能を身に付けることができるようになっている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、「青森大学基礎スタンダード」の科目のみを担当する教員（英語、ドイツ語、フランス語、芸術(音楽)）が 3 名いるが、平成 27 年度には専門科目担当教員計 8 名が、「学問のすすめ」、「人間と文化」、「社会と環境」の各 1 テーマ及び「基礎演習」、「地域貢献基礎演習」、「地域貢献演習」、「キャリアデザイン IA、IB、IIA、IIB」、「就職活動実践演習 A、B」を分担した（平成 26 年度比 4 科目増）。ソフトウェア情報学部の専門科目担当教員は、学部を創設した平成 16 年度に比べ、平成 27 年度は 4 名減っているので「基礎スタンダード」科目の担当の負担は大きくなっている。

【薬学部】

薬学部の学位授与の方針には、①豊かな人間性、高い倫理観に裏打ちされた教養、他者に共感できるコミュニケーション能力を身に付けている、②医療現場において安全で有効な薬物治療を提供するための幅広い領域の基礎的・専門的知識、技術と態度を身に付いている、③薬学の立場から医療の発展に寄与するため、生涯にわたり高い学修意欲をもって研鑽を積む一方、自分自身を謙虚に見据え、確かめる力を身に付けている---と明示している。薬学部の教養教育は、学部の低学年時にこれらの素地を形作るという意味で重要である。平成 25 年度からは「青森大学基礎スタンダード」として、学生自らが主体的に学ぶことができるよう改訂された。例えば、「キャリアデザインＩＡ（薬学概論）」「基礎演習Ｂ（コミュニケーション）」は、項目①の「豊かな人間性、高い倫理観、コミュニケーション能力の醸成を目的としたものであり、「基礎演習Ａ（論理的文章の読み方・書き方）」は、②幅広い領域の基礎的・専門的知識を身に付いけるために欠かせないものである。このように、薬学部の教養教育は、学部が目指す学生の資質に対して基礎的能力を授けようとしたものである。「青森大学基礎スタンダード」の特徴は、青森大学に入学した４つの学部の１年生が一緒に小グループのディスカッションを行いながら、コニュケーション能力などを高めていくもので、将来医療関係の職業に就く場合にいろいろな職業人との接し方について貴重な経験を積む場となっている。教養教育実施のための色々な体制は整備されていると判断する。

(2) 現状の評価

本学においては、教育目的及び教育課程に即した教員の確保及び配置について、分野や年齢構成を適正に保ち、大学設置基準を満たすよう、努力しているが、近年の社会の変化等に対応した適切な新陳代謝を図ることは必ずしも十分ではない。教員の研修、FD 等については工夫をこらし、充実を図り、資質・能力の向上に努めている。教養教育を再構築し、新設した「基礎スタンダード科目」については、全学の協力による体制を整えているが、今後、この基礎スタンダード科目と専門科目の総合的・合理的な改革を一層進めるための教員の組織体制を確立していくことが課題である。

(3) 将来の展望

【全学】

教職員研修会は、本学の教職員の資質向上・能力開発を刺激する役割を果たしており、今後も学外の講師を招いてさらに充実させる。また、教職員を学外のFD研修等に計画的に派遣し、FDの推進役となる教職員を着実に増やす。学内においては、平成25年度に設置した「学習支援センター」と連携しながら、各教員の授業の工夫や成功事例の交流などを通して、教員の資質向上・能力開発を促す活動を組織する。さらに、各教職員が努力したFD活動を客観的に評価する仕組みをつくり、青森大学のFD活動の成果を蓄積し、それを教職員が相互に参照できるように努力する。

主に教養科目を担当する教員の科目数を減らし、教員の資質向上・能力開発や授業改善などに精力や時間をかけられるようにする。平成 25 年度導入の「青森大学基礎スタンダード」は、学長が主唱した「青森大学ルネッサンス」の下で示された「３つの力（生涯をかけて学び続ける力・人とつながる力・自分を見据え、確かめる力）の育成」の土台となる教育課程である。そのためには、科目の数を増やすことよりも、「３つの力」の基盤づくりができる教育内容を備えた科目の精選、学生の資質･能力を向上させることができる教育方法の実践に全学あげて取り組むことが課題となる。したがって、本学の教養教育は、教養科目担当教員だけでなく専門科目担当教員も協働して科目を担当する全学的な体制とする。

【経営学部】

経営学部では、ビジネス系大学に相応しい講義内容（質）とそれを実現するために必要な教員数（量）の確保のバランスを取るべく新陳代謝に基づいた人事政策が徹底される必要がある。全学から捉えた改革、すなわち全体最適の見地から捉えてスタンダード教育の充実を図るため、教員各自は、ワークバランスに沿った授業配置が貫徹されなければならない。また学部の特性から捉えた改革、すなわち部分最適の見地から捉えて学部特性（専門性）に基づく教育と一般教養に基づく教育との間に体系的な接合が求められる。したがって「専門分野別に見ても経営学系（経営管理論を中心とする）、商学系、会計学系、経営工学系、経済学系の教員が偏りなく配置されること」、「全学組織に対し、経営学部の窓口となる学部教務委員が適宜配置されるとともに、必要な情報の共有及び精査がなされること」を目指す。同時に各教員の資質向上に向けては、継続的な FD 活動等の取り組みの充実を図っていく。

【社会学部】
教員数の確保はできているが、本学が目指す改革と連動した教員の確保と、それによる教養教育も含めた確固たる体制づくりが求められる。FD とも関連させて、教員間のコミュニケーションを密にして、よりよい体制づくりを目指す。
【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部の専門科目担当教員は、学部創設以来漸次減少し、平成 26 年度には 10 名となってしまったが、平成 27 年度には助教 1 名を採用できたので、教員数の問題については若干の改善が見られた。
当学部では全学の中でも FD 活動を比較的活発に行ってきた。教員の資質については、今後も組織的に向上を図って行く。
【薬学部】
薬学部では、大学設置基準を満たす教員数を一応確保はしているが、教育・研究分野における教員配置、年齢や職位について不均衡な状態は改善されつつある。とりわけ問題とすべき点は、現時点（平成 26 年度）において助教・助手がいないことである。一方、薬学部専門教育には今後ますますきめ細かな指導が求められることになり、医療系教員の充実を急ぐ。さらに年齢構成の面で適切なバランスを保つためにも、特に若手の専門教員の補充が急務である。なお、教養教育については改革が進んでいる。

Ⅳ－9　教育環境の整備

（1）Ⅳ－9 の現状

Ⅳ－9－①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について

１）校舎施設配置
図１は、本学の校舎施設配置図を示している。大学キャンパスは一つに統合されている。校地面積が大きいので、中央に広い中庭があり、自然の中のゆとりあるキャンパスになっている。

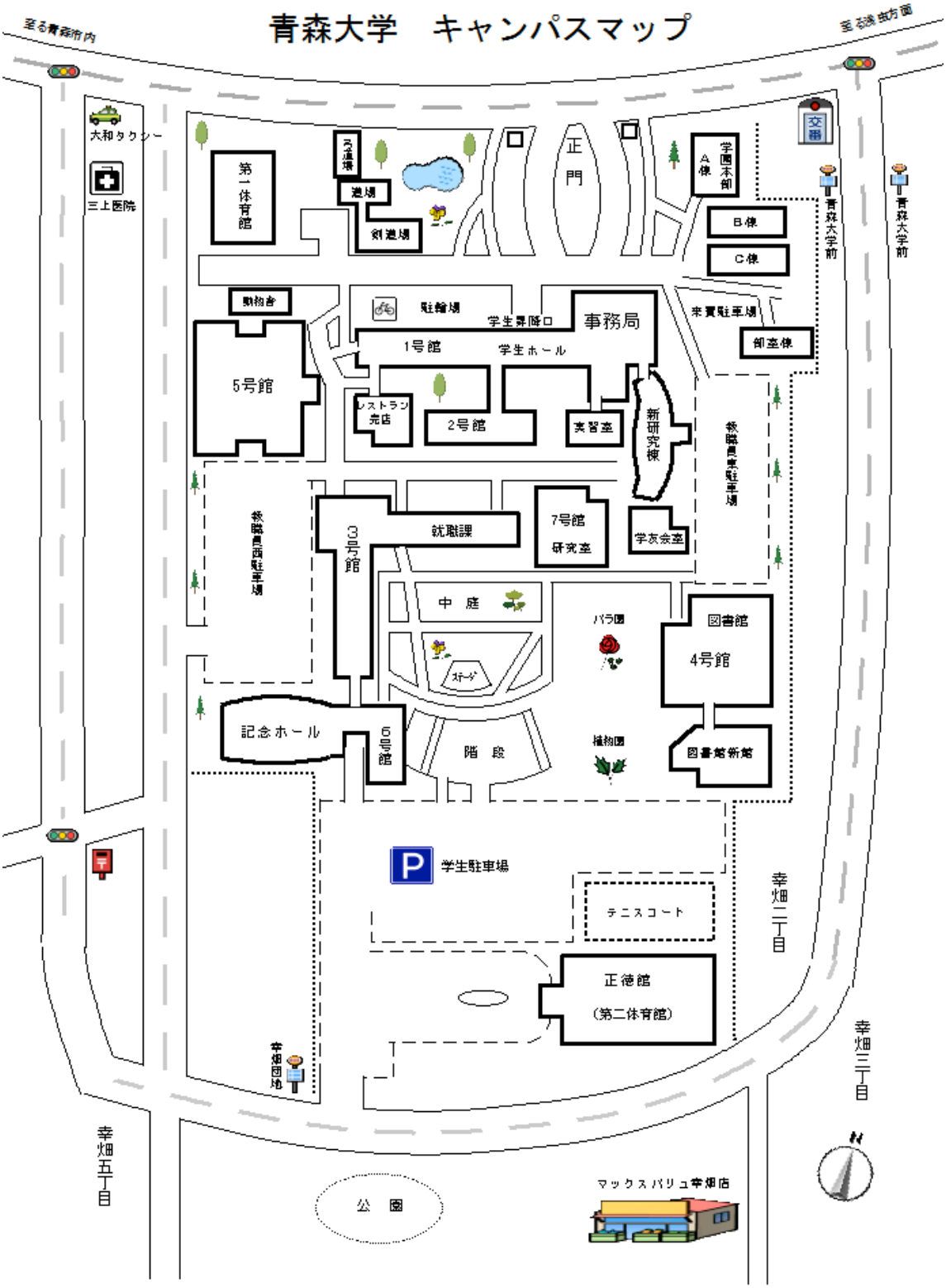

図１　校舎施設配置図（青森大学）

２）主要施設

表９は、本学の主要施設概要を示している。

表９　青森大学の主要施設概要

施設名・号館	延床面積(m^2)	階数	主要施設
1・2号館	4,118.5	2	事務局（教務・学生課、入試課，総務課）
		3	実習室（１）・学生ホール・介護実習室
3 号館	3,163.2	3	事務局（情報教育センター、国際教育センター、就職支援室）・講義室（１４）・演習室（３）・学生ラウンジ
4 号館	1,371.4	4	図書館
5 号館	8,836.2	6	講義室（６）・実験室（２４）・自習室（３）・研究室（薬学部・ソフトウェア情報学部）・会議室・コンピュータ演習室（３）・事務室（就職課）
6 号館	2,193.7	4	大講義室（記念ホール）・講義室（４）
7 号館	1,424.5	7	学長室・研究室・会議室・保健室・学生相談室
８号館Ａ棟	448.2	3	法人本部棟　理事長室・法人本部事務室・応接室
〃　B棟	305.1	2	事務室（管財課）、会議室
〃　C棟	289.0	2	事務室
研究棟１	379.1	2	研究室
新研究室棟	1,061.1	3	研究室・会議室
図書館新館	1,053.9	3	閲覧室・書庫・視聴覚室
食堂棟	814.0	3	食堂・学生ラウンジ・売店
小　計	25,457.9		
第一体育館	1,386.0	2	体育館
新体育館（正徳館）	3,289.9	2	講堂兼体育館・トレーニングルーム・研究室
屋内野球場	1,396.5	1	野球練習場
小体育館	596.8	1	剣道場・柔道場・空手道場
相撲道場	159.0	1	相撲道場
弓道場	98.0	1	弓道場
寄宿舎	1,371.6	3	男子寮（戸山寮）
合宿所	587.5	2	スポーツ合宿所
教職員宿舎	427.9	2	蛍ケ丘ハイツ
教職員宿舎	690.9	1	学園ハイツ（10棟）
学生寮	8,078.8	6	スチューデントプラザ
クラブ室	187.1	2	運動部クラブ室
クラブ室	554.8	2	文化部クラブ室
倉庫	9.0	1	
貯蔵庫	16.6	1	
動物舎	56.3	1	薬学部所属
薬草園	690.00	1	薬学部所属
小　計	19596.7		
グランド	59,336.9		野球場・陸上競技場・サッカー場
小計	59,336.9		
合　計	104,391.5		

(c) 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

表１０は、校地・校舎面積の大学設置基準との比較を示している。校地面積は、基準上の必要面積より 8.6 倍の広さである。校舎面積も基準面積を上回っている。

表１０　校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	校地面積	校舎面積
青森大学①	129, 252 m^2	26, 998 m^2
設置基準上の基準面積②	15,000 m^2	15,436 m^2
比較　③＝①÷②	8.6 倍	1.7 倍

(d) 講義室等

表１１は、講義室、演習室、学生実習室、自習室などの室数を示している。

表１１　講義室、演習室、学生実習室、自習室

室名	室数
講義室	29
演習室	6
コンピュータ演習室	3
学生自習室	7
ゼミ室	5
学生実験室	53
会議室	4

(e) 表１２は、附属図書館の概要を示している。

表１２　附属図書館

面積	2,719 m^2
座席数	340 席
図書館本館開館時間 図書館新館開館時間	平日（月～金）8:30～19:50 土曜日　8:30～16:30 平日（月～金）8:30～16:50 土曜日　閉館
蔵書数　（和書） （洋書）	141,313 冊 22,387 冊
視聴覚資料（CD、ビデオ、DVD など）	2,361 点
定期刊行物　（和雑誌） （洋雑誌） （新聞）	114 種 6 種 8 種

（ア）図書委員会

「青森大学図書委員会規程」に基づき、図書館の適正な運営を行う組織として図書委員

会を設置している。現在の構成は、次のとおりである。

図書館長（経営学部教員）、経営学部教員１人、社会学部教員２人、ソフトウェア情報学部教員１人、薬学部教員１人

イ）職員

職員は 2 人で、うち司書が 2 人である。ほかに、教員が図書館長となっている。

ウ）利用状況

平成 27 年度の図書館利用状況は、利用者総数 10,220 人（１日当たり 42.4 人）、貸出総数 1,247 冊（１日当たり 5.17 冊）である。

エ）開館時間

図書館の開館時間は、本館、新館ともに午前 8 時 30 分である。閉館時間は、本館が月～金は午後 7 時 50 分であり、土曜日は午後 4 時 30 分である。新館は月～金が 16 時 50 分であり、土曜日は閉館である。

（f）体育施設

表１３は、体育施設の概要を示している。本学は体育活動が盛んであり、十分な体育施設がある。

表１３　体育施設

名称	面積	仕様
第一体育館	1,386.00 m^2	鉄筋 2 階建て
新体育館（正徳館）	3,289.90 m^2	〃
屋内野球場	1,396.51 m^2	鉄筋平屋建て
剣道・柔道・空手場	596.83 m^2	〃
相撲道場	158.99 m^2	木造平屋建て
弓道場	97.02 m^2	〃
グラウンド	59,336.90 m^2	1 面
テニスコート	2,012.86 m^2	3 面
クラブ室１	187.14 m^2	木造 2 建て
クラブ室２	579.60 m^2	木造 2 建て

（g）教育研究活動の目的を達成するための施設設備等

表１４に示す主要機器は、薬学部とソフトウェア情報学部が研究用に使用するものと、全学の情報教育のための機器である。

表１４　主要機器一覧

研究用機器

1) ルミノ・イメージアナライザー	2) 透過型電子顕微鏡	3) DNA オートシークエンサー	4) NMR
5) 小型分離用超遠心機	6) 高速冷却遠心機	7) 走査型電子顕微鏡	8) リアルタイム定量 PCR システム

9) 質量分析機	10) 蛍光偏光度測定システム	11) ルミネッセンサー	12) 超純水製造装置
13) ディープ・フリーザー（-80℃）	14) 動物飼育キャビネット	15) 全自動散薬分包機	16) 共焦点レーザー顕微鏡
17) ３DCG 開発用ノートパソコン	18) 3 次元スキャナー	19) 基盤加工機	20) 切削機
21) ハイビジョンプロジェクタ	22) 電気的性質測定装置	23) ロボット制御用ノートパソコン	24) X 線回折装置
25) 分離用超遠心機	26) 安全キャビネット	27) 水剤調製器	28)クリーンベンチ 5 台

教育用機器

1) ドメインコントローラ１	2) ドメインコントローラ２	3) ファイルサーバー１	4) ファイルサーバー２
5) UNIX サーバー	6) 教育用ロボット開発キット	7) コンピュータ 73 台（含む教員用 1 台）（A 演習室）	8) コンピュータ 65 台（含む教員用 1 台）（B 演習室）
9) コンピュータ 57 台（含む教員用 1 台）（C 演習室）	10）プロジェクタ	11) ネットワークスイッチ	

施設の維持・管理は、事務局が行っており、適切に運営されている。本学には管財課があり、職員の中には電気や水道に精通している者がいる。施設に不備が生じたときには、軽度であれば職員・校務員が補修している。職員・校務員が対処できないときは業者に依頼している。

機器類の管理・運営は、学部内の機器委員会で行っている。情報教育は、全学生を対象に行っているので、大量のコンピュータを備えているが、これらは、年次計画で順次新しい機種への置換えを行っている。

校地は基準値の 8.6 倍あり、多数の木が植えられている校庭で、学生は授業の合間の休息を楽しんでいる。校舎面積は、基準値を超えている。講義室、自習室、演習室、実験室、コンピュータ演習室、図書館などの教育施設を十分備えている。また、十分な体育施設を備えており、これを生かして体育部が活発に活動し、全国上位の成績を挙げている部もある。

施設は、量的な面では十分であるが、全体として老朽化しているので、改修が必要な箇所が多くある。

薬学部とソフトウェア情報学部は、教育研究用の比較的高額の機器を揃えている。教員研究上の大きな不自由はないが、計画的な更新を図っていく必要がある。本学では、情報教育を重視しているので、３つのコンピュータ演習室に 195 台のコンピュータを備えており、学生の情報処理能力の向上が図られている。

Ⅳ－9－②　授業を行う学生数の適切な管理について

学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、演習や実技科目については、1クラス当たりの人数を30人以内にし、少人数クラス編成にしている。これにより、学生と教員がコミュニケーションを取りやすくなり、授業の理解度向上につながっている。

(2) 現状の評価

本学の校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は、量的には整備され、適切な運営・管理が行われているが、老朽化した施設や設備の修理や更新を進めることにより、キャンパスの魅力を高めていく。少人数クラス編成にするなどにより学生一人ひとりにきめ細かな指導ができる体制となっており、授業の学生数は適切に管理されている。

(3) 将来の展望

教育研究環境は、かなり整備されており、かつ十分活用されているが、総じて施設・設備が老朽化しているという問題がある。大学の財政は厳しいので、一度に改修することは極めて困難であるが、年次計画を立てて、優先順位の高いものから順次改修していく。特に情報教育の根幹であるコンピュータは年次計画で順次更新してきたが、今後も国の助成事業を活用するなどして更新を行っていく。

Ⅳ．学修と教授に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

学生の受入れについては、今後も様々な媒体を使って本学の方針及び教育内容を伝えるなどの方策を強化し、適正な人数の学生の受入れにさらに努力する。

教育課程及び教授方法及び単位認定、卒業・修了認定等については、科目ナンバリングの導入、青森大学基礎スタンダードの「創成コア」の新設、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿った単位認定のためのシラバスの改善を行ったが、今後さらに「地域とともに生きる大学」、「学生中心の大学」にふさわしい教育方法・内容の転換を加速させていく。そのためにも、カリキュラムの点検、授業改善の可視化、アクティブ・ラーニングの推進、「3つの力」ルーブリックの改善と周知を進める。

学修及び授業の支援では、全ての科目において教員と職員の協働が積極的に進められている。平成26年度から導入されたSA制度の活用も広がった。今後は、学生への学修支援はもとより、授業設計・実践、授業準備、教育機器の整備等でも現状を振り返り、効率的な教職協働体制づくりが求められる。また、平成26年度から導入されたSA制度の活用も広がったが、今後はこの制度の実績が向上するよう、予算を拡充し、学年を問わずSAにふさわしい学生を採用していくよう工夫する。

卒業認定、卒業・修了認定については、明確化がなされているが、科目担当教員がシラバスの成績評価基準等をより明確に示すとともに、全ての学部の卒業及び進級認定の手続

きを統一し、全学的に状況確認を行い、卒業・修了認定等の認定の厳正さの確保に努めていく。また、卒業及び進級等に GPA を活用するために、FD 委員会において検討を進める。

キャリアガイダンスについては、各学部の就職指導体制とともに、就職課における就職指導、カリキュラムにおける就職関連科目において、よりきめ細かいキャリアガイダンスに努める。特に、企業の広報及び選考活動の開始時期、並びに内定日が後ろ倒しになったことを受けて、就職支援体制の見直しが急務である。また、内定が得られずに卒業する学生が出た場合や、就労後に離職する学生についても、必要に応じ指導助言するなど、継続した指導ができるようにする。

教育目的の達成状況の評価とその有効な活用については、ディプロマ・ポリシーの達成を目指す PDCA サイクルの確立に向けた改善が引き続き課題である。そのためには、「学修時間・学修行動調査」の拡充、シラバスと対応させた教育成果の自己点検・評価方法の開発、シラバスと対応させた教育成果の自己点検・評価方法の開発、学長表彰制度の拡充等を進める。

学生サービスについては、経済的な支援について可能な限りの支援を行っているが、学生の健康相談、心的支援、生活指導において、より有効な支援体制を整え、教職員と学生の交流の機会を増やす。同時に、学生の意見を積極的に汲み上げる。学生の安全については、授業や学内活動に防災の視点を採り入れるとともに、避難訓練において、青森市危機管理課や NPO 法人青森県防災士会など、専門家の協力を仰いで、内容の充実に努めていく。

教員の配置・職能開発等については、教職員研修会をさらに充実させるとともに、教職員を学外の FD 研修等に計画的に派遣し、FD の推進役となる教職員を着実に増やす。また学習支援センターと連携しながら、各教員の授業の工夫や成功事例の交流などを通して、教員の資質向上・能力開発を促す活動を組織する。「青森大学基礎スタンダード」では、「3つの力」の基盤づくりとなる教育内容を備えた科目の精選、学生の資質・能力を向上させることができる教育方法の実践に全学挙げて取り組む。

教育研究環境の整備については、十分活用されているものの、総じて施設や設備が老朽化しているという問題がある。大学の財政は厳しいので、一度に改修することは困難であるが、年次計画を立てて順次改修していく。

Ⅴ．経営・管理と財務

Ⅴ－1　経営の規律と誠実性

(1) Ⅴ－1 の現状

Ⅴ－1－①　経営の規律と誠実性の維持の表明について

青森大学学則（以下「学則」という。）第 1 条第 1 項に、目的として「本学園は教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする。」と定めている。また、第 2 条においては、設置する 4 学部それぞれの具体的な教育目的を詳細に記述している。第 3 条には、大学の教育理念として 3 つの基本方

針が示されており、これはキャンパス内 10 箇所に掲示し、教職員のほか学生に対しても周知を図っている。

大学学則において大学全体のみならず学部ごとの教育目的を定めている点、また、大学の教育理念を大学キャンパス内 10 箇所において掲示している点において、使命・目的の実現への継続的努力をしていると言える。

Ｖ－1－②　使命・目的の実現への継続的努力について

青森大学学則（以下「学則」という。）第 1 条第 1 項に、目的として「本学園は教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする。」と定めている。また、第 2 条においては、設置する 4 学部それぞれの具体的な教育目的を詳細に記述している。第 3 条には、大学の教育理念として 3 つの基本方針が示されており、これはキャンパス内 10 箇所に掲示し、教職員のほか学生に対しても周知を図っている。

大学学則において大学全体のみならず学部ごとの教育目的を定めている点、また、大学の教育理念を大学キャンパス内 10 箇所において掲示している点において、使命・目的の実現への継続的努力をしていると言える。

Ｖ－1－③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について

前述のように、寄附行為第 3 条において教育基本法及び学校教育法の遵守を謳っているほか、私立学校法や大学設置基準等法令の遵守を徹底しており、法令の改正が行われた際は迅速に対応している。各種文書は、「青森山田学園文書取扱規程」に則ってその種類ごとに処理されている。また、教職員の就業全般について定めた「青森山田学園就業規則」第 1 条において目的として「この規則は、学校法人青森山田学園が労働基準法の規定にもとづき学園教職員の就業に関する基本的事項を定め、学園の円滑な運営と健全な発展に資することを目的とする。」と明記されている。

学園諸規定において各種法令の遵守が謳われており、同時に法令改正の通知を回覧する制度が確立されているため、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守は図られている。

Ｖ－1－④　環境保全、人権、安全への配慮について

環境保全に関しては、キャンパス内に木々や植物を配し、教育・学習環境の維持を図っている。ただし、老朽化した施設の断熱性や暖房器具の熱効率、効率的な施設利用など、省エネルギーの観点では課題は残されている。また、ゴミの削減などについては、分別を行っているものの、全学的な取組みはまだ行われていない。また、教職員の夏季軽装導入などにより省エネルギーの取組みを進めている。

人権については、大学ハラスメント防止対策規程、大学教職員倫理規程を設置し、学生のみならず教職員間の人権尊重に留意している。

安全に関しては、大学個人情報保護に関する規程や大学、高校における避難訓練の実施、さらには寮則を設けることを通して、学生・生徒の安全確保に努めている。

青森という比較的自然豊かな地域性もあり、環境保全は図られているものの、ゴミの減量や省エネルギーに向けた取組みについては、老朽化した施設の断熱性や暖房器具の熱効率の点などから、まだ発展途上にあると言える。各種制度により学生と教職員の人権への配慮も問題ないと言える。しかしながら、施設の老朽化による、耐震性の確保という点については、課題が残っている。

Ｖ－1－⑤　教育情報・財務情報の公表について

本学園では、学園全体のもののほか、全機関においてホームページが開設されており、それぞれにおいて日々の教育活動に関する最新情報が公開されている。各現場で投稿された最新情報は学園のトップページに自動的にリンクされている。また、フェイスブックページを設けて、より詳細な教育関連情報の公開を図っている。

財務情報については、事業報告書、財産目録、資金収支計算書、消費収支計算書推移表、消費収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）、計算書類（監査報告書、独立監査人の監査報告書、資金収支計算書、事業区分収支計算書、貸借対照表）について、学園と大学両方のホームページにおいて公開している。

可能な範囲で教育情報や財務情報を公開しており、2～3 年前と比較して、公表の度合いは向上したが、より能動的な情報発信を求める提案もあるため、引き続き、その向上に向けた努力を続ける。

財務情報については、比較的多くの情報を公表しており、評価できるが、専門的な財務諸表が公開されているに留まっているため、今後可能な範囲で、分かりやすい解説を加えるよう努力する。

(2) 現状の評価

経営の規律と誠実性の維持の表明、使命・目的の実現への継続的な努力、大学の設置、運営に関連する法令の遵守、環境保全、人権、安全への配慮及び教育情報・財務情報の公表については、いくつかの課題はあるものの、全体として適切な措置が進められている。

(3) 将来の展望

１）経営の規律と誠実性の維持の表明

寄附行為や各種規程の整備という点では問題ないが、定期的に周知の機会を設けるなど、より徹底した規律と誠実性の維持を図る。

２）使命・目的の実現への継続的努力

大学の使命・目的の実現に向けた継続的努力は、現状において十分に行われていると言

える。今後の課題としては、この努力を維持していくことと、大学の使命・目的の適切性をその都度確認することである。そのため、常に社会のニーズを注視し、必要な人材について考察を重ね、定期的に大学の方針について協議する場を持つ。

３）学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

現状に問題はないと言えるが、引き続き、法改正を注視し、各種法令に則った学園運営を続ける。そのため、公文書の確認や研修会等への積極的な参加について引き続き力を傾注していく。

４）環境保全、人権、安全への配慮

(2) 現状の評価で述べたように、教育施設の老朽化問題は早急に改善する必要がある。これには、財政的事情が大きく関連するため、補助金制度を精査して計画的に実行していく。

５）教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については前進がみられるものの、広報の見地からも単に「公表」することだけでなく、積極的な情報発信が可能な分野については早急に進める。財務情報の解説については、該当する項目の改善状況を踏まえながら、前向きに検討する。また、正確な情報を公開することが求められている公的存在であることを今一度構成員が認識し、その上で、より健全な法人運営に努める。

Ｖ－2　理事会の機能

(1) Ｖ－2 の現状

Ｖ－2－①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性について

本学園の理事会については、寄附行為第６条において次のように明記されている。

１　この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。

２　理事会は理事長が召集する。

３　理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

４　理事長は、理事の３分の２以上から会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から７日以内にこれを招集しなければならない。

５　理事会は理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

６　理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除く外、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

なお、理事は本学園の校長（学長及び園長含む。）、評議員、学識経験者又は功労者から構成され、更に理事会には監事と法人本部企画室長、総務部長と財務部長が陪席している。

理事会では毎回寄附行為が配布されている。

寄附行為に定める理事会の役割並びに構成に関しては、適正であると考えられる。本学園の場合、管理運営・財政における問題が顕在化して以降、理事会における議論は活発化し、年 4 回の定例会以外の臨時理事会を開催し、毎回一定の出席率を維持している。理事会に監事が出席することにより、適正な会議運営が行われているか管理され、法人本部部長、大学職員の陪席により正確な情報に則した議論が行われる体制が取れている。理事会において毎回寄附行為が資料として配布されることにより、学園の目的をはじめとした重要事項について理事間での周知が図られている。緊急の重要事項を協議するような体制を整え、機動性を高めていく。

(2) 現状の評価

使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制が整備され、その機能は発揮されている。

(3) 将来の展望

本学園の理事会における適正を維持することが求められるが、理事長及び本部長を軸にした円滑な意思決定を行うための調査機能体制について検討する。

Ｖ－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

(1) Ｖ－3 の現状

Ｖ－3－①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性について

平成 24 年４月に就任した新学長の下で「青森大学ルネッサンス」を基調とする様々な大学の改善策に着手した。このような新たな共通目標の下、学長の統率による教職員の一致協力の体制・ガバナンスは大きく改善されている。

平成 24 年度に教務と事務の学長補佐をそれぞれ 1 名ずつ配置したのに続き、平成 25 年度は、スピード感のある学部間の意思疎通及びその円滑化を目的として学長補佐室を設置し、各学部の教員 1 名ずつ合計 4 名が所属して、諸課題の検討並びに必要に応じた調査・調整を実施した。平成 26 年度には学長補佐室所属の教員を 6 名に増員した。平成 27 年度には学長補佐室所属の教員を 8 名（各学部の教員 2 名ずつ）に、学長補佐を 2 名から 4 名に増員し、教学関連事項と学生募集関連事項はそれぞれ 1 名の学長補佐が集中して担当することとした。これらの改革により、学長のリーダーシップの下で全学的な活動の推進役となる組織の強化を図った。また、大学における地域貢献の使命をより明確にすることを目的に、大学の付属機関である青森大学オープンカレッジの事務局を大学事務局の教務課の中に位置づけた。さらに、大学の管理運営の審議組織として重要な役割を担う部長会に、オープンカレッジ所長と地域貢献センター（平成 24 年度に新設）のセンター長を恒常的なメンバーとして加えた。このほか、大学における事務作業の効率化と円滑なコミュニケー

ション、学生サービスの向上を目的として平成 25 年度から教務課、総務課、学生課、入試広報課を一つのスペースにまとめた。平成 26 年度には、全学的な教学マネジメントを的確に推進し、教学改革の PDCA サイクルを確立するため、学長が統括する組織として、〈教学改革タスクフォース〉を設置した。このタスクフォースは、平成 25 年度から導入された基礎スタンダード科目の全学的な運営を進め、基礎スタンダード科目と整合的に連結する専門科目を構築するなど、教学改革の推進に関し、教務委員会、FD 委員会等関連の委員会等との連携を図りつつ、大学としての必要な方針を示すなどの任務を遂行している。

なお、平成 26 年 6 月に学校教育法及び国立大学法人法が改正され、平成 27 年 4 月から施行された。これに伴い、私立大学においては、学校教育法の改正に基づき、学則等の学内規則を改定することが必要となった。青森大学においては、学則第 63 条第 3 項の各学部の教授会の審議に関する規定の改正について、各学部教授会における審議を経て、平成 26 年 11 月の部長会において審議が行われ、確認がされた。これら学則等の改正については、平成 27 年 3 月の理事会において必要な手続きがとられた。

本学は、学則第 1 条に定める大学の目的を達成するために学部、学科、付属施設等の教育研究組織を図２のように構成している。

図２　教育研究組織（平成 25 年度）

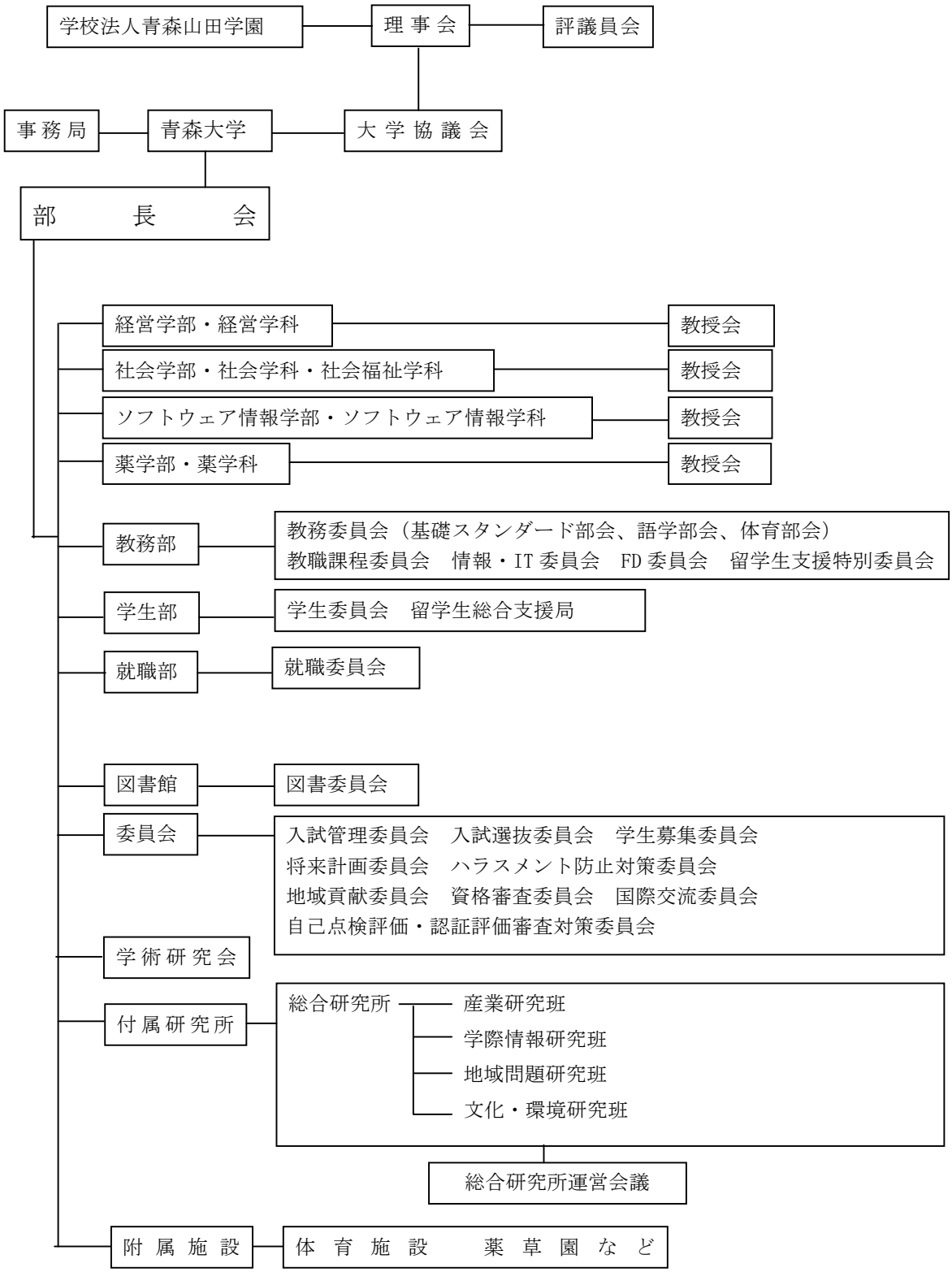

教育研究組織の運営に関することは、理事会で決議された方針に従い、学長が全体を統括している。大学に所属する各教員が各組織の業務を横断的に担当することで、組織間の連携を図っている。大学の教育研究に関わる重要事項を審議するために、学長が主宰する部長会が置かれ、法人からの参加に加え、全学部の協力体制により開催されている。

関連規程

- 青森大学学則(2015 年)
- 青森大学部長会規程
- 青森大学教授会規程
- 青森大学学科会議規程
- 青森大学教育職員資格基準規程
- 青森大学自己点検評価・認証評価対策委員会規程
- 青森大学付属総合研究所規則
- 青森大学地域貢献委員会規程
- 青森大学オープンカレッジ規則
- 青森大学附属図書館規程
- 青森大学学術研究会会則
- 青森大学学習支援センター規程

Ｖ－3－②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮について

学長の提唱による「青森大学ルネッサンス」を基調とする様々な大学の改善策に着手し、学長の統率による教職員の一致協力の体制・ガバナンスは大きく改善されている。

「青森大学ルネッサンスを進めよう」（青森大学・短期大学ニュース　№22）で学長は、「青森大学ルネッサンス」の理念、手法、具体的な中身について述べているが、〈意思決定のあり方〉として、以下の 3 点の重要性を指摘している。

① 学長に集約して決定し実行する

大学に関する事項については、大学の自立性にかんがみ学長に集約して決定し実行する必要がある。教育研究等の大学の任務に関することは、各学部等の実態や教職員の意見等を踏まえ、最終的に、学長が明快に判断できるようにする必要がある。

② 大学を支援し援助する責任を法人が果たす

青森大学を設置する学校法人青森山田学園は、大学の自立性を尊重して、大学の教育研究活動等が、学長の指揮の下で的確に行われるよう、支援し援助する責任がある。学校法人と大学とが常に意見と情報を交換して、意思疎通を緊密にすることで、設置者としての法人の責任が適切に果たされなければならない。

③ 大学と法人の役割を明確にし、健全な関係を築く

青森大学と学校法人青森山田学園は、それぞれ重要な責任を負っており、それぞれの役

割を明確にするとともに、健全で建設的な関係を構築して、一体的に活動ができるようにすることが、青森大学の再興と新生にとって、そして、青森山田学園の体制立て直しにとって不可欠である。

上記の考え方を基に、「青森大学ルネッサンス」の下、大学の目的、将来ビジョンの実現のために、年度ごとの取り組むべき課題や方針について、学長が全教職員に提示している。

これに基づいて、各学部及び委員会等は、年度ごとの活動目標を設定し、学長の下で業務を遂行する。

各教員の授業科目の充実や FD 活動等も、学長の教育研究に関する活動方針の下、各年度の活動目標を設定し、学部長の下で業務を遂行する。

このように、年度ごとに学長の提示する課題や活動方針に基づく業務執行体制が確立されており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

(2) 現状の評価

大学の意思決定組織については、学長主宰による大学部長会と理事長主宰による大学協議会があり、管理部門と教学部門の連携が図られている。大学部長会は大学の最も重要な審議機関として、月 1 回の頻度で開催し、理事長等が構成員となっているので、法人側が学長の方針を理解して支援することができるようになっている。このように、意思決定の組織は整備され、権限と責任が明確にされて、機能が適切に働いている。地域貢献委員会等の学部横断の組織が整えられ、それらの委員会等における議論を踏まえ、学長がリーダーシップをとって教学改革等について明確な方針を示し、執行できるようになっている。全学的な教学マネジメントの推進と教学改革の PDCA サイクルの確立においても、学長が統括する組織である〈教学改革タスクフォース〉の下で進められている。また、平成 27 年 4 月から、学校教育法の改正に伴う学則等の規則改正により、学長のリーダーシップの下、青森大学の全学的なガバナンスの体制がこれまで以上に確立されている。

(3) 将来の展望

青森大学は、少子化による入学生の獲得が困難な状況の中、学長のリーダーシップの下、「青森大学ルネッサンス」を掲げて、本学の改革と新たな魅力づくりを進めている。今後は、大学内においては学長の下、大学の自立性を尊重して、全教職員が一丸となって本学の改革を推し進めるとともに、その魅力を積極的に発信していく。

Ｖ－4　コミュニケーションとガバナンス

(1) Ｖ－4 の現状

Ｖ－4－①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について

１）管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組み

(a) 法人と青森大学との関係

理事会、評議員会に学長のほか学部長１名（平成 26 年度から)、学長補佐１名が参画し、教学側としての意見、学園の運営全般について意見を述べている。その他、大学と理事会との連絡を密にし、大学の円滑な運営を期するために大学協議会を置いており、学園本部から理事長、本部長、関係部長が参画している。

また、学園を構成する諸機関の運営に関する情報を共有し、相互の理解を深め、協調一致して学園の目的達成を目指す場として、学園運営委員会を設けている。

このほか、理事長主宰による学園事務長会議を設け、青森大学をはじめとする各部門との連携を図っている。

法人理事会と教学組織の連携・意思疎通が図られ、協調体制が確立している。

(b) 青森大学における管理部門と教学部門との意思疎通と連携

大学の最も重要な審議機関として大学部長会を設け、月１回の頻度で開催している。大学部長会には、学園本部から理事長、本部長、関係部長も参画している。

大学部長会及び大学協議会には、大学事務局部課長が参画している。

また、大学の目的を達成するために各種の委員会を随時開催し、管理部門と教学部門の連携は密接に取られている。

このように、大学運営については、法人本部はもとより、教学側、管理運営側がそれぞれの立場から相互に連携を密にし、その目的達成のために取り組んでいる。

Ｖ－4－②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について

１）事業計画と事業報告

年度開始前に、法人及び大学をはじめとする全ての部門で、当該年度毎に事業計画を作成し、学園全体の事業計画として収支予算とともに評議員会・理事会に諮り承認を得ているほか、年度終了後に事業報告を作成し、収支決算とともに評議員会・理事会に諮り、その承認を受けている

２）事業の現況報告

各部門から、四半期ごとの事業現況報告を評議員会・理事会に報告し、事業実施の状況を確認している。

３）監事

監事 2 人は、理事会・評議員会に出席し、学園全体の運営について、意見を述べているほか、学園運営委員会、大学協議会、グランドデザイン（将来計画）委員会に参画し、学

園の運営、計将来計画の検討に際しての指摘、助言を行っている。

また、監事は、学園運営上の種々の課題に関し、会計監査法人と連携して、法人本部理事長等に、必要な指摘、助言を行っているほか、監査法人による会計監査に、立ち会い、必要な指摘、助言を行っている。

４）内部監査体制

学園のより公平な運営を行うため、理事長の下に内部監査室を設け、年２回の、内部監査を行うこととしている。

平成 27 年度上半期は勤務管理について、出勤簿、諸届出書類の監査、下半期は委託徴収金以外の経理状況についての監査を行った。その結果として、勤務管理については外部講師、外部委員などの兼業については本務に差し支えるものはなく、適切に管理がされている。また、経理状況については帳簿フォーマットを作成し改善を図った。

Ｖ－4－③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について

１）法人本部

学園本部は、社会の変化や少子化の進展に対応した学園全体の在り方、学園の将来方向について、評議員会、理事会、学園運営委員会、大学部長会、大学協議会などで、その考え方を示している。平成 25 年度には、学園全体の教育組織の見直し検討を行い、グランドデザイン（将来構想）第 1 次基本構想をまとめ、平成 26 年 7 月 8 日開催の評議員会・理事会で承認された『経営改善計画』及び平成 26 年 8 月 20 日開催の評議員会・理事会で承認された『グランドデザイン第一次基本構想の改定の方向性』に基づき平成 26 年 12 月 12 日開催の評議員会・理事会の意向を踏まえ、理事会主導で進めることとなった。今後このグランドデザインに則り、運営を行っていくこととしている。

なお、グランドデザインについては、学園の抜本的な経営改善を図るため、根本的に見直しすることとしており、平成 27 年 5 月 22 日開催の評議員会・理事会において「グランドデザイン改定基本構想」が承認された。

これに伴い、平成 27 年 9 月に各校所属長よりヒアリングを行い、平成 28 年 3 月 16 日開催の評議員会・理事会において進捗状況が報告された。

また、各種委員会の構成員は、大学をはじめ各部門から参画しており、学園の運営全般にわたり、各組織の意見を取り入れる体制となっており、評議員会・理事会をはじめとする各委員会では、開催に際し事前に各部門へ議案の照会を行っている。

２）大学

学長は、社会の変化に対応した大学改革を推進するため、以下のような体制により、リーダーシップを発揮して大学運営を行っている。

(a) 学長の選任、任期

経営者側である理事をも含めた選考委員会で、数名の候補者を選任し、その中から大学の教職員の投票により学長候補者を決め、理事会で審議の上選任することになっており、経営側、教学側からの意向に十分対応したものとなっている。また、任期を 3 年とし、大学改革などの推進を踏まえ再任を妨げない仕組みになっている。

(b) 学部などとの協力関係

学長は、大学部長会などを通じ、自らの大学運営の方針、考え方、改革の方向性などを示しているほか、学部長等との意見交換を通じて、学内の調整や意思決定が円滑に行われている。

（c）教員人事

教員の採用、及び昇任については、学長が当該学部長と、教育改革の推進を踏まえた全学的視野での必要な学問分野について、協議した上で検討を開始し、選考については、学部教授会の議に基づき学長が候補者を決定、理事長と協議し決定することとしている。

（d）予算配分

学長は、予算編成に当たり特色ある教育研究を進めるべき事項を特定し、法人本部に対し、重点的に予算配分をするよう特別に協議している。

２）大学運営へのボトムアップ

大学運営に際しては、大学部長会をはじめとして、入試、教育、研究、学生指導、課外活動、図書、就職等各種の委員会を設けており、大学内の各組織、構成員からの意向が十分反映されるようになっており、円滑な大学運営が行われている。

（2）現状の評価

学長のリーダーシップによる大学の主体的な意思決定を確保しつつ、管理部門と教学部門の意思疎通と連携を図り、相互の意見や情報の交換を円滑に進めるとともに、各種委員会の機能を活かしつつ、トップダウンとボトムアップの均衡のとれたガバナンス体制が構築されている。

（3）将来の展望

意思決定の明確化に関する課題は、次の３点である。

１）法人本部と大学事務局の一体化

法人運営と大学運営の連携を密にし、一体的に行うため、事務組織の連携協力体制の強化・統合化を順次進めている。これにより、企画戦略機能の充実、建物設備の維持管理、教育研究設備備品の計画的な整備、学園運営会議などの導入による機動的・戦略的な法人運営を検討していく。

２）各種連携の強化

大学・高校の連携、さらには、その前段階になる高校と中学校の連携の組織的な推進体制を確立する。

３）経営戦略の策定

組織大学運営を含めた学園全体の舵取りを戦略的に進める、経営戦略を担う組織整備を進める。

相互チェックによるガバナンスの機能性については、内部牽制の一環として、契約発注業務の監査体制を整備する。

リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営に関して、学園は、財政再建をも含めた経営改善に取り組んでいるところではあるが、学長が大学運営にリーダーシップ

を発揮しやすくするために、全学的な視点から重点的に予算配分できる仕組みとして、平成 26 年度から設置した学長裁量経費の充実、同様に学部長裁量経費の予算配分を行っていく。

Ｖ－5　業務執行体制の機能性

(1) Ｖ－5 の現状

Ｖ－5－①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について

１）業務執行体制

学校法人青森山田学園の管理運営については、「青森山田学園寄附行為」及び「青森山田学園組織事務分掌規程」に基づき、学園の全ての組織の運営が行われている。

法人経営については、「青森山田学園寄附行為」に基づき、法人の目的・事業、理事会、理事長、理事、評議員会、監事の職務、資産・会計等が適切に行われている。

図３に示したように、管理組織については、「青森山田学園事務分掌規程」に、理事長をはじめとする法人本部、各部門の組織とその事務分掌を規定しており、その規定に基づき、管理運営が行われている。

青森大学については、学長、学長補佐、学部長、学科長、教員、大学部長会、学部教授会、学科会議、大学協議会、教務部長、学生部長、図書館長、大学事務局長・大学事務局組織などの職務とその事務分掌が規定されているほか、教育、研究、学生指導、地域貢献などに対応する各種の委員会を設け、運営、教育・研究、学生指導等の実施及びこれらの課題に的確に対応し、その役割を果たしている。

また、青森山田高等学校、青森山田中学校、専門学校、３幼稚園については、同様に管理運営組織とその職務を規定している。

図３　管理運営機関

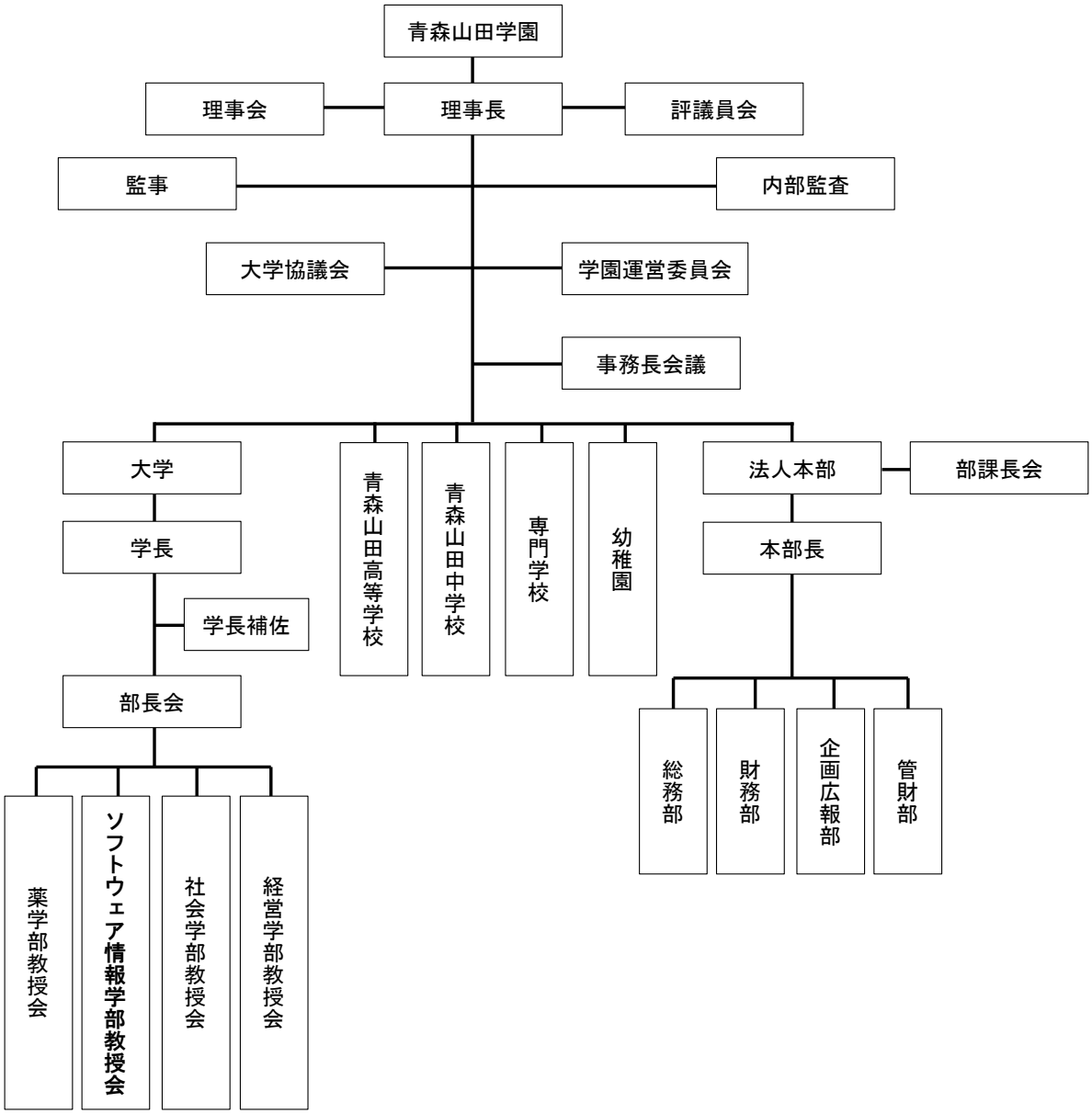

２）権限の明確化

権限移譲規程を設け、理事長、常務理事、本部長、本部部長並びに各部門の役職員の、日常業務遂行上の職務権限に関する事項を規定し、業務の円滑かつ適切な運営を行っている。

３）文書管理及び稟議

学園文書管理取扱規程及び学園稟議規程により、学園の全ての事業については、予算の執行をも含め、起案文書を作成し、権限移譲規程に基づき、各機関の決裁を経たうえで、実施する仕組みになっている。

Ｖ－5－②　業務執行の管理体制の構築とその機能性について

１）法人本部

法人本部の意思疎通に関しては、部課長会議（毎週）、を通じて、業務の報告相談を日常的に行い、業務の方向性、その結果並びに結果を踏まえた一層の改善への取組みが常に図られる体制になっている。27 年度より大学、高校、中学、専門学校、幼稚園、自動車専攻科も新たに参加し、各所属の課題・検討事項を協議・決定しており連携・機動性がこれまで以上に発揮されている。

２）大学

(a) 学長補佐

大学運営の複雑化、教育研究の改革、競争的教育資金獲得、社会貢献、課外活動、学生指導等学長の職務は広範多岐にわたることから、その職務を補佐する学長補佐 4 名を配置し、教学関連事項と学生募集関連事項はそれぞれ１名の学長補佐が集中して担当することにより、学長の職務化機能的に果たす体制になっている。

学長補佐のうち 1 人は、事務局長を充てており、事務局が一体となって学長の職務を支えている。

(b) 学長補佐室

学長が大学運営、大学改革を進める上で、学長の意向を受けて、取り組むべき課題を調査検討し、改革方策の原案を取りまとめるため、中堅教員による学長補佐室を設けている。

(c) 教学改革タスクフォース

学長が推進する教学改革に関し、教務委員会、FD 委員会等関連の委員会等との連携を図りつつ、大学としての必要な方針を示すなどの任務を遂行する。

Ｖ－5－③　職員の資質・能力向上の機会の確保と整備について

１）教育改革の推進や、大学運営の複雑化、専門事項の増加に対応して教職員の資質向上が不可欠であることを踏まえ、各種の研修の充実に努めている。

研修は、法人本部としては、校務員、幼稚園、専門学校を対象にした研修、大学では、教職員を対象に FD や SD、教育改革や社会貢献に関する研修、初任者研修を実施している。大学主催の研修には、他部門の職員も参加している。

２）このほかに、文部科学省、私学事業団等が主催する協議会、研究会などに参加させ、その状況は、法人本部、大学事務局に報告し、回覧している。

３）異動による人事交流、学園各機関の課題共有、機能性向上については、どのように扱うか、これからの課題である。

(2) 現状の評価

今後とも、学長のリーダーシップによる大学改革の的確な推進を支えていくため、法人と大学の権限と責任を明確にしつつ、協力的な体制を整備し機能的に実施していく。また、職員の資質・能力向上を的確に進める。現状においては、体制が次第に整えられ、着実に

実施されているが、なお改善に努力する。

(3) 将来の展望

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保については、職務権限の委譲による専決事項について、具体的な案件に対応できるよう簡潔明瞭な内容に改訂する必要がある。

業務執行の管理体制の構築とその機能性については、以下の 3 点が望まれる。

1）法人運営上の取り組むべき課題に機能的、戦略的に対応するため、学園運営に必要な課題を協議する部課長会議を実施することとしている。

2）学園の改革を推進するため、各種の取り組むべき課題について調査検討し、関係委員会と協力して改革の原案を取りまとめるため、教学部門及び管理部門で構成する企画調査室や改革推進室の設置が望まれる。

3）法人本部、青森大学とも中期目標、中期計画、当該年度毎の実行計画の作成、その評価制度の導入し、その結果を踏まえ一層の改革の推進体制が望まれる。

職員の資質・能力向上の機会の確保と整備については、各校研修会の中で教員からの教育研究活動報告及び、職員の人事考課制度の導入が実施されたものの、今後は教員への人事考課制度導入も望まれる。

Ｖ－6　財務基盤と収支

(1) Ｖ－6 の現状

Ｖ－6－①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について

平成 26 年度は、学園の将来計画として、「青森山田学園グランドデザイン（将来計画）」改訂版を策定した。これは、大学をはじめとする各機関の代表と本部執行部を構成員として、所属する機関にかかわらず学園全体の将来像につき、忌憚のない意見交換を行うため、数次開催し、その検討結果をまとめたものを、再度本部で改定したものである。

本学園の経営全般については、抜本的見直しを行い以下の人件費削減、経費削減、入学者数確保の三本柱を経営改善の核とし進めていくことで評議員会・理事会で審議し承認された。

Ｖ－6－②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について

本学の収入の 70%以上を占める学生生徒等納付金は、ここ 10 年間では平成 18 年度 3,627 百万円をピークとして、平成 23 年度を除いて減少基調にあり、平成 27 年度は、2,113 百万円で、ピーク比 40%の減少となっている。この間において、大学院、短大の閉鎖等大学組織の改編が行われたこともあるが、大学における学生数の減少が大きな要因である。（18 年度現員 1,914 名、27 年度 996 名、減少率 47.9%）この点については、学生数確保の一層

の補強が求められる。

学納金に次いで比重の大きい補助金（直近補助金比率 19%）については、平成 18 年度 732 百万円に対して、平成 27 年度 669 百万円と、金額ベースでは、Δ63 百万円（減少率 8.6%）と減少しているが、帰属収入に占める比率は、平成 18 年度 14.7%から、平成 27 年度 18.1%となっている。これは、分母となる帰属収入減少であり、学納金の減少も要因の一つと考えられる。

直近５か年は、帰属収支が連続してマイナスであることから、本学園の収支には、経常的かつ構造的な問題が存在する。時系列的には、収入の減少、特に、収入の 70%を占める学生等納付金金額が 3,000 百万円を下回った平成 21 年度以降、消費支出比率（消費収入/帰属収入）が 100%を超過しており、逆ザヤ状況を示している。27 年度も、帰属収入額 3,693 百万円に対して、帰属支出額が 4,073 百万円となり、総体として 380 百万円に不足となっている。

平成 27 年度決算においては、収入面では、学生等納付金が 2,113 百万円（前年度比Δ45 百万円）であり、帰属収入 3,698 百万円（前年度比 612 百万円）と、土地の売却 665 百万円により増加している。これに対して、支出面では、人件費 1,758 百万円（前年度比Δ1 百万円）と大幅に削減となり、消費支出全体では、4,073 百万円（932 百万円）となっている。これは保証債務先の㈱エム・ケーコゥポレーション金融機関借入残高分を引当したものによる。

収支バランスの観点からは、帰属収支が、380 百万円の支出超となっており、経費削減の効果が、学納金を始めとする収入の減少に追いついていないのが現状である。

厳正な支出管理を行いながら入学者の増加に向け、学園内の美化に取り組みをしているが、建物そのものの老朽化もあり建直しも検討しながら進めている。

学園の現金収支を把握するキャッシュ・フロー分析の観点からは、非現金化支出である教育研究費及び管理経費の減価償却費を戻し入れた償却前帰属収支を、フリーキャッシュフローとして指標とするが、収支バランスを考えた場合、最大のネックとなっているのは前記しているが、学生生徒の減少が大きく表れている。教育研究経費及び管理経費も削減を行っているが奨学費は少なからず増加している。バランスが崩れている状態である。

（2）現状の評価

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立及び安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、現状の計画をしっかりと実施していくことにより実現することが可能である。

（3）将来の展望

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立については、学園を巡る財務環境の変動を受けて、平成 26 年度に策定したグランドデザインによる業務改善計画を抜本的に見直し、金融債権者との協同のもと、実行可能性の高い中長期計画の策定を進める。その中で、戦略的な人員削減については、退職補充の厳正管理と現有教員の活用、非常勤職員の活用を

積極的に進める。経費節減については、消耗品や光熱水費、旅費交通費のなど個別支出の内容の厳正管理を通して、平成 25 年度比で１－２割のカットを目指す。そして大学を含む学園全体の入学者数確保については、5 年後に充足率 80%（現在 67%）の確保を達成するため、大学・高校・中学の連携強化に努める。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、安定した財務基盤確立の主眼として、学生数の増加を第一義的目標として定め、学園の認知度浸透を図るため、広報活動の強化を行う。併せて、経費削減策として、購買活動における競争入札を原則とし、最低３社からの見積もり徴求を条件付ける。また、金融関連費用削減のために、業者支払サイトを、学園の入金スケジュール（8、3 月に入金）に合わせて、現状の月次支払ベースから、半期毎支払に変更し、運転資金借入金額の圧縮に努める。これら施策を確実に実行することにより、手元現金流動性を高め、期中運転資金を外部調達に頼ることなく、学納金等自己資金にて対応できる財務体質への変換を早期に達成する。

Ｖ－7　会計

(1) Ｖ－7 の現状

Ｖ－7－①　会計処理の適正な実施について

本学の会計処理については、文部科学省の定める「学校会計基準」に準拠し、個別の会計処理については、日本公認会計士協会より公表された「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」に則り処理している。具体的には、「学校法人青森山田学園予算管理規則」に定められた予算編成、予算管理を基とし、「学校法人青森山田学園経理規程」に定められた諸手続きを順守し、経理に関する事項を正確且つ迅速に処理し、経営の実態を計数的に把握し、経営活動を能率的に推進すべく処理している。加えて、「本部経理処理手続」「学校法人青森山田学園勘定科目処理規則別表」を置き、経理実務の手続きの詳細を定めている。

会計実務に関しては、各機関で起案した証憑に基づき、学園本部財務部にて集中管理を行っている。また、事務処理については、顧問会計士に指導を仰ぎ、毎月学園にて、前月処理分の証憑チエックを受けている。

日本高等教育評価機構より指摘を受けていた未払金の整理について、退職金全額支払、及び業者未払金の整理を行い、教職員立替金を除き、ほぼ正常営業循環基準相当額まで減額した。また、学内教職員経費支払請求に対して、期中支払完了を目指し、早期請求を働きかけた結果、請求分全額を期中で支払い、翌期繰越分が大幅に減額となった。

監査法人の証憑チエックにおいて、金額起票相違、システム入力相違等のオペレーション・ミスの指摘は、ほぼ根絶しているが、勘定科目錯誤等、伝票訂正、修正仕訳に係る指摘を数件受けている。

Ｖ－7－②　会計監査の体制整備と厳正な実施について

年次決算及び財産状況につき、内部監査として学園理事会指名による監事２名による監

査、外部監査として、公認会計士による監査を受検している。
平成 27 年度決算については、監事による内部監査、公認会計士による外部監査とも、適正である旨の意見表明を受けている。

(2) 現状の評価

会計処理は適切に実施されており、会計監査は体制整備が行われ、厳正に実施されている。

(3) 将来の展望

会計処理の適切な実施については、平成 25 年２月に導入した新会計システムの定着により、本部に集中している経理処理を各機関へ分散することにより、迅速な会計処理を図るとともに、現在ペーパーベースでの還元に止まっているセクション毎の会計情報を、各機関に配置した端末により、即時に確認可能となるオンデマンドで提供する。また、平成 27 年度より導入される改正学校会計基準に備え、平成 26 年度決算を現基準による決算書類と、新会計基準による決算書類の両方のフォーマットで対応すべく準備する。予算策定については、従前、本部で前年実績を基に作成し、トップダウンで通知していたが、今般導入した新システムにより、各機関からの積算要求を受け、本部で数次に渡り査定する手法が可能となったことから、予算折衝の手順を作成する。
会計監査の体制整備と厳正な実施については、今後、実施される各機関での会計処理を視野に入れ、全学的に適正な会計処理の実施を行うべく、組織横断的に研修、OJT を実施する。

Ⅴ．経営・管理と財務に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

経営の規律と誠実性については、基準を満たしているものの、施設の老朽化による、耐震性の確保という点については、課題が残っている。将来的には、定期的に経営の規律と誠実性の維持の周知の機会を設けるとともに、大学の使命・目的の実現への継続的努力を行う。また、引き続き、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守に努める。環境保全、人権、安全への配慮については、教育施設の老朽化問題は早急に改善する必要があり、補助金制度を精査して計画的に実行していく。教育情報・財務情報の公表については、積極的な情報発信が可能な分野については早急に進める。
理事会の機能については、理事長及び本部長を軸にした円滑かつ適切な意思決定を行う組織と情報伝達の仕組みを構築しながら、学内理事会や常務理事会の設置について引き続き検討する。
大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、法人運営と大学運営の連携を密にするため、法人本部と大学事務局と緊密な連携により一体化を進める。また、

大学・高校の連携を始めとした各種連携の推進、大学運営を含めた学園全体の舵取りを戦略的に進める。

リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営に関して、学園は、平成 26 年 7 月 8 日開催の評議員会・理事会で承認された『経営改善計画』及び平成 26 年 8 月 20 日開催の評議員会・理事会で承認された『グランドデザイン第一次基本構想の改定の方向性』に基づき、理事会主導で進めることとなった。今後このグランドデザインに則り、運営を行っていくこととしており、学園の抜本的な経営改善を図るため、根本的に見直しすることとしている。また、学長が大学運営にリーダーシップを発揮しやすくするために、全学的な視点から重点的に予算配分できる仕組みとして、平成 26 年度から設置した学長裁量経費の増額、同様に学部長裁量経費の予算措置が望まれる。

大学においては、学長のリーダーシップによる大学の主体的な意思決定を確保しつつ、管理部門と教学部門の意思疎通と連携が図られている。全学的な教学マネジメントの推進と教学改革の PDCA サイクルの確立においては、学長が統括する組織である〈教学改革タスクフォース〉の下で進められ、トップダウンとボトムアップの均衡のとれたガバナンス体制が構築されている。

なお、平成 26 年 6 月に学校教育法及び国立大学法人法が改正され、平成 27 年 4 月から施行される。これに伴い、青森大学においては、学則第 63 条第 3 項の各学部の教授会の審議に関する規定の改正について、各学部教授会における審議を経て、平成 26 年 11 月の部長会において審議が行われ、確認がされた。これら学則等の改正については、理事会に諮るべきものもあり、法人本部との連絡を取り、平成 27 年 3 月の理事会において必要な手続きがとられた。

業務執行体制の機能性については、法人運営上の取り組むべき課題に対応するため、理事長の補佐体制として、学内理事を中心とした担当理事制の設置、学園の改革を推進するための調査検討を行う企画調査室や改革推進室を設置するとともに、一層の改革の推進が望まれる。大学においては、学園との意思疎通を図るとともに、学長補佐及び学長補佐室の機能を強化し、教学改革タスクフォースによる改革と大学の方針の明示を推進していく。職員の資質・能力向上の機会の確保と整備については、教員からの教育研究活動報告、職員の人事考課制度を整備する。

財政基盤と収支については、平成 26 年度に「青森山田学園グランドデザイン（将来計画）」改訂版を策定した。本学園の経営全般については、抜本的見直しを行い人件費削減、経費削減、入学者数確保の 3 本柱を経営改善の核とし進めていくこととする。また、学園の認知度浸透を図るため、広報活動の強化を行う。

会計処理の適切な実施については、平成 25 年２月に導入した新会計システムの定着により、本部に集中している経理処理を各機関へ分散することにより、迅速な会計処理を図るとともに、平成 27 年度より導入される改正学校会計基準に備え、平成 26 年度決算を現基準による決算書類と、新会計基準による決算書類の両方のフォーマットで対応すべく準備する。予算策定については、今年度から各機関からの積算要求を受け、本部で数次にわたり査定する手法が可能となったことから、予算折衝の手順を作成する。会計監査の体制整備と厳正な実施については、今後、実施される各機関での会計処理を視野に入れ、全学的に適正な会計処理の実施を行うべく、組織横断的に研修、OJT を実施する。

青森大学は、平成 22 年度は日本高等教育評価機構に大学機関別認証評価を申請したが、基準 7（管理運営）と基準 8（財務）が基準を満たしていないと判定された。

これを受けて、管理運営と財務について抜本的な改善を図るべく、平成 23 年 6 月に「青森山田学園管理・財政検討委員会」（発足時は、「「青森山田学園再建化検討委員会」」を設置し、改革を進めてきた。

平成 24 年度には、新しい学長が就任し、企業の財務に精通した人を監事にするなどの体制整備を行い、理事会の審議を寄付行為に則って適正に行うなどの改善を図ってきた。また、経費の削減や会計処理の適正化を進めてきた。

平成 25 年 6 月に日本高等教育評価機構に「自己評価報告書（再評価）」を申請し、審査を受けた。その結果、平成 26 年 3 月、青森大学は、基準 7（管理運営）及び基準 8（財務）を含め、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を全て満たしていると認定された。

青森大学としては、この結果を踏まえ、引き続き、教育研究活動等の充実、発展に取り組む必要があり、特に、次期の認証評価へ向けて、教学面のみならず、法人本部との密接な連携を図り、財務や管理運営など全般にわたって、継続した改革を進めていく。

Ⅵ．自己点検・評価

Ⅵ－1　自己点検・評価の適切性

（1）Ⅵ－1 の現状

Ⅵ－1－①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について

【全学】

本学の自己点検・評価は、青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程に基づき、青森大学自己点検評価・認証評価対策委員会が審議し、実施している。本学は、平成 22 年度に日本高等教育評価機構の評価を受けるに当たって自己点検・評価並びに報告書の作成を行い、その後、平成 24 年度より崎谷新学長が打ち出した新しい自己点検・評価に関する方針で、本学においては、自己点検・評価並びに報告書の作成を毎年度行うこととし、平成 24 年度から青森大学自己点検・評価報告書を毎年度作成している。この方針は、外部機関の評価を受けるために自己点検・評価を行うのではなく、青森大学が現状の課題に真摯に向き合い、自主的・自律的に継続的な改善を行うことを目的としたものである。

【経営学部】

経営学部の自己点検・評価は、「自己点検評価・認証評価審査対策委員会」に基づき、学部長、自己点検・評価委員が行うとともに、その改善に関すること及び認証評価に関すること等を扱っている。

学部内の教員、学内の職員からデータの提供を受けるとともに、点検評価項目を、学部長、学科長、教務委員長、各委員会の長が分担し執筆している。評価の基準について、担当領域ごとに分担執筆するとともに、全学の視点と第三者的な視点を持って見直しを行い、自律的な評価となるように努めている。

【社会学部】

社会学部の自己点検・評価は、大学学則第１条に示す目的「現代社会の理解に必要な社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を実践的に解決していく人材を育成する。また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する」に基づくと同時に、社会学部のディプロマ・ポリシーの内容である「現代社会の理解に必要な社会学及び社会福祉学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知識や技術を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力あるいは相談・援助の能力を身に付け、地域社会が直面している諸問題に、実践的に取り組む能力及び意欲を有する人材を育成する」に即して、学部に課せられた校務について、包括的かつ的確に実施する。

加えて、社会学コース、社会福祉学コースそれぞれについて、変化する社会について理解する視点に目を向ける。

社会学コースの具体的な三つのアプローチは、次のとおりである。

１） 地域生活環境の問題と課題を理解する。

２） コミュニケーションと人間心理の仕組みを理解する。

３） 学びとスポーツによる社会参加の支援法を学ぶ。

また、社会学コースの具体的な教育の目的は、次のとおりである。

１） 基礎学力の習得

２） 少人数のゼミ

３） 自分で興味が持てる科目の選択

４） 社会調査士の資格の取得

５） 教員免許状の取得

６） 司書資格の取得

社会福祉学コースの具体的なコースの目標は、次のとおりである。

１）社会福祉士の資格取得　人のつながりを育てるスペシャリストの育成を目指す。

２）精神福祉の資格取得　こころの痛みに寄り添う専門家を育成する。

３）介護福祉の資格取得　高度な介護専門家を育成する。

また、社会福祉学コースの教育の目標は、次のとおりである。

１） 国家資格を持った多くの教授陣による指導の徹底

２） 海外研修・国内研修の実施

３） 少人数教育による生活指導と実力の向上を達成させる

４） 現場で通用する専門的なゼミの実施

５） 教員免許状の取得

６） 司書資格の取得

このような、学則やディプロマ・ポリシーに示した教育の目的と上記の具体的な目的に即して、自己点検・評価の項目を設定し、学部において厳正かつ適正に自己点検・評価を行う。平成 27 年度の社会学部の自己点検評価・認証評価審査対策委員会は、学部長と委員 2 名の 3 名から構成されている。

平成 27 年度は、学部の使命・目的に即した各種委員会による校務が適切に行われているかどうかに関して、社会学部教授会が中心となって点検・管理している。原則として、定例教授会は毎月第三週の水曜日に開催され、平成 27 年度社会学部校務分掌に従って、各種委員会（教務委員会、入試委員会、就職委員会、学生委員会、学生募集委員会、図書委員会、教職委員会、情報・IT 委員会など）の校務の逐次実施とその報告を毎月義務付けている。様々な課題はあるとしても、一定程度、自己点検の機能を果たしていると言える。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の自己点検・評価は、学則に明示している学部の目的、及び三つの方針の一つとして文章化された学部のディプロマ・ポリシーに即して、学部長、自己点検・評価委員が中心となって行い、必要に応じて学部内の他の教員からデータの提供を受けながら報告書の作成を行っている。

【薬学部】

薬学部の自己点検・評価については、学部内に「自己点検・評価委員会」を設置して、学部長、自己点検評価委員が改善すべき事項及び認証評価に関する内容等を取り扱っている。評価委員は学部内の教員、学内の職員から学部の教育研究に関するデータ提供を受け、学部長、学科長、教務委員長、各委員会長が分担・執筆に協力している。評価の基準については担当領域ごとに分担執筆するとともに、全学の視点と第三者的な視点により見直しを行い、自律的な評価となるように努めている。

一方、青森大学薬学部は、6 年制薬学部の開設に伴って義務付けられた「薬学教育評価機構による自己点検評価」を平成 29～31 年の間に受けることが決まっており、上記と同様、自主的・自律的な自己点検・評価となるようこの評価に備えるべく薬学部独自の自己点検・評価委員会を組織している。

Ⅵ－1－②　自己点検・評価体制の適切性について

【全学】

平成25年度以降の自己点検・評価の基本構成は、日本高等教育評価機構が示している新しい自己点検・評価基準に対応した構成となっており、実質的に本学の構造及び機能を高めることを目指している。自己点検・評価体制は、青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会が取りまとめて行う一方、報告書の各章はそれぞれの内容に即して、各学部や委員会などの担当部署が作成している。

全学レベルでは、PDCA サイクルの活用などにより、自己点検・評価のプロセスが実際に本学の教育研究活動などの向上に役立つように管理することが重要である。PDCA サイクルとは、自己点検・評価報告書の現状の評価及び将来への展望の部分を基に次年度の目標を掲げ、その目標を達成するための計画を立案・実行し、目標の評価基準を達成したかどうかについて、次年度の自己点検・評価において学部内で検討する作業等のことである。平成 26 年 4 月には、教学改革の PDCA サイクルを確立するため、学長が主導する「教学改革タスクフォース」が設置され、関連する委員会等との連携が図られるようになった。

本学の自己点検評価・認証評価審査対策委員会の審議事項は、青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程第２条が次のように規定している。

（1）点検項目に関すること
（2）評価方法に関すること
（3）学部間の評価の調整に関すること
（4）点検・評価の報告書の取扱いに関すること
（5）点検・評価結果の公表に関すること
（6）その他点検・評価に関すること
（7）自己点検評価書などの作成
（8）実地調査への準備
（9）自己点検評価書・本編の公開
（10）理事長から特に指示があった事項

【経営学部】

経営学部では、各年度末に、各委員会において PDCA サイクルを明確に意識した、適正かつ客観的な自己点検・評価に努めている。

【社会学部】

大学の自己点検評価・認証評価審査対策委員会は、必要に応じて会議を招集、開催されているが、学部独自の自己点検評価・認証評価審査対策委員会に関しては開催されていないものの、平成 27 年 10 月 28 日に社会学部エビデンス委員会を立ち上げて、第一回目の委員会を開催した。平成 27 年度の同委員会では、教授会の際には、各員会報告はすべて紙面で提出するように依頼するとともに、全教員に対し、授業改善シートを年度末に記入し、それぞれの授業改善が図られるようにしたことが挙げられる。学部の一層の改革・改善のためには様々な問題を整理し、重要性の優先度を設けて課題を迅速に解決していく。

【ソフトウェア情報学部】

学部内の諸委員会では各年度末にその年度の活動について、達成できたことや課題として残されていることなどのまとめを行い、次年度に生かすようにしているが、学部全体としての自己点検・評価の体制は不十分である。

【薬学部】

大学の自己点検評価・認証評価審査対策委員会については、必要に応じて会議が招集され、開催されているが、学部独自の自己点検・評価委員会に関しては定期的に開催されていないのが実情である。学部の将来計画を、短期と長期の課題を整理し、次年度以降における明確な達成目標を設定して解決していくという道筋を早急につける。

Ⅵ－1－③　自己点検・評価の周期等の適切性について

【全学】

Ⅵ－1－①で述べたように、本学においては、平成 24 年度より自己点検・評価報告書を毎年度作成している。このプロセスを通して、大学自身が改善されていく過程が、適切性、誠実性及び有効性が高いものであれば、本学の運営の実質的な改善を見込むことができ、さらに、日本高等教育評価機構によって行われる次回の認証評価に際しても、自己点検・評価を毎年度行うことは有効に機能すると考えられるからである。

【経営学部】

経営学部では、毎年度、自己点検・評価を行い、問題を洗い出し、必ず次年度への改善へと繋げる努力を行っている。

【社会学部】

現時点では、一部を除き、認証評価に対応した毎年度の学部独自の自己点検・評価報告が包括的には実施されていないことから、学部単位の自己点検・評価を毎年継続的に行う。

【ソフトウェア情報学部】

学部の活動全般にわたる組織的な自己点検・評価は不十分であるので、大学全体の自己点検・評価と並行して、学部独自の点検・評価を毎年度行う体制を確立する。

【薬学部】

青森大学薬学部は、平成 16 年４月に４年制薬学部として開設され、平成 18 年４月には６年制薬学部へ移行した。平成 25 年度で６年制に移行して約 10 年が経過する。６年制薬学部の発足時に決定された薬学教育評価機構による全国国公私立薬系大学薬学部を対象とした「薬学教育（６年制）第三者評価」については、平成 26 年度から順次開始され、本学薬学部は早くて平成 29 年度（遅くとも、平成 31 年度）には、評価対象校（学部）となる。薬学部開設以降に実施した自己点検・評価は、次のとおりである。

・薬学教育評価機構 分野別認証評価（いわゆる「自己評価 21」）（平成 22 年３月）

・日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価（平成 22 年６月）

（2）現状の評価

平成 24 年度から毎年度、自己点検・評価報告書を作成して、PDCA サイクルを確立させるよう、努力しており、一定の成果が上がっているが、今後、教職員の共通理解の下、教学及び財務・管理運営等の全般にわたり、一層着実に計画的な改善と点検・評価の充実を図っていくことが必要である。具体的な PDCA サイクルを適切に整備する。

（3）将来の展望

【全学】

自己点検・評価を自主的に行って 4 年目になるが、平成 25 年度以降の自己点検・評価の基本構成は、日本高等教育機構が示している新しい自己点検・評価基準に対応した構成となっており、実質的に本学の構造及び機能を高めることを目指している。これと同時に、具体的な PDCA サイクルの適切な整備も手がけられており、今後は、教職員全員が、自己点検・評価のプロセスに関わり、自主的に大学を改革していく意欲を高める。

【経営学部】

評価の自主性・自立性及び体制の適切性は確保できている。評価の周期については、毎年実施することとしており、適切であると考えられる。改善すべき課題は、一部の教員に負担が集中していることにより、教員間の負担の均衡がとれていないことである。よって、毎年実施する自己点検評価については、学部教員一丸となって取り組む体制を構築する。

【社会学部】

さらに包括的なきめ細かい学部内の自己点検・評価を行うためには、学部独自の自己点

検評価・認証評価審査対策委員会を、今後はきちんと計画立案して開催する必要がある。さらには、大学全体の自己点検・評価報告書とともに、他大学でも行われている学部独自の自己点検・評価報告書を本学部においても毎年作成して、各教職員に配布したり、外部に公表するなどの対策が極めて肝要である。外部からできる限り厳しい評価を仰ぐためにも、学部独自の自己点検・評価報告書を作成する。

同時に、具体的な自己点検・評価の項目に関しては、上記の目標に加えて、社会学部に当面必要な、様々な新しい課題を設定する必要が考えられる。

FD 課題としては、①学生募集に関する FD、②学生の授業評価に関する FD、③教員の授業改革に関する FD、④担任制導入による各学年の学生指導（修学や就職指導など）のあり方に関する FD、⑤社会福祉士国家試験や精神保健福祉士国家試験の分析と確認に関する FD、⑥学生支援サービスの観点からの FD、⑦地域貢献の観点からの FD などが挙げられる。このため、多種多様な視座から学部の自己点検・評価を包括的に行い、学部の一層の改革・改善を組織的に行う。

【ソフトウェア情報学部】

学生による授業評価アンケート結果と各教員の授業改善方策の学部内公開及びそれらについての意見交換会、教員相互の授業参観など、授業をより良いものにするための FD 活動は他学部に先駆けて行ってきた。また、高校生のインターンシップ受け入れや課題研究の指導など、高大連携活動にも力を入れている。このような活動を含め、学部の活動を全体として点検・評価し、学部の改革につなげていけるような体制を作り上げる。

【薬学部】

学部の具体的な自己点検・評価の項目に関しては、薬学部の抱える様々な課題を設定して教員間での改革意識の共有化を進める必要がある。これは FD 活動の一環として取り組むべき問題である。学生募集、基礎学力向上対策、授業評価・授業改革、学生指導、薬学共用試験及び薬剤師国家試験対策、薬学実務実習対策、地域貢献など、取り組むべき課題は多い。このため、幅広い観点から学部の自己点検・評価を行って、学部の一層の改革・改善を組織的に行う。

Ⅵ－2　自己点検・評価の誠実性

（1）Ⅵ－2 の現状

Ⅵ－2－①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価について

【全学】

本学においては平成 22 年度より自己点検・評価報告書を毎年作成しているが、2 年目の平成 25 年度の重点目標の一つに、根拠となる資料等が揃っているか否かの点検があった。エビデンスに基づかない自己点検・評価は、透明性の有無だけでなく、本学の改革の流れや成果にも大きく影響を及ぼすからである。平成 26 年度の自己点検・評価報告書においては、エビデンスが不備な部分については早急に改善するとともに、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を目指した。平成 27 年度の自己点検・評価においても、その姿勢は変わらない。

【経営学部】
経営学部では、エビデンスに基づく評価の重要性について認識を高め、評価を実施し始めた。その結果、少しずつではあるが、評価の基礎となるデータ確認と分析を通じ、従来よりも明確な根拠に基づく評価となり、透明性が確保されたと理解している。
【社会学部】
平成 22 年の認証評価において、学部の内容についてはおおむね合格したとはいえ、様々な情勢の変化などから、社会学部としても、さらに時代に合わせた改革の観点から見直すべき点は早急に見直いく。特に学生募集や就職先の質の向上、授業内容の改善等の目標を一層高めていかねばならず、そのためには様々なシステムを再構築していく努力が必要である。このため、学部内の会議に関しては議事録などをこれまで通り残してきたが、さらに一層エビデンスの重要性を認識して、その収集に注意を払うとともに、透明性の高い自己点検・評価を行うことを心がける体制が整ってきた。
【ソフトウェア情報学部】
当学部内の各委員会では議事録あるいは会議メモなどの形で活動記録を残すようにしており、自己点検・評価にも役立っている。
一方、学生や保護者との面談報告、あるいは学生募集のための高校訪問の報告などは、その都度、学部のメーリングリスト宛に送られるが、後になって必要な情報を捜し出すのは面倒な場合が多い。そこで、このようなメールを登録して情報を共有するとともに、平成 21 年度に、検索などが可能な学部専用のデータベースサーバを設置して運用している。
これらなど、文書化された資料を活用し、できるだけ透明性の高い自己点検・評価を目指す。
【薬学部】
本学においては、日本高等教育評価機構による認証を受けることができたが、薬学部は平成 18 年度に始まった薬学 6 年制に伴う別の評価（薬学教育評価機構による評価）を受けることになっている。薬学教育評価機構が行う認証評価は、平成 25 年度から順次開始され、平成 31 年度に一巡する。本学の場合、平成 29～31 年度の間に評価対象校となる。日本高等評価機構の評価基準と若干異なる内容のものもあるが、基本的には類似の評価項目も多い。したがって、学部としては来るべき薬学部の評価に備える必要もあり、様々な観点から見直すべき点は見直して、設定された目標にかなった学部を目指すシステムを再構築していく。

Ⅵ－2－②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について

【全学】
上記のⅥ－2－①と同じく、関係する組織及び教職員の協力の下、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行うことを目標とした。
【経営学部】
経営学部では、正確なデータ収集に尽力した。ただし、データの正確性は確保されているものの、収集範囲が拡大していないという課題が残されている。
【社会学部】

現状把握のために学部内の各委員会毎のデータの蓄積に関しては、主に毎月実施される学科会議において各種委員会の報告を義務付けており、ここで報告書が提出されて、学科会議においてチェックが行われているものの、今後一層の各種委員会による十分なデータの収集と分析の拡大を行う。

一方、学生による授業評価アンケートについては、半期毎に実施していて、その結果は各授業担当者にフィードバックされている。加えて、平成 27 年 10 月に立ち上がった「社会学部エビデンス委員会」により、原則として各教員が選んだ授業科目の「授業改善シート」を年度末に提出することになったので、FD 改革の一環といて有効なエビデンスになるものと考えられる。さらに、可能であれば、IR（Institutional Research）機能を運営するプロジェクトチームを立ち上げ、今後十分なエビデンスを各委員会により蓄積して、データの収集・分析を緻密に行うなどの対策を講じる。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では毎年 4 月に新入生を対象とした独自のアンケートを実施しており、入学の動機、学部の教育に期待すること、将来の進路など、学部の教育目的の見直しや学生募集の方針立案に資する情報を収集して分析結果を学部全教員に提供し、学長にも報告している。

また、新入生に対しては、全学共通の英語基礎力テストとは別に、学部で数学基礎力テストを実施し、数学系科目の教育のためのデータとして活用している。

入学後の教育効果についての、定期試験以外のデータとしては、プログラミング能力に関するテストを実施し、1 年次後期以降の習熟度別グループ編成を行う際などにも利用している。

また、入試及び学生募集に関する種々のデータは学部入試委員会が収集整理し、分析を行っている。

【薬学部】

学部において把握すべき事項が多岐にわたり、学部運営の現状を示すデータを系統的に収集できていない。学部内の各種委員会に対して、これまで以上に明確な年次計画の具体的な策定とデータの収集・分析を義務付ける。

Ⅵ－2－③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表について

【全学】

青森大学は、平成 24 年度、毎年度の大学の活動について自己点検・評価報告書を作成するとの方針を決め、平成 24 年度から報告書の作成作業を、平成 24 年度から設置されていた青森大学自己点検評価・認証評価対策委員会（学長が委員長）の下で進めている。平成 25 年度と平成 26 年度の「青森大学自己点検・評価報告書」は、自己点検評価・認証評価対策委員会より全教職員へメールに添付し、送信されてそれぞれの改善に役立てられており、社会に向けては大学のホームページにおいて公表している。

【経営学部】

評価結果は、経営学部の教職員が閲覧できるようになっており、その概要を、学部教授会等で報告され、学部内での共有が図られている。

【社会学部】
平成 24 年度より、毎年度、自己点検・評価報告書をメールに添付して学部の全教職員に配信し、学部内で共有するとともに、ホームページでの公開も行っている。
【ソフトウェア情報学部】
本学の自己点検・評価報告書は、学部の全教員へメール添付で配信されており、社会に向けては本学のホームページにおいて公表している。
【薬学部】
自己点検・評価報告に関しては、今後単年度に作成することを前向きに検討する必要があり、平成 24 年度より、毎年度、自己評価報告書を冊子として全教職員に配布し、学部内で共有し、ホームページ等で発信している。薬学部としても、学部ホームページを活用して、単なる報告ではなく、これまで以上に具体的で平易な文言を使った学部の現状の情報発信に努めていく。

(2) 現状の評価

自己点検・評価報告書については、根拠となる資料等を収集・分析し、客観性があり、透明性の高いものとなるよう、全学の一致協力体制を図りながら、作成し、学内共有と社会への公表が行われている。ただし、今後、さらに、大学の様々な活動についての調査を深化させ、より適切なデータの取得に努めるなど、エビデンスを明確にしていくよう努力する。

(3) 将来の展望

【全学】
平成 27 年度の自己点検・評価報告書は、昨年度までの報告書作成における、エビデンスをはじめとする現状把握のためのデータの確認と、その不備を点検し、十分かつ透明性の高い自己点検・評価報告書の作成を目指した。今後は、教職員全ての一致協力により改善工夫し続けていくとともに、自己点検・評価の公表を通じて地域から信頼され、地域再生の中核としての役割を果たすため、改革を継続していく。
【経営学部】
各部分の委員（責任者）がデータに基づいて分析、改善策を提案している。今後は、前年度の評価結果をできるだけ早期に取りまとめる。
【社会学部】
社会学部独自のエビデンス委員会が立ちあがったことはある程度は評価できるが、今後は同委員会の活動を一層活発なものにしていき、様々なエビデンスを入手して、様々な改革のために有効な分析が図れるようにしていく。また、IR に関するプロジェクトチームを組織するとともに、学部の自己点検評価・認証評価審査対策委員会の将来的な計画も立案し、蓄積したさまざまなデータが当初の目標にかなっているかどうかの解析をして、PDCA サイクルが適確に機能し、大学全体はもとより学部内の迅速な改革が進むようにする。
【ソフトウェア情報学部】

基礎スタンダード科目及び専門教育科目の両者について、教育の効果がどれだけ上がっているかを正しく評価し、今後のカリキュラム改革につなげていく。

【薬学部】

今後も薬学部特有の問題点の改善を目指してシステムの見直しを行う。学部の自己点検・評価委員会で、短期と長期的（目標）計画も立案・公表し、年度末に成果等を検証すること、つまり PDCA サイクルがうまく機能し、大学全体はもとより学部内の迅速な改革が進むようにする。

Ⅵ－3　自己点検・評価の有効性

(1) Ⅵ－3 の現状

Ⅵ－3－①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性について

【全学】

青森大学は、現在、大学の将来像、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等を一層明確にし、全学的な教学マネジメントを確立しつつ、改革を推進している。自己点検・評価についても平成24年度から毎年実施し、その結果を全教職員に公開している。また、現在行われている改革の中で、PDCAサイクルを機能させ、学部教育の質的転換を進めるため、学長を中心とする全学的教学マネジメントの確立も、平成26年4月に、教学改革のPDCAサイクルを確立するため、学長が主導する「教学改革タスクフォース」が設置された。

一方で、学長が主宰し、学部長、各委員会の委員長等が参加する本学の部長会は、全学的な教学マネジメントについての最も重要な意思決定機関である。このため、「教学改革タスクフォース」部長会、各学部教授会、各種委員会等が相互の連携と分担を効果的に行うとともに、教員一人ひとりが、様々な改善・導入に際し、検討や実施の過程に参画し、自らの教育等の業務の点検、改善を行うとともに、大学全体の教育の質向上のための改革のサイクルを推進していく必要がある。

このことから、平成26年12月20日に開催された冬季教職員研修会では、「大学の自己点検・評価と機関別認証評価について―青森大学のPDCAの改革サイクルの確立へ―」がテーマとなった。内容は、公益財団法人日本高等教育評価機構評価事業部兼評価研究部部長の伊藤敏弘氏による基調講演（「大学の自己点検・評価と機関別認証評価について」）、並びに「PDCAサイクルを確立するために」をテーマとした、発表（①学長補佐として―澁谷泰秀、②教学改革とPDCAサイクル―角田均、③就職支援とPDCAサイクル―李孝烈、④地域貢献活動とPDCAサイクル―柏谷至、⑤教職協働とPDCAサイクル　事務局から―中村拓道）と討論が行われ、全ての教員が認識を共有し、PDCAの改革サイクルを確立するための契機とした。

なお、やや細かい点になるが、大学にとって重要なカリキュラムの面においては、青森基礎スタンダードと専門科目と整合性を今後どう取るのかが大きな問題になる。大学全体としての方針の下で、学部のカリキュラムの在り方について体系的、合理的にまとめていく。

【経営学部】

自己評価運営委員会において、各委員会の報告書をまとめ、自己評価結果の活用（提言）を行う予定である。

PDCA サイクルを効果的に実現でき、評価から改善までの筋道を更に強く打ち出せるよう努めていく。

【社会学部】

青森大学では、自己点検・評価の結果を部長会に諮った後、関係委員会に報告し、学内の教育水準の一層の向上と、活性化に資するための方策を早急に考えて実行に移しており、ある程度、実績を挙げてきたと言える。また平成 27 年 10 月に立ち上がった「社会学部エビデンス委員会」により、原則として各教員が選んだ授業科目の「授業改善シート」を年度末に提出することになったので、FD 改革の一環といて有効なエビデンスになり、少しずつ授業改善が行われつつあるものと期待している。さらに本学部にとって、次に重要な課題は、学生募集の問題であって、入試課で入手したエビデンスをもとに毎年学生募集の取り組みを改善していく。

なお、やや細かい点になるが、大学にとって重要なカリキュラム面においては、青森大学基礎スタンダードと専門科目の整合性を今後どう取るのかが大きな問題になる。大学全体と学部のカリキュラムのあり方もバランスよくまとめていく。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、種々の会議において日常的に諸活動を点検し、改革に繋げるよう努力している。全学的に毎年度行う自己点検・評価の結果は学部教員にも十分に周知されているが、それを組織的に活用する仕組みは確立されていない。

【薬学部】

薬学部の場合、自己点検・評価や認証評価の結果については、教員が学部内外の各種委員会のいくつかに関わっていることもあって全教職員に周知されているため、組織における課題や検討状況について情報が共有される環境にある。このような共通理解の下に、学部における課題等の改善に向けた対応が行われている。

各種委員会が所有する情報は、学部長や学部教授会に集約されて学部の運営に有効活用できる状態にある。関連部署における検証結果を新たな取組みへ反映させる場合、現時点では、明確な PDCA サイクルの仕組みは未整備であるが、対応ができる体制は一応整っていると判断する。

（2）現状の評価

現状においては、教学を中心として大学改革を積極的に進めているものの、PDCA サイクルの仕組みについては、十分な確立に向けて一層の努力が必要である。自己点検・評価の結果については、適確に活用し、PDCA サイクルをより強固に確立できるよう、改善を進める。

（3）将来の展望

【全学】

現在様々な部署で行われているPDCAサイクルと自己点検・評価を連携させていく。

【経営学部】

経営学部では、自己点検評価・報告書の完成後、次年度以降に向けた改善方策の検討を、これまで以上に意識的に行う。

PDCAサイクルに留意し、目標・計画との結びつきを明確に策定するよう努める。

【社会学部】

大学と学部において毎年の自己点検・評価を行う必要性があることから、それに対応した体制づくりを行う必要がある。具体的には既に述べたとおり、IR に関するプロジェクトチームの立ち上げとともに、学部の自己点検・評価委員会の将来的な計画も立案して、蓄積した様々なデータを解析して、PDCA サイクルがうまく機能し、大学全体はもとより学部内の迅速な改革が進める。

【ソフトウェア情報学部】

全学的に毎年度行う自己点検・評価の結果を組織的に活用する仕組みをみ確立すること、また、学部の活動全般にわたる学部独自の自己点検・評価の体制及びその結果の活用の仕組みを確立する。

【薬学部】

点検・評価結果の学部運営への反映は、概ね機能していると判断しているが、PDCA サイクルに基づいた明確なチェック体制、当該年度の学部としての目標の設定・計画の立案などついては、制度として確立されていないのが現状である。前年度（あるいは前回）自己点検・評価結果に基づき、翌年度における学部の実施計画案を策定し、それを再び検証していく体制を構築していく。

Ⅵ．自己点検・評価に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

平成27年度の自己点検・評価報告書は、関係する部局等の担当者が協力して作成したものであるが、全体的に大きな改革の中で行われたこともあり、項目ごとに見ていくと、整理すべき点がある。それは、各学部間の書きぶり等についての調整などにおいても同様で、互いの連絡調整を充分に行っていく必要がある。しかし、多くの教職員が熱意をもってとりまとめに参加して、大学の活動を振り返りつつ、将来の展望を考えながら、記録を確認し、記述することができた。特に来年度の自己点検・評価において、大学を良くしていく事の意識が、教職員の間に醸成されてきた点が評価される。平成28年度の自己点検・評価報告書の作成に当たっては、本年度の反省を踏まえ、さらに改良されたものにしたい。このような過程を続けていくことにより、PDCA サイクルを確立し、大学の教育研究等の質の向上を進めていく。

Ⅶ．地域とともに生きる大学

教育基本法第 7 条に規定されているとおり、社会貢献は、教育、研究と並ぶ大学の第三の使命である。本学が平成24年度より取り組んでいる「青森大学ルネッサンス」の考え方

では、「地域とともに生きる大学」を改革の基本としている。そこで、本章では、平成 27 年度における本学の地域貢献活動への取組み状況、評価及び将来展望について記載する。地域貢献活動は、教育、研究、社会貢献を含むすべての大学の活動に関わるものである。

本学における地域貢献に関する事項について審議するのは、平成 24 年に設置した地域貢献委員会であり、同委員会の審議事項は、次のとおりである (青森大学地域貢献委員会規程第 2 条)。

(1) 地域社会と連携して行う教育研究に関すること。
(2) 産学連携その他地域の団体、企業等と連携して行う教育研究に関すること。
(3) 高大連携その他高等学校等と連携して行う教育研究に関すること。
(4) オープンカレッジ、生涯学習講座その他生涯学習活動に関すること。
(5) 図書館その他大学施設の開放に関すること。
(6) 社会人特別入試、科目等履修生の受入れその他社会人の受入れに関すること。
(7) 付属総合研究所が行う地域貢献に資する研究等に関すること。
(8) 第 7 条に基づき設置する地域貢献センターに関すること。
(9) その他本学における地域貢献のための活動に関すること。

以下の記述では、審議事項(1)～(8)に沿う形で項目を設定している。

Ⅶ－1　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動

（1）Ⅶ－1 の現状

Ⅶ－1－①　地域社会との連携・協力関係の強化について

この項では、青森大学が地域社会との包括的な連携・協力関係を強化するために行った取り組みについて記載する。地域社会との個別の連携・協力についてはⅦ－1－②で触れる。

本学は、平成25年度以降、地域社会の機関・組織・団体と連携協定等を締結し、関係の強化を図ってきた。今年度までに締結した協定等は表１４のとおりある。これらの団体とは、協定等の規定に基づき、各種の連携事業を実施するとともに、連携・協力関係のさらなる強化にむけた協議を定期的に開催している。

表１４　青森大学が締結した連携協定等（平成27年3月末現在）

年月日	締結相手名称	協定名称
25/4/11	青森県教育委員会	青森県教育委員会と青森大学との連携に関する協定
25/7/2	青森商工会議所	青森商工会議所と青森地域 5 大学との連携･協力に関する協定
25/12/24	青森山田高等学校	青森大学と青森山田高等学校との高大連携に関する協定
26/1/29	青森市	青森大学と青森市の包括的な連携に関する協定
26/2/4	青森中央高等学校	青森大学と青森県立青森中央高等学校との高大連携 に関する協定
26/3/13	平内町	青森大学と平内町との包括的連携に関する協定
26/4/10	青森県中小企業家同友会	青森大学と青森県中小企業家同友会の連携に関する協定
26/7/12	幸畑団地連合町会	青森大学と幸畑団地連合町会の包括的な連携に関す る協定
26/7/22	青森商業高等学校	青森大学と青森県立青森商業高等学校との高大連携 に関する協定
26/8/21	青森工業高等学校	青森大学と青森県立青森工業高等学校との高大連携 に関する協定
26/9/30	特定非営利活動法人 青森県防災士会	青森大学と特定非営利活動法人青森県防災士会の包 括的な連携に関する協定
27/3/5	全国「道の駅」連絡会	「道の駅」就労体験型実習の実施に関する基本協定
27/10/6	道の駅いまべつ 国土交通省 青森河川国道事務所	青森大学と道の駅いまべつの連携の取組に関する覚書

▽道の駅いまべつ及び国土交通省青森河川国道事務所との連携の取組強化

平成27年度は新たに、道の駅いまべつ及び国土交通省青森河川国道事務所との間で、連携の取組強化に向けた覚書を締結した。

同覚書は、本学が平成27年3月に全国「道の駅」連絡会と連携して進めている就労体験型実習の一貫として締結したものである。覚書は、青森大学が実施する教育研究活動の中で道の駅いまべつにおける課題の抽出と方策の検討を行うことにより、道の駅いまべつの活性化・価値向上を図るとともに、青森大学の学生の教育等の充実を図り、地域貢献を推進することとしている。

覚書に基づき、今年度は社会学部「社会学演習Ⅴ・Ⅵ」の学生が道の駅いまべつので調査を実施した。

Ⅶ－1－②　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

この項では、本学が地域社会の機関・組織・団体と連携して行った研究・教育・社会貢献活動のうち、主なものについて紹介する（括弧内は主な連携相手）。

１）中高生の薬剤師体験セミナー（青森県教育委員会）

青森大学と青森県教育委員会の共催による「中高生の薬剤師体験セミナー」を、8 月 29 日・30 日に本学で開催した。薬学に興味を持つ県内の中学生・高校生が、薬学部での学習を体験することにより、薬学に対する理解を深め、薬剤師等への進路志望を明確にするとともに、学習意欲の向上を図ることを目的とし、今年度で 3 回目となる。

参加者は、県内の中学校・高等学校を通じて募集し、1 日目は中学生 28 名・高校生 30 名、2 日目は中学生 30 名・高校生 30 名が薬剤師の仕事を体験した。

２）高校生科学研究コンテスト（青森県教育委員会）

青森大学主催、青森県教育委員会共催、青森県高等学校文化連盟後援による「第 3 回高校生科学研究コンテスト」を、12 月 6 日（日）に本学で開催した。

このコンテストは、県内の高等学校から「サイエンス部門」「テクノロジー部門」の研究を募集し、本学教員が審査した上で優秀な研究を表彰するものである。当日は県内 9 校から、137 名の生徒（引率教員 14 名）が参加し、二つの会場を使った研究発表が行ったあと、以下の研究が表彰された。

最優秀賞：青森南高校「青く光る皆既月食の謎」
優 秀 賞：八戸高校「メロディーパイプにおける音の発生について」
　　三本木高校：「プラズマの植物栽培への利用」
ブルーリボン賞：八戸工業高校「青森県産色素増感型太陽電池の分光特性」
　　五所川原高校：「カビのキモチ　～コトバノチカラ～」
光言賞：三本木高校「学校の PC でも製作できる！？プロジェクションマッピング」
　　八戸高校「合成繊維の染色」

３）「まちづくり協議会」の設立・運営協力（青森市）

青森市との連携協定に基づき、青森市市民協働推進課が所管する「まちづくり協議会」の設立・運営に協力した。本学が会員団体として参加している「幸畑団地地区まちづくり協議会」への運営協力（次項参照）のほか、他地域のまちづくり協議会の設立・人材育成・交流を目的として 8 月 20 日に開催された「平成 27 年度青森市まちづくり協議会懇談会」に教員を派遣した。

４）「幸畑団地地区まちづくり協議会」への参加（青森市・幸畑団地連合町会）

青森市及び幸畑団地連合町会との連携協定に基づき、青森大学が会員団体として参加、役員を派遣している「幸畑団地地区まちづくり協議会」の活動に本学学生・教職員が参加・協力した。また、各種イベント・会議の会場として大学施設を活用した。幸畑団地地区ま

ちづくり協議会の平成 27 年度の主な活動は以下の通りである。

・5 月 17 日　「わくわく GOMI 拾い大会」開催（青森市スポーツ公園「わくわく広場」）

・5 月 29～30 日　幸畑舞台「青銀幸畑出張所木村所長のオレオレ詐欺事件ファイル」上演(於・幸畑福祉館、青森銀行幸畑出張所・青森大学演劇団「健康」と共催)

・7 月～2 月　「平成 27 年度青森市移住・交流地域活性化モデル事業」の実施団体として、幸畑団地内の空き家を借りあげ、交流ハウス「安住増し家(あずましや)」として運用。お試し居住体験・イベント開催・集会利用等に活用

・7 月 15 日　「安住増し家」会合において、地域防災や空き家問題について意見交換

・8 月 30 日　「幸畑ヒルズねぶた祭」開催

・10 月 10～11 日「幸畑文化祭」開催(大学祭において会場提供)

・12 月 23～25 日「幸畑ヒルズサンタ隊」開催（

・1 月 14 日　青森県防災消防課による「消防団出前授業 in 青森大学」に住民が参加

・2 月 14 日　「幸畑ヒルズスノーフェスティバル」開催（会場：青森大学)

５）「青森市まちなかフィールドスタディ支援事業」への参加（青森市)

青森市が、市内の大学および学生との連携を強化するため、サークル等の学生団体が中心市街地で行う自主的な活動の経費の一部を支援する「まちなかフィールドスタディ支援事業」に、本学からは以下の 3 件が採択され、学生の視点による中心市街地活性化のための活動を実施した。

・「めざせ！　鍋横綱コンテスト　まちなか巡業」(平成 28 年 2 月 7 日、新町キューブ)

・「高齢者や障がい者が買い物しやすい街づくり事業～教えてください、あなたの『便利』を～」(平成 28 年 2 月 7 日、新町キューブ)

・「青薬すこやか健康セミナー」（平成 28 年 3 月 6 日、新町 1-9-22 旧村上薬局)

６）広報広聴活動への参加・協力（青森市)

青森市が実施した「まちづくり政策形成市民懇談会」に学生を派遣した（8 月 8 日、青森公立大学)。

７）「道の駅なみおか」における就労体験型実習（全国「道の駅」連絡会)

全国「道の駅」連絡会との協定に基づき、道の駅での就労体験型実習への参加者を募集し、道の駅側とのマッチングの結果、「道の駅なみおか」において学生 1 名が就労体験型実習を実施した（8 月 4～10 日、25～31 日)。

８）「学校スポーツ応援事業」への協力（青森市)

青森市教育委員会文化スポーツ振興課が実施した「学校スポーツ応援事業」の一貫とし

て、青森市立横内小学校に硬式野球部員を派遣し、同小の野球部員にトレーニング方法等を指導した（平成 28 年 2 月 10 日）。

９）「ひらないのお月見」開催（平内町）

平内町との連携協定にもとづき、平内町の魅力を発掘するとともに、町内外の交流を活発化させる「若者ネットワークづくり」事業の一環として、「第 1 回ひらないのお月見」を 9 月 29 日、平内町の浅所海岸と旧浅所小学校で開催した。

このイベントは青森大学の教職員・学生や平内町民で構成する実行委員会が主催したもので、青い森鉄道の運営協力も得ている。会場には町内や青森市、東北町、弘前市、さらに岩手県などから 30 人ほどが参加し、台湾やモンゴルから青森大学へ留学中の学生たちも参加した。

１０）「青森地域フォーラム」開催（青森市・平内町）

青森大学と青森市、平内町及び関連団体等が連携して行っている事業の成果を報告し、今後の展望などについて議論を深めることを目的として、平成 28 年 2 月 20 日、青森市中央市民センター講堂において、「第 3 回青森地域フォーラム～まちと自然がつむぐ未来～」を開催した。

青森市・平内町で展開されている地域貢献活動の紹介のほか、青森学術文化財団の助成受けて実施された、「陸奥湾を回遊するイルカの生態」「東北・北海道新幹線の行方」「本県光学産業における現状と課題」などの研究成果を発表した。

１１）「高校生の薬剤師体験セミナー」開催（秋田県大館市）

7 月 25 日（土）、秋田県大館市との共催による「中高生薬剤師体験セミナー」を、青森大学で開催した。秋田県には薬剤師養成機関がなく、青森県唯一の薬剤師養成機関としての青森大学と大館市との共催によるセミナーを、平成 26 年度より開催している。当日は大館市内の中学生 15 名、高校生 8 名の参加があり、実験や調剤体験、現役薬剤師との座談会を行った。

１２）「道の駅なみおか」における就労体験型実習（全国「道の駅」連絡会）

全国「道の駅」連絡会との協定に基づき、道の駅での就労体験型実習への参加者を募集し、道の駅側とのマッチングの結果、「道の駅なみおか」において学生 1 名が就労体験型実習を実施した（8 月 4～10 日、25～31 日）。

１３）平成 27 年度青森大学教育・研究プロジェクト

青森大学では平成 27 年度より、教育改革部門及び研究推進部門について、本学の教育研究等の魅力向上に資する内容のプロジェクトを本学教職員より募集し、採択されたプロジェクトに補助金を交付している。本年度は、地域社会と連携して行う教育・研究活動として、以下のプロジェクトが教育改革部門で採択された。

・対人援助スキル向上のための実践的研究～アクティブラーニングを通して～（代表者：藤林正雄）

・「青森大学発 大学生の大学生による地域のための活性化コンテスト（仮)」を通じた地域貢献と専門的能力の育成プログラムー高大連携も視野にー（代表者：堀籠　崇)
・幸畑舞台プロジェクト(代表者：萱森由介)
・遠隔地の自治体等に対する地域貢献活動の課題摘出ならびに改善案の検討（代表者：櫛引素夫)
・薬学部・社会学部合同教育研究プロジェクト：第 2 回オレンジ文化祭（認知症の方々の作品展示会）(代表者：大上哲也)

(2) 現状の評価

地域社会との包括的な連携・協力関係を強化する取り組みについては、主要な機関・組織・団体との連携協定締結の動きが一段落し、今年度は個別の連携・協力事業がさまざまな分野・テーマで展開された。また、「地域貢献演習」など、教育課程における地域貢献関連科目の運用が本格化したこともあり、地域貢献活動に学生の積極的な参加が見られるようになった。

(3) 将来の展望

地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動は、質・量とともに充実してきている。今後は、青森県などとの連携・協力関係をさらに強化すること、地域と連携した活動の教育的効果を拡大させることなど、複数の学部が連携し、総合大学としての特長を活かした地域貢献活動に取り組む。

Ⅶ－2　生涯学習活動

(1) Ⅶ－2 の現状

Ⅶ－2－①　生涯学習事業の開催について

青森大学が主催して実施している生涯学習活動としては、青森大学オープンカレッジ、青森大学公開講座、学びの森市民セミナーがある。

１）青森大学オープンカレッジ

青森山田学園創始者である山田きみは、学校教育とともに家庭教育と社会教育に力を注ぎ、女性の教養講座を発端に地域の生涯学習にも貢献した。昭和 52 年には本格的な生涯学習を推進する機関として「青森大学文化センター」を発足させ、平成 2 年以降は本格的な生涯学習の常設機関である「青森大学オープンカレッジ」として、大学の研究・教育の成果を広く一般に公開してきた。

平成 27 年度は、組織の縮小等に伴って、他の組織による代替教室が既に市内にあって必ずしも本カレッジの講座でなくとも受講が可能な 2 コースを休講とし､6 コースを開講した。各コースの開催状況は表１５のとおりである。

表１５　オープンカレッジの開講状況

	コース名	期間	開催回数	参加者
1	市民大学講座	4 月～7 月	20 回+特別 2 回	846 名
2	大自然トレッキング	5 月～10 月	5 回	111 名
3	みちのく散歩道	6 月～9 月	4 回+特別 2 回	118 名
4	夏休み植物の不思議観察会	8 月	1 回	8 名
5	スキー大学	28 年 1 月～2 月	5 回	32 名
6	春のスノーシュー教室	28 年 3 月	1 回	6 名

２）青森大学公開講座・まちなかキャンパス

昨年に続き、連携協定を締結した青森商工会議所との連携事業として、「まちなかキャンパス」を実施した。本事業は、大学の公開講座を中心市街地の公的施設を会場に開催するもので､連携協定を締結した 5 大学がそれぞれ取り組んでいる｡次に示す 2 回を実施した。

・和合亮一氏 講演会「福島に生きる、福島を生きる―大震災後の福島の現状と詩の朗読―」5 月 31 日、アピオあおもりイベントホール（主催：青森大学、青森いのちのネットワーク。共催：青森商工会議所)

・シンポジウム「青森ねぶた祭の問題と将来 2015～地域ねぶたの現在～」9 月 28 日、新町キューブ・グランパレ

３）学びの森市民セミナー

青森明の星短期大学との連携による「学びの森市民セミナー」の第 5 回を本学で、第 6 回を青森明の星短期大学で開催した。このセミナーは春と秋の 2 回お互いのキャンパスで交互に開催し、両校の学生が相互に訪問し合い連携を深めるとともに、地域住民の生涯学習にも貢献することを目的に開催している。

・第 5 回(5 月 23 日)「アレルギーと薬―花粉症の話―」講師：平澤典保氏（東北大学)

・第 6 回（10 月 24 日)「美の世界に誘う」講師：鷹山ひばり氏（鷹山宇一記念美術館)

Ⅶ－2－②　地域で開催される生涯学習活動への協力について

本学は、大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学になることを目指し、各地の小学校、中学校、高等学校、社会教育団体、商工・経済団体、地域社会グループ・サークル等が主催する研修会、講演会、学習会に、講師を派遣する事業を行っている。本学教員が講義可能な題目等を事前登録してホームページ等に掲載し、講師派遣を依頼された場合には原則無料(青森市外への派遣の場合は、交通費実費）で出張講義を行っている。

平成 27 年度の出張講義の開講回数は 32 回､派遣教員は 13 名､依頼機関 23 機関である。

(2) 現状の評価

本学の生涯学習活動は、オープンカレッジ、公開講座、学びの森市民セミナーの開催、

出張講義の派遣を継続し、着実な実績を積み上げてきていると評価できる。

(3) 将来の展望

今後も引き続き事業を継続し、生涯学習の実績を積み上げていく。オープンカレッジについては、参加者からの評価が高い一方、参加者の高齢化や類似事業との競合、担当者の負担増などが課題として指摘されており、本学の特長を活かしつつ地域社会の期待に応えるよう、さらに努力する。

Ⅶ－3　大学施設の開放

(1) Ⅶ－3 の現状

Ⅶ－3－①　大学施設の積極的な開放について

１）図書館の一般開放

事前の連絡などは必要なく、利用の手続きをカウンターに申し出て、利用票に記入すれば所蔵資料を閲覧できる。貸出については、運転免許証など名前が確認できれば可能である。平成２７年度は５５人の一般社会人が利用している。

２）幸畑地区まちづくり協議会との連携

積極的に施設の貸出を行っている。具体的には、中庭及び体育館を中心にスノーフェスティバルやフリーマーケット、夏休みラジオ体操、合同避難訓練、ねぶた制作・運行などを行っており、地域との連携を強めている。

３）施設の外部貸出

体育館及び教室の貸出については、公的団体などに積極的に貸出を行っている。体育館については、中体連卓球大会やバトミントン大会、バスケットボール大会など２６種３６日の開放、教室は宅地建物取引主任者資格試験など１９種２６日間の開放をしており、地域貢献の一助を担っている。

(2) 現状の評価

本学の大学施設の開放は、図書館、体育館を中心に行われており、社会に開かれた大学として地域に浸透しつつあると評価できる。

(3) 将来の展望

図書館の一般開放については、大学図書館という性質上、学術研究を目的とした専門書が中心であり、学術書を中心に専門性を生かした取り組みで貢献する。

Ⅶ－4　社会人の受入れ

(1) Ⅶ－4 の現状

Ⅶ－4－①　社会人の積極的な受入れについて

本学では「社会人特別入学試験」を実施している。高等学校などを卒業後、社会人としての経験があり、新しい知識や技術について学び直したい、また人生をさらに豊かにするために、生涯学習を続けたい社会人の方を対象に実施している。大学などを卒業している方については、編入入試も認める場合もある。地域密着型の大学として、貢献をしている。平成２８年度は３人の社会人がこの制度を利用して入学している。

(2) 現状の評価

本学の社会人受け入れに関しては、不十分なものであると言わざるを得ない。大学の魅力を社会に広く発信し、社会人の受け入れに努める。

(3) 将来の展望

本学は社会人の受け入れに力を注いでいるものの、入学者実績としては不十分である。広報・宣伝活動を積極的に行うとともに、各学部の専門性、独自性を高めることで入学者増につなげる。

Ⅶ－5　学内体制・環境の整備

(1) Ⅶ－5 の現状

Ⅶ－5－①　学内組織体制の整備について

本項では、「地域とともに生きる大学」の実現に向けた、学内組織体制について報告する。

青森大学では、地域貢献に関する事項を審議することを目的として、平成 24 年度より地域貢献委員会が設置されている。委員会は、次の委員をもって組織されている (地域貢献委員会規程 第 3 条)。

（１）学長
（２）法人本部長
（３）学長補佐
（４）研究科長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長
（５）付属総合研究所長、オープンカレッジ所長
（６）事務局長、教務課長、学生課長、図書館課長
（７）各学部から学長が指名する２名以内の教員

同委員会の目的を円滑かつ適切に達成するため、地域貢献センターが置かれ、次の事業を実施している (青森大学地域貢献センター規程 第 3 条)。

(1) 地域貢献活動に関する総合的な企画調整
(2) 地域貢献活動に関する相談窓口の設置及び運営
(3) 地域貢献活動に関する情報の収集及び発信
(4) 地域貢献活動を促進するための普及啓発
(5) その他地域貢献センターの目的に合致すると認められる事業

「地域貢献センター規程」については、平成 26 年 4 月 7 日に改定を行い、非常勤コーディネータとして同年 4 月から新山和子氏を雇用した。また、センター長・コーディネータ・事務職員による打合せを週 1 回程度実施している。

Ⅶ－5－②　学生・教職員に向けた普及啓発について

１）地域貢献賞

地域貢献賞は、青森大学の基本理念である「大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となる」ことを具現化し、他の学生の模範となる個人又は団体を表彰することを目的として平成 25 年度に創設された。

平成 27 年度は以下の 8 団体を表彰した（表彰式は平成 28 年 4 月 27 日に実施)。

・最優秀賞：新体操を活かした地域貢献活動（新体操部）
・優秀賞：「だまされないための」寸劇付き派遣講座（学生ボランティア集団 NFNC）
・優秀賞：大学生観光まちづくりコンテスト（沼田ゼミナール）
・奨励賞：一般公開講座：日本認知症学会サテライトプログラム（大上研究室）
・奨励賞：地域の認知症啓発活動「青森オレンジ文化祭」（大上研究室）
・奨励賞：大学生観光まちづくりコンテスト 2015 青森ステージ参加（チーム FUN+）
・奨励賞：大学生観光まちづくりコンテスト 2015 青森ステージ参加（西目屋村活性化プロジェクト）
・奨励賞：大学生観光まちづくりコンテスト参加プラン（櫛田チーム）

２）「地域貢献・ボランティア講座」(愛称：ちょこボラ cafe)

地域貢献活動やボランティア活動に関心を持つ学生と学内外の活動団体・個人との交流、及び学生相互の交流を通じ、地域貢献活動やボランティア活動への学生の主体的な参加を促進することを目的とした「地域貢献・ボランティア講座」(愛称：ちょこボラ cafe）を本学学習支援センター「集いのスペース」で開催した。本講座は地域貢献センターと学習支援センターとの共催により、平成 25 年度より実施しているものである。

平成 27 年度は次に示す日程・内容で計 8 回を開催した。

・4 月 24 日「就職活動をより良いものにするための大学生による活動について」
・5 月 29 日「東日本大震災被災地視察報告」
・6 月 26 日「日本の伝統文化『いけばな』に触れてみましょう」
・7 月 17 日「『お琴』を通じて国際貢献している宮野さんによるヨーロッパ演奏旅行の紹介や『お琴』の演奏、参加者による『お琴』の体験」

・9 月 25 日「『大学生観光まちづくりコンテスト青森ステージ』での発表を通して、地域が抱える課題を一緒に考えてみたい」
・10 月 30 日「メンタルフレンドや BBS 活動の紹介を通して、児童の健全育成を一緒に考えてみたい」
・11 月 27 日「『モンゴル文化』に触れてみましょう」
・12 月 18 日「『台湾と日本の違い』を紹介したあと、台湾の遊びや歌などを発表」

Ⅶ－5－③　情報の収集と発信について

情報の収集については、地域連携を締結した自治体、公共団体との様々な連携活動を通じて、地域のニーズを把握し、情報を収集している。

情報の発信については、各種の連携活動について広報活動を行い、メディアでも PR すると共に、連携自治体の広報を通じた PR にも努めている。また、大学の PR 媒体である「大学ニュース」、大学 HP で地域貢献活動を PR している。

(2) 現状の評価

地域貢献を総合的に調整する学内組織体制は整備されている。同センターは本学の様々な地域貢献活動に関する調整や内外からの地域貢献に関する問い合わせや要請に応え、支援を行っている。一方で、学内と学外とを結ぶ結節点および調整機能に関しては、改善の余地がある。

数年前に比べると、学内外で多様な地域貢献の取り組みには目を見張るものがあるが、活動をさらに広げ、貢献の質を深めるために、現状に満足すること無く、より一層の学生、教職員に対する啓発が求められる。そのための新たな方策を検討する。

地域貢献に関する情報収集、情報発信は、以前に比べ、格段の進捗を見せているが、学内外でインターネットや新たな媒体の利用、開発を進め、一層の情報収集、発信方法を探索する。

(3) 将来の展望

地域貢献センターが総合的な企画を立て、地域貢献活動をリードする役割は、十分に果たせてはいない。同センターにはどの程度、どの範囲の企画が可能か、検討していく。

地域貢献の活動をさらに広げ、貢献の質を深めるために、現状に満足すること無く、より一層の学生、教職員に対する啓発が求められる。そのための新たな方策を検討する。

地域貢献に関する情報収集、情報発信は、以前に比べ、格段の進捗を見せているが、学内外でインターネットや新たな媒体の利用、開発を進め、一層の情報収集、発信方法を探索する。

Ⅶ. 地域とともに生きる大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来

への展望を含む）

本学の地域とともに生きる大学としての諸活動は、質、量ともに充実してきている。また、本活動に参画する教職員数も顕著に増加している。また何より、青森市、平内町を中心とする関係自治体、青森商工会議所や中小企業家同友会などの関係諸団体、地域住民との連携がより強化されつつある。

青森大学教育・研究プロジェクト、青森市フィールドスタディー助成事業への参画に代表されるように、研究・教育・社会貢献活動を連動させる試みも成果があがりつつある。こうした活動をさらに活発化させ、活動をバックアップしていく体制をより強固なものにしていく。さらに、本学の情報収集力を高め、本学が有する知見を地域課題に対して有効活用する。

Ⅷ．学生中心の大学

Ⅷ－1　方針・学習支援センター

（1）Ⅷ－1 の現状

Ⅷ－1－①　方針について

「学生中心の大学」は、崎谷学長が平成 25 年度に提唱したもので、前章の「地域とともに生きる大学」とともに、本学が掲げる二つの大きな方針である。提唱以来、様々な機会に「学生中心の大学」が取り上げられており、カリキュラム改善や学修環境整備の指針として用いられているとともに、教職員全体への浸透が進んでいる。

教職員間の共有を図る機会として、平成 27 年度も 2 度の教職員研修会において、「学生中心の大学」の実現・強化に向け、主体的な能力を引き出す教育課程や、「高大接続」における意義などが扱われた。夏季教職員研修会「学生の主体的な能力を引き出すためのアクティブ・ラーニングの在り方」では、「学生中心の大学」づくりに不可欠な学生の主体性を引き出す本学のアクティブ・ラーニングの取組みに関して、高大接続・地域との連携の中での位置づけや、事例報告などが行われた。また、冬季教職員研修会「青森大学の未来像 －地域とともに未来を切り拓いていくために－」では、学長提言「青森大学の未来像を描き、地域とともに未来を拓く大学を築いていくために」の中で本学の未来像における「学生中心の大学」の位置づけが示されるとともに、高大接続を強化する活動との関わりが示された。

この方針を推進する組織として、規程に「『学生中心の大学』としての青森大学の教育機能の高度化」を謳っている学習支援センター（平成 25 年 9 月設立）と、教学改革タスクフォース（平成 26 年 4 月発足）があり、どちらも学長が主導している。教学改革タスクフォースでは、12 月に「教学体制の改善は、就職支援や学生募集とも連関しており、学内諸委員会や各学部と協力して大学全体としての方向づけを行う」ことが確認され、基礎スタンダード科目群の改善に向けた活動を優先的に行うこととした。

Ⅷ－1－②　学習支援センターについて

学習支援センターは、「学生中心の大学」としての本学の教育機能の高度化を図るべく、平成25年7月に設置が決まり、同年9月に規程を策定して10月に運営委員会とセンター会議を順次開催し、活動を開始した。開設の目的は、学生の便宜を図ることだけではなく、教職員が学生の学習を支援する活動を通して、学習支援のノウハウを蓄積・共有して、本学の教育力をさらに高めることである。

平成27年度は、6月2日に第1回運営委員会を開催し、次の7事業を行うこととした。また、運営委員会終了後にただちに行った第1回センター会議において各事業の担当センター員を確定し、活動を開始した。

・学習相談窓口の設置
・IRの推進
・基礎演習向け「共通テキスト」の改訂
・ミニセミナーの実施
・熟議・ワークショップの実施
・教務委員会・FD委員会・学生委員会等との共同事業
・「集いのスペース」の運営

なお、IRの推進は、前年度8月には、教学面でのインスティテューショナル・リサーチ（以下、IR）機能を拡充させるために学習支援センター内に新たに設けた「IR推進室」が担当するものである。上記のうち、主な事業の活動内容の詳細を、以降のⅧ－２とⅧ－３で述べる。

さらに、学習支援センターにおける教職協働の仕組みをさらに促進するため、従来はセンター長、副センター長、教務委員長、FD副委員長、学生委員長、各学部の教務委員とすべて教員で構成されていた運営委員に対して、事務職員として教務課長を加え、センターの活動方針策定などにも事務局が参画できるようにした。

（2）現状の評価

平成 25 年度に掲げた「学生中心の大学をつくる」という方針に基づき、平成 26 年度に行った学長ガバナンスの強化や新たな組織整備が行われた。従来より実施してきた教職員研修会での意識共有に加えて、教職員が「青森大学ルネッサンス」の考え方をいつでも確認できるよう、これまで大学ニュースで学長が示してきた文章を一つの冊子にまとめて全教職員に配布した。

「教学改革タスクフォース」では、平成 27 年度の青森大学基礎スタンダードでチーム・ティーチングを行う科目を対象に、前年度に引き続き「科目コーディネータ」の教員を割り当て、翌年度の授業内容検討や担当教員の調整を行うことができた。

また、「学習支援センター」は、学習相談窓口の設置や「集いのスペース」の運営は当初の計画よりも活動成果が少なかった一方、その他の事業は学内他組織との連携を強化し

つつ、堅実に活動を行った。学習支援センターでは、活動の効率化とセンター活動への学生スタッフの参画が課題となっている。

(3) 将来の展望

変化が激しく、個々の能力が大きく問われる社会状況においては、学生一人ひとりが変化に対応できる実践力を身に付けることが重要であり、今後も、本学では、学生を中心に据え、学生の目線に立って、学生が真の力を身に付けていけるよう、教育の内容や質を向上させる。そのためには、今後も「学生中心の大学」という方針の具体化・運用体制の整備・カリキュラムや授業の改善・課外活動の充実・学修体制の整備等に、着実に取り組む。

来年度以降も、教学改革タスクフォースや学習支援センターの活動を、学長ガバナンスの徹底を図りつつ、教職員の理解と協力を得ながら着実に進めていく計画である。その際には、学内のみに目を向けることなく、高大接続や地域との連携との接続も視野に入れ、取組みを進める。

Ⅷ－2　教学面での IR の推進

(1) Ⅷ－2 の現状

Ⅷ－2－①　教学 IR の推進について

Ⅷ－１－②で述べたとおり、前年度より、学習支援センター内に「IR 推進室」を設置し、副センター長を室長とするメンバーで活動を行った。前年度を踏襲し、IR 推進室の活動は次の三つを目的として①技術的分析（事実や情報の収集や基礎的統計調査)、②重要点や問題の発見、③大学像や学生の育成像への文脈化を段階的に進めていくこととした。

１）教育改革の成果確認
基礎スタンダード、各学部カリキュラム、FD 等を対象に、調査・集約・分析を行う
２）学生生活支援の充実
入試と成績評価、入試と資格取得、学生支援体制（学習支援センター、事務局等）や施設・設備の現状を調査し、集約分析する
３）外部評価への対応、学外への発信
自己点検評価のエビデンスや、大学ポートレートへの記載等、学外からの評価の観点でデータを集約し、分析する

今年度は、１）と２）に関して、「学修時間・学修行動調査」（前期終了時と後期終了時の２回）と、地域貢献センターと共同で教員・職員・学生向けの「地域貢献アンケート」を実施した。

Ⅷ－2－②　学修時間・学修行動調査について

学修時間・学修行動調査は、前年度までと同じ設問項目で、複数学部・複数学年の抽出調査形式で実施し、前期終了時は 299 名、後期終了時は 151 名の回答を得た。調査結果の集計・分析を、現在進めている。「地域貢献アンケート」は、地域貢献活動の経験・内容や本学の地域貢献活動に対する考え方を問うもので、教職員 39 名と学生 445 名から回答を得て、集計・分析が行われた。

(2) 現状の評価

教学面の IR 機能を強化すべく、学習支援センター内に設置した IR 推進室において、調査に取り組むことができた。とくに、地域貢献センターと共同で調査を実施するなど、これまで学内縦割りで行ってきた活動の連携に向けた実績を作ることができた。

一方で、IR 推進室の目的に掲げた「学部評価への対応、学外への発信」には着手できなかったことを含め、全体として教学 IR 機能面での前進は微かなものに留まった。

原因として、IR 推進室の活動を行うための人的資源が限られてしまったことと、教育活動や学外の発信のための評価の仕組みが不足していることが考えられる。

(3) 将来の展望

PDCA サイクルに基づき、本学の教学面の機能を着実に改善させていくためにも、学内外の関連する情報の収集・分析を通じた、改善の方向性・項目の設定（Plan）や、アンケート等の調査に基づいた状況把握（Check）を中心とする IR 活動を、今後も継続させる。

具体的には、教育活動などの評価指標整備を進めるとともに、次のような活動を行う計画とする。

・今年度の振返りをもとにした、IR 活動の目標の再設定
・学生や教職員向けの調査
・学内各部局で行われている調査の把握、及び結果集約
・他大学や国内外の高等教育施策等の把握、及び結果集約

Ⅷ－3　学修環境の整備

(1) Ⅷ－3 の現状

Ⅷ－3－①　アクティブ・ラーニング推進の施設・設備の改善について

本学では、授業や演習、及び授業外でのアクティブ・ラーニングを推進するため、一昨年度は「集いのスペース」を、昨年度は「アクティブ・ラーニング教室」などを整備してきた。これらの施設は、文部科学省の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」への申請・採択を経て、整備したものである。

今年度も、同事業への申請・採択を経て、図書館内に「ラーニングスペース」を設けた。

ここには、昨年度と同様に教員と学生などが効率的に情報発信や意見交換を行えるよう、1セットずつ可動式の机・いすを設置し、新たな設備として電子黒板を設置した。本年度3月に設備などの設置が完了し、3月28日に教職員と対象とした設備の利用方法説明会を実施するとともに、3月21日には立上げイベントとして、「グループディスカッション演習」を開催した。

来年度からは、上記の目的に沿うよう、基礎スタンダード科目や専門科目におけるグループワークなどに、これまでの設備に加えて、本設備を活用する予定である。

Ⅷ－3－②　学習相談窓口について

学習支援センターの事業の一つとして、昨年度に引き続き、学習相談窓口を開設した。ただし、人的資源が限られてしまい、開設回数は5月25日と27日の2回、相談件数は1件に留まった。相談内容は、就職活動対策に関するものであった。窓口対応は、昨年度と同様、センター員が分担して行った。昨年度来の懸案であった相談担当者としてのスキルを向上させるための研修や、学生スタッフの参画は、今年度も実現できなかった。

Ⅷ－3－③　学生参加の場づくりについて

学習支援センターの活動として、学内の他組織（地域貢献センター、各学部、諸委員会等）と連携し、学内活動への学生参加を促す取組を行った。ここでは、「ミニセミナーの実施」、「熟議・ワークショップの実施」について説明する。

一つ目のミニセミナーは、学生が自身の体験を他の学生に伝える等、気軽に情報伝達や共有を行う場として実施しているものである。

昨年度に続き、今年度もキャリア醸成や就職支援に関するテーマがほとんどであった。10月から12月にかけて内定を得た学生が講師を務める合計6回のミニセミナーを開催、2、3年生が参加した。これらのセミナーでは、社会学部とソフトウェア情報学部の4年生が講師を務め、福祉・医療施設やIT企業などへの就活体験や心構えを解説した。

・第 1 回（10 月 29 日）「福祉施設への就職活動」（講師：社会学部 4 年生）
・第 2 回（11 月 5 日）「(タイトル未定)」（講師：社会学部 4 年生）
・第 3 回（11 月 12 日）「就職活動の進め方 －福祉関係の病院への就職－」（講師：社会学部 4 年生）
・第 4 回（11 月 26 日）「東京における IT 企業への就活」（講師：ソフトウェア情報学部 4 年生）
・第 5 回（12 月 3 日）「食品関係企業への就活」（講師：社会学部 4 年生）
・第 6 回（12 月 10 日）「福祉施設への就活」（講師：社会学部 4 年生）

二つ目の熟議・ワークショップでは、本学が志向する「学生中心の大学」と「地域とともに生きる大学」へとつなげるために、学部や学年をまたいだ学生同士の議論・交流の場を持った。

・地域貢献センターと共同で、ボランティア活動に携わる学内外の人々を講師に「ちょこボラ Cafe」をほぼ月 1 回のペース（毎月最終金曜日の 5 限目）で実施した。
・就職活動・実習・インターンシップなどの学外活動に役立ててもらうべく、NPO 法人「プラットフォームあおもり」との共同主催・就職課と就職委員会との共催で、7 月 24 日に第 1 回「女子 Cafe」を実施し 22 名が参加した。当日は、マロミ化粧品店の鳴海氏を講師にお招きし、メイクデモンストレーションとワーク、およびメイクお悩みカフェを開催した。

Ⅷ－3－④　学修環境の IT 化推進について

平成25年度に立ち上げ、教員参加拡大のための勉強会を実施した、オープンソースの学習支援システムMoodleの利用を、今年度も継続した。

（2）現状の評価

アクティブ・ラーニング推進のための施設・設備に関しては、一昨年度の「集いのスペース」、昨年度の「アクティブ・ラーニング教室」に加えて、図書館内「ラーニングスペース」を整備した。このように設備を拡充しており、アクティブ・ラーニングの機会・環境とも着実に増加・拡大している。ただし、集いのスペースの運用は、とくに授業外での利用においては「地域貢献センター」に委ねる結果となってしまった。

学習相談窓口の開設は、年間で 2 回、相談件数は 1 件と不十分なものになってしまった。一方で学内の教務（履修、授業内容の理解）や学生生活（学生同士の関係、経済面での相談）で問題を抱えてしまう学生も見受けられることから、窓口の周知や相談しやすい雰囲気構築等、改善すべき部分も多い。今後は、学内で行われている他の相談体制（カウンセリング、オフィスアワー制度）とともに、より効果的に学生達を支える仕組みの整備を行う必要があると考えられる。

学生参加の場づくりに関しては、学習支援センター員の教職員が企画・運営したセミナー・議論や交流の場に多くの学生を参加させることができた。しかし、学習支援センターで計画していた、学習相談窓口の学生相談員の養成には、今回も着手することはできなかった。

学修環境の IT 化推進に関しては、学習支援システムを利用継続するに留まり、あまり前進は見られなかった。

全体的に、学修環境の整備に関しては、施設・設備等のハードウェア面においては、着実に進展している。その一方で、学習支援センター員が、（他の学務を含めて）時間を確保するのがますます困難になっており、昨年度に続き、施設・設備の運営やシステムの利用拡大等のソフトウェア面での滞りが露わになった。

(3) 将来の展望

アクティブ・ラーニング推進のための施設・設備に関しては、より多くの授業や地域と関わる活動へのアクティブ・ラーニング導入を計画していることから、ハードウェア・ソフトウェア両面での整備を進める。

学習相談窓口に関しても、教務や学生生活の面で問題を抱えた学生も一定数見られることから、オフィスアワー制度との連動等も視野に入れて、改善を進める。

学生参加の場づくりは、今年度は、昨年度より立ち上げた主体的な学生の参画の取組を継続することができた。来年度も、より多くの学生の参画を得られるよう、学生同士の協力・連携の仕組みを充実させたい。

学修環境のIT化に関しては、学習支援システムを活用した課題提示を引き続き継続し、利用する教員の増加に努めたい。また、授業での学生の理解度を本人や担当教員が確認するための学習ポートフォリオの作成・振返りや、IR活動の一部としてのアンケート調査の実施のIT化を進めて効率化を図り、教員が授業改善等の教育・研究活動にかける時間をより多く確保できるよう務める。

Ⅷ. 学生中心の大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

「学生中心の大学」としての本学の機能強化は、教職員のみならず学生の参画も含めて、本学構成員全体で取り組むべき活動であり、学習支援センターがその活動を推進する役割を担っている。また、教学改革タスクフォースが、カリキュラムとの接続、教員の教育スキル向上、事務局の機能強化、学生募集との連結、IRの導入等、土台づくりや本学の他機能と接続させる構造となっている。ここでは学習支援センターの活動を中心に現状と今後の展望を述べる。

昨年度は、学生インタビュアーの養成や女子Caféでの意見取りまとめなどの学生参画の動きと、教員同士・職員同士、教員と職員が一組で学生相談窓口を担当するなどによる目に見える形での教職協働の意識向上を図ることができた。今年度は、これらは維持・減退してしまったが、代わりに「地域貢献アンケート」や「女子Cafe」など、学内・学外の他組織と連携した取組を強化することができた。また、新入生向けの共通テキスト「必携 学びの道しるべ」の改訂など、教育活動の改善を行い、青森大学ルネッサンスの進展につながる具体化する活動を行うことができた。

その一方で、「学生中心の大学」の方針や強化に向けた活動計画の整備不足、学習支援センターの活動に関わる教職員の負担増という二つの課題が昨年度に引き続き障壁となった。

これら二つの課題は連環しており、前者の方針・活動計画が不足しているために教職員が手探りで活動を進めなくてはならない状況と、後者の、教職員が他の学務との掛持ちとなっていて方針・活動計画の検討を始めとしたセンターの活動になかなか時間を確保することができない状況がある。

これらの課題に対しては、今年度も解消・軽減に向けて取り組んだが、来年度も、今年度の知見を踏まえつつ別の切り口からアプローチするなど、解消・軽減に取り組む。具体

的には、学生の相談対応に関して学内各所で行われている活動の実態調査と集約、学内各所で行われている調査の整理と集約、さらには学習支援センターのセンター員が他に取り組んでいる活動（地域活動への学生の参画強化、資格取得支援、就職・進学支援、留学生支援、国際化の推進、ITの活用、アクティブ・ラーニング推進設備の利活用推進など）を通じた他委員会・組織との連携などを行い、限られた教職員の人的資源を有効に活用し、「学生中心の大学」の機能向上をより推進する配慮・工夫を行う。

Ⅸ．　研究活動の活性化と教育

Ⅸ－１　研究推進の基盤整備

（1）Ⅸ－1 の現状

Ⅸ－1－①　研究活動の活性化について

教員の研究成果は、主として各分野の学術誌に加えて「青森大学付属総合研究所紀要」（後述Ⅸ－２）、「青森大学研究紀要」(平成 24 年度まで「青森大学・短期大学研究紀要」)に発表される。「青森大学研究紀要」は、毎年３回発行されており、平成 27 年度末で通巻 124 号となっている。この紀要は、学部の教員と学生代表から構成される「青森大学学術研究会」が発行している。また、各学部においては、教員研究発表会や学生研究発表大会（卒業論文や実習の発表）が実施されるなど、各分野において教員や学生による研究発表会を公開で開催しているので、教員は他学部の教員や学生の研究成果を知ることができる。これを基にして、学内でしばしば共同研究グループが組まれる。

また、本学では「青森大学ニュース」を毎年２回発行している。このニュースには教員の教育研究活動が掲載されており、青森大学の教員・事務職員全員と後援会員（学生保護者）に広く配布され、大学ホームページにおいて公開される。したがって、教員の教育研究活動は、学内外に公表されている。

昨年度に続き、平成 27 年度も、学長裁量経費による「青森大学教育研究プロジェクト」が、本学教職員を対象に公募された。公募されたのは教育改革プロジェクトと研究推進プロジェクトの 2 部門である。公募要領は以下のとおりである。

１．募集対象となるプロジェクト

次の二つの部門について、本学の教育研究等の魅力向上に資する内容のプロジェクトを募集する。

・教育改革部門

・研究推進部門

２．対象となる者

青森大学教職員。個人又はグループ（代表者を定める）により応募できる。

３．期間

平成27年度中に完成するプロジェクト。

４．補助金額

1件あたり概ね20～50万円程度とする。

５．応募方法

別紙の応募用紙に記入の上、提出窓口（事務局総務課）に提出するものとする。

６．プロジェクトの選定

１）応募があったものから随時審査し、選定する。

２）認められたプロジェクト担当者は、認められた補助額の範囲内において、経費支出の手続きをとるものとする。

３）プロジェクト担当者は、学長からの求めに応じ、進捗状況を報告し、また終了したときは報告書を提出しなければならない。

７．プロジェクトに要する経費は、予算に措置された学長裁量経費又は青森大学ルネッサンス基金の中から支出するものとする。

公募の結果、13 件の申請があり、審査の結果、教育改革部門 6 件、研究推進部門 2 件の計 8 件が採択された。採択された教育研究プロジェクトは表１６のとおりである。

表１６　平成 27 年度青森大学教育研究プロジェクト

教育改革部門				
1	プロジェクト名	対人援助スキル向上のための実践的研究 ～アクティブラーニングを通して～		
	研究代表者	藤林正雄	共同研究者	田中志子、宮川愛子
2	プロジェクト名	「青森大学発 大学生の大学生による地域のための活性化コンテスト（仮）」を通じた地域貢献と専門的能力の育成プログラムー高大連携も視野にー		
	研究代表者	堀籠崇	共同研究者	岩淵護、石塚ゆかり、中村和彦、松本大吾
3	プロジェクト名	幸畑舞台プロジェクト		
	研究代表者	萱森由介	共同研究者	村下直光　吉田彩香
4	プロジェクト名	モバイルクラウド時代の先端ＩＴ教育プロジェクト		
	研究代表者	紅林亘	共同研究者	小久保温
5	プロジェクト名	遠隔地の自治体等に対する地域貢献活動の課題摘出ならびに改善案の検討		
	研究代表者	櫛引素夫	共同研究者	
6	プロジェクト名	薬学部・社会学部合同教育研究プロジェクト：第２回オレンジ文化祭（認知症の方々の作品展示会）		
	研究代表者	大上哲也	共同研究者	柏谷至、田中志子、宮川愛子 一井定信（薬学部研究生）、越後尚恵・中山慧哉・森祐輔（薬学部５年生）、柴田葵・筒井志帆・若佐谷佳苗（薬学部４年生）、大川史世（居宅介護支援事業所「もみじ」）、大上今日子（中央調剤薬局）
研究推進部門				
3	プロジェクト名	ヒトの痛みを反映する動物行動指標の同定		
	研究代表者	永倉透記	共同研究者	三輪将也

4	プロジェクト名	バキュロウイルスベクターを用いたガンワクチンの開発研究		
	研究代表者	水谷征法	共同研究者	水野憲一 小田桐望・五戸木実・白戸亜沙美・高田真里・山下功太（薬学部５年生）

採択されたプロジェクトについては、平成 27 年 12 月 19 日に、青森大学教育研究プロジェクト成果中間報告会が、平成 28 年 3 月 17 日には、青森大学教育研究プロジェクト成果最終報告会が開催された後、最終報告書としてまとめられた。このプロジェクトの成果を踏まえ、採択された教職員は、必ず科学研究費に応募することになっている。

Ⅸ－1－②　研究費支援の充実について

本学が各教員に提供する研究費は、表１７に示すとおりである。実験系と非実験系で異なるが、職位での相違は助教及び助手を除いて存在しない。この個人研究費は、平成 20 年度から現在の額に減額された。

表１７　平成 27 年度の単年度研究費

学部	経営学部・社会学部 ソフトウェア情報学部			薬学部		
	実験系		非実験系	実験系		非実験系
	教授・准教授・講師	助教 助手	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師	助教 助手	教授・准教授・講師
計	300 千円	250 千円	200 千円	400 千円	200 千円	200 千円

Ⅸ－1－③　外部研究費等の獲得について

外部研究助成金などの取得状況は、表１８～表１９に示すとおりである。

表１８　科学研究費獲得状況（平成 27 年度）

① 平成 27 年度新規採択状況

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 経営学科 岩淵　護　准教授 （研究分担者） 中村　和彦　准教授 堀籠　崇　　准教授 松本　大吾　講師	取引費用モデルを活用したクラスターネットワーク形成と地域活性化に関する実証的研究	1,560,000 円 直接経費 1,200,000 円 間接経費 360,000 円	基盤研究(C) （平成 27 ～ 30 年）

（研究代表者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授 （研究分担者） 小久保　温　准教授	高齢者の生活の質を維持・向上させる自動的心理プロセスに基づいた認知習慣の研究	1,560,000 円 直接経費 1,200,000 円 間接経費 360,000 円	基盤研究(C) （平成 27 ～ 29 年）
（研究分担者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授 ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授	社会学的知見に基づく Web 調査の代表性の分析	713,700 円 直接経費 549,000 円 間接経費 164,700 円	研究代表者 奈良大学　吉村　治正 基盤研究（C） （平成 27 ～ 29 年）
（研究分担者） 社会学科 櫛引　素夫　准教授	人口減少期の都市地域における空き家問題の解決に向けた地理学的地域貢献研究	507,000 円 直接経費 390,000 円 間接経費 117,000 円	研究代表者 広島大学　由井　義通 基盤研究（B） （平成 27 ～ 30 年）
計	4 件	4,340,700 円	

② 平成 27 年度新採用教員の科研費獲得状況

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成区分・期間
研究代表者 広島大学 由井 義通 基盤研究（B）	口腔癌がん幹細胞の標的治療(抗 CD44 療法)後に誘発される多剤耐性化の解明と克服（転出元の大学からの継続研究）	1,950,000 円 直接経費 1,500,000 円 間接経費 450,000 円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 29 年）
計	1 件	1,950,000 円	

③ 前年度からの継続研究（科研費）

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 薬学科 中田和一教授	反射波遮蔽フェンスによるローカライザの積雪障害の抑制に関する研究	650,000 円 直接経費 500,000 円 間接経費 150,000 円	基盤研究（C） （平成 25 ～ 27 年）

（研究代表者） 経営学科 沼田　郷　准教授	日本と台湾における光学産業の成長と連鎖	650,000 円 直接経費 500,000 円 間接経費 150,000 円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）
（研究代表者） 経営学科 堀籠　崇　准教授	医療法人病院のガバナンスと意思決定	910,000 円 直接経費 700,000 円 間接経費 210,000 円	若手研究(B) （平成 25 ～ 27 年）
（研究代表者） 経営学科 渡部　あさみ　講師	先進諸国におけるホワイトカラー労働者の労働時間管理	1,170,000 円 直接経費 900,000 円 間接経費 270,000 円	若手研究（B） （平成 26 ～ 28 年）
（研究代表者） 社会学科 佐々木 てる　教授 （研究分担者） 澁谷 泰秀　教授 柏谷　至　教授 櫛引 素夫　准教授 田中 志子　准教授	人口減少社会の外国人統合政策 ～青森県における外国籍者の事例から～	1,430,000 円 直接経費 1,100,000 円 間接経費 330,000 円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）
（研究代表者） ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授 （研究分担者） 澁谷 泰秀 教授	郵送調査とWeb 調査のハイブリッド調査から完全Web 調査への移行に関する研究	2,080,000 円 直接経費 1,600,000 円 間接経費 480,000 円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）
（研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授 佐々木 てる　教授 櫛引 素夫　准教授 田中 志子　准教授 ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授 坂井 雄介　准教授	電子エコマネーを活用したボランティア・コーディネート支援ツールの開発	1,015,300 円 直接経費 781,000 円 間接経費 234,300 円	研究代表者 八戸大学 石橋 修 基盤研究（C） （平成 25 ～ 27 年）
計	7 件	7,124,300 円	

表１９　その他の研究助成金（平成 27 年度）

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成財団・期間
（研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授	地域に資する再生可能エネルギー事業開発をめぐる持続性学の構築	＊年度別配分額未決定	日本学術振興会 （課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業） （平成 26 年 10 月～29 年 9 月）
社会学科 佐々木てる　教授	青森地域ねぶたの現在とその可能性	393,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
社会学科 佐々木てる　教授	2015 年度Ｇ科目助成金 科目「社会調査実習」	300,000 円	社会調査協会 （平成 27 年度）
社会学科 櫛引 素夫　准教授	北海道新幹線開業に伴う青森地域の変化の検証準備と提言事業	784,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
薬学科 清川 繁人　教授	陸奥湾を回遊するイルカの生態に関する研究 （＊マスコミ関係者の調査取材可能）	480,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
（研究分担者） 薬学科 鈴木 克彦　准教授	探針修飾 AFM による UGGT の立体構造解析	4,056,000 円 直接経費 3,120,000 円 間接経費 936,000 円	研究総括 伊藤幸成 （独立行政法人理化学研究所） 契約期間： 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
（研究代表者） 薬学科 大上 哲也　教授	中高生対象セミナー 「ミクロの世界へ」	279,000 円	子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）

（研究代表者） 薬学科 大上 哲也　教授	中高生対象セミナー 「薬剤師をやってみよう」	208,000 円	子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）
計	8 件	6,500,000 円	

平成 28 年度に向けて科研費に応募した状況は、表２０に示すとおりである。

表２０　平成 28 年度科学研究費補助金応募者一覧（研究種目別）

研究種目	学　部	No	氏　　名	研　究　課　題
基盤研究（B）（1 名）	薬学部	1	益見　厚子	クロマチン結合タンパク質BETファミリーの機能解明
基盤研究（C）(9 名)	経営学部	2	堀籠　崇	病院ガバナンス論の新たなる地平－地域包括ケアシステムの実態解明を通じて－
		3	吉川　昌則	アルペンスキーにおける高速ターン技術の実滑走計測・解析と定量的評価
	社会学部	4	田中　志子	ハンセン病療養所職員の業務実態からみたケアの課題
		5	中村　和生	初等・中等教育における「自然（現象）の科学的理解」の相互行為分析
		6	藤林　正雄	対人援助スキル向上のための実践的研究－その効果的学習の検討－
	薬学部	7	永倉　透記	医療･社会保障上の問題として顕在化した“機能障害性疼痛”の病態機序の解明
		8	大上　哲也	アルツハイマー病の病変は、硬膜移植後、CJD はじめプリオン病で促進されているか？
		9	中田　和一	航空需要に対応する海上設置型ローカライザの設置条件に関する研究
		10	水野　憲一	脳発生過程における GPCR 研究のための機能抗体を用いた新しい手法の研究開発
新学術領域研究(1 名)	薬学部	11	水野　憲一	グリア細胞に関連する GPCR の機能抗体を用いた解析

挑戦的萌芽研究（1 名）	薬学部	12	鈴木　克彦	1 分子修飾探針を用いた原子間力顕微鏡による糖タンパク質の立体構造解析
若手研究（B）(4 名）	経営学部	13	松本　大吾	多国籍企業の租税負担削減行動が企業価値に与える影響の研究
	ｿﾌﾄｳｪｱ情報学部	14	紅林　亘	一般化位相縮約理論が拓く生体リズム現象の解析・制御の新展開
	薬学部	15	水谷　征法	バキュロウイルスを用いたガンワクチンの開発
		16	三輪　将也	ストレスによって発症する機能障害性疼痛の疾患モデル動物作製と病態解析

応募者は 16 名で、基盤研究（B）が 1 名、基盤研究（C）が 9 名、新学術領域研究が 1 名、挑戦的萌芽研究が 1 名、若手研究（B）が 4 名であった。

（2）現状の評価

大学からの個人研究費については、増加していないが、科学研究費等への応募が増えている。本学の研究者が関わる課題の採択件数及び補助金額は増加傾向にあり、平成 22 年度は 1 件（26 万円）であったものが、平成 26 年には 11 件にまで増え、平成 27 年度は、採択件数では 12 件、助成額では 1419.6 万円まで伸び、採択件数及び助成額ともに過去最高となり、教員の研究意欲が高まっている。今後とも、研究意欲が高まり、研究活動が活性化していくよう、支援の充実が必要である。

（3）将来の展望

各学部ともに厳しい研究環境の中で研究を行っている。既に行われている教員の授業や校務に関する負担を少なくする努力を継続的に行う。そのことにより、教員が外部研究資金の獲得に向けて時間を割くことができるようになる。今後の課題は、科研費の取得件数を増やすことである。その方策として、学内及び学外の研究グループの構築を推進し、科研費に申請するとともに、科研費に申請した研究内容の一部などを活用して、研究助成などを公募している公益財団などへの申請件数を増やす。

今後は、カリキュラム内容の見直しによる各教員の担当科目数の削減により、研究書の刊行、研究論文の執筆、研究学会や県、市町村、商工会議所等の委員活動の拡大・充実が期待できる。また、関係の企業、県の機関等との共同研究を積極的に進め、学生の教育に活かしていく。

Ⅸ－２　青森大学付属総合研究所

（1）Ⅸ－2 の現状

Ⅸ－2－①　青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について

青森大学は、教育研究及び社会貢献活動を通じ、社会の進展に貢献することを使命とする。大学は学問の府であり、研究活動を活発に行い、人類の知的財産の充実と経済社会の進展に貢献しなければならない。教員が研究活動を積極的に行うことは、学生に対する教育を常に刷新していくためにも不可欠である。青森大学は、設立当初から教員の研究環境の充実に努めてきた。

青森大学付属総合研究所は、平成 7 年 4 月に設立された。青森大学付属総合研究所は、昭和 43 年度設立の青森大学附属産業研究所をはじめ、その後順次設立され、活動を続けていた同地域問題研究所、同雪国環境研究所、同考古学研究所、同学際情報研究所を統括し、研究所相互間の連絡、調整を行い、調査研究の向上を図るとともに、各研究所が有する固有の専門性を学際的に結集させて一層の研究進展を図ることを目的としていた。

以後、各研究所の連絡調整を図るとともに、毎年、研究会を開催し、また、機関紙「研究年報」を年 1 回刊行してきた。

平成 22 年 3 月に、青森大学付属総合研究所以外の研究所は廃止され、翌年 4 月から、付属総合研究所の研究班に組織された。

Ⅸ－2－②　青森大学付属総合研究所の充実について

平成 25 年 4 月からは、青森大学付属総合研究所は、産業研究班、地域問題研究班、学際情報研究班及び文化・環境研究班により組織されている。青森大学付属総合研究所は、人文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な研究を行い、あわせて総合研究所に置かれた各研究班の機能を統括することを使命としている。

平成 26 年 3 月、青森大学付属総合研究所の研究発表会を行うとともに、研究年報を復刊し、誌名を改め、継続することとし、電子ジャーナルとして「青森大学付属総合研究所紀要」（15 巻 1 号）を発行することとした。平成 27 年 9 月には、同紀要（17 巻 1 号）を、平成 28 年 3 月には同紀要（17 巻 2 号）を発行している。「青森大学付属総合研究所紀要」は、本学としては、発刊を続けている「青森大学研究紀要」に加え、新たな研究成果の発表の機会となるものであり、本学の研究活動の活性化と学問の進展に資することを期している。

（2）現状の評価

青森大学付属総合研究所は、平成 25 年度に入り、新たな体制整備を図り、以後、毎年電子ジャーナルとして紀要を刊行するなど活動の活性化を進めている。

(3) 将来の展望

平成 24 年度から、青森大学は、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、「地域とともに生きる大学」として、地域貢献活動の充実強化を進め、さらに、「学生中心の大学」として、学生の主体的能力を引き出すことができるよう、教育改革を進めている。このような改革のためにも、研究活動の充実は必須であり、科学研究費等外部資金の確保等の努力を続けている。

青森大学付属総合研究所の活動は、これら地域貢献活動や教育改革を積極的に進め、支援するための重要な役割を担う必要がある。今後もこのような活動をさらに充実強化していくことで趣旨・理念に合致するよう努力していく。

Ⅸ－３　研究活動の地域・教育への還元

(1) Ⅸ－3 の現状

Ⅸ－3－①　研究活動の地域への還元について

１）まちなかキャンパス

昨年に続き、連携協定を締結した青森商工会議所との連携事業として、「まちなかキャンパス」を実施した。本事業は、大学の公開講座を中心市街地の公的施設を会場に開催するもので、連携協定を締結した 5 大学がそれぞれ取り組んでいる。平成 27 年度の講師や講演の演題は、以下のとおりである。

・5 月 31 日　講師：和合亮一（詩人・高等学校教師）

テーマ：和合亮一講演会・福島に生きる、福島を生きる

～大震災後の福島の現状と詩の朗読～

２）出張講義

平成 27 年度の出張講義は、派遣教員は 11 名、全体の講義開講は 26 回となっている（依頼機関 は 20 機関）。詳細は表２１の通りである。

表２１　出張講義の派遣状況

No	依　　頼　　先	講義日	氏　名	学　科	講義テーマ
1	青森市沖館市民センター	平成 27 年 04 月 25 日	男子新体操		元気あっぷる体操
2	藤崎町福祉課健康係	平成 27 年 05 月 22 日	藤林正雄	社会学部	改めて『聴く』を学ぶ
3	青森市男女共同参画プラザ	平成 27 年 05 月 23 日	石塚ゆかり	経営学部	コミュニケーション集中講座 ～「聴く力」と「伝える力」を鍛えるために～
4	あおもり健考会	平成 27 年	上田條二	薬学部	「漢方について」

		05月29日			
5	株式会社ジャックス青森支店	平成27年06月23日	船木昭夫	社会学部	ｿｰｼｬﾙ･ｽｷﾙｽﾞ･ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ（SST） -よりよいコミュニケーションを身につける-
6	平内町教育委員会	平成27年07月22日	藤林正雄	社会学部	健康管理を学ぶ１ ～ストレスと上手に付き合う方法～
7	青森県自閉症協会	平成27年07月25日	櫛引素夫	社会学部	自閉症の人たちが住みやすい街づくり
8	青森県総合社会教育センター 教育活動支援課	平成27年09月08日	柏谷至	社会学部	「地域づくり、人づくりを担う社会教育の重要性」
9	鉄道・運輸機構 青森新幹線建設局	平成27年09月08日	櫛引素夫	社会学部	東北新幹線と北海道新幹線
10	独立行政行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部	平成27年09月17日	藤林正雄	社会学部	精神障害者を地域で支える
11	あおもり若者プロジェクト クリエイト	平成27年09月23日	櫛引素夫	社会学部	まちで暮らす　地域で生きる
12	青森県立板柳高等学校	平成27年10月01日	大上哲也	薬学部	認知症サポーター養成講座
13	青森県高等学校PTA連合会	平成27年10月07日	佐々木てる	社会学部	家庭におけるキャリア教育の推進
14	青森県交通運輸産業労働組合協議会	平成27年10月19日	柏谷至	社会学部	青森県の公共交通の現状と課題及び問題提起
15	独立行政行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 青森支部	平成27年11月04日	船木昭夫	社会学部	ｿｰｼｬﾙ･ｽｷﾙｽﾞ･ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ（SST）
16	むつ市保健福祉部介護福祉課	平成27年11月05日	船木昭夫	社会学部	対象者理解②障害者の理解（身体・知的障害者）
17	むつ市保健福祉部介護福祉課	平成27年11月05日	船木昭夫	社会学部	対象者理解③障害者の理解（精神障害者）
18	青森県立青森工業高等学校	平成27年12月22日	藤林正雄	社会学部	人間関係で悩まないために
19	むつ市 保健福祉部児童家庭課青少年・社会グループ	01 月 09 日	櫛引素夫	社会学部	地域防災力をどう向上させるか
20	青森市中央市民センタ	01 月 16	大上哲也	薬学部	認知症と治療薬

	ー 生涯学習支援チーム	日			
21	三沢市社会教育関係団体 お助けマンクラブ	02 月 07 日	船木昭夫	社会学部	ｿｰｼｬﾙ･ｽｷﾙｽﾞ･ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ（SST） -よりよいコミュニケーションを身につける-
22	藤崎町 福祉課健康係	03 月 17 日	藤林正雄	社会学部	ゲートキーパーの養成
23	青森県立青森中央高等学校	03 月 20 日	中村和彦	経営学部	小売業の福袋について
24	青森県立青森中央高等学校	03 月 20 日	船木昭夫	社会学部	高校生のこころの健康
25	青森県立青森中央高等学校	03 月 20 日	角田均	ソフトウェア情報学部	色彩学を学んでデジタル画像をきれいに補正しよう
26	青森県立青森中央高等学校	03 月 20 日	清川繁人	薬学部	遺伝子組み換え食品の安全性について

依頼機関 20 機関　派遣教員 11 名　派遣学生 1 団体　講義開講延べ数 26 回

３）青森地域フォーラム

昨年度に続き、2 月 20 日、青森中央市民センターで、「第 3 回 青森地域フォーラム～まちと自然がつむぐ未来～」を開催した。これは、青森大学が取り組んできた地域連携・地域貢献活動について、平成 25 年度に包括的連携協定を締結した青森市、平内町での取り組みを中心に報告し、今後の展開について議論するものである。フォーラムには、鹿内博・青森市長、船橋茂久・平内町長も同席していただき、「地域とともに生きる大学」を目指す青森大学の今年度の活動について、事例報告をおこなった。また、青森大学が地域と連携しながら行っている教育・研究・社会貢献の成果が展示された。

▽活動発表

「青森大学の地域貢献（平内プロジェクト、幸畑プロジェクト、高校生科学研究コンテスト、道の駅いまべつとの連携、NPO 法人青森県防災士会との連携）」（櫛引素夫）

「薬剤師体験セミナー」（上田條二）

「中心市街地活性化の取組み（鍋横綱イベントなど」（沼田郷）

「ソフトウェア情報学部の地域貢献活動」（和島茂）

▽研究発表（青森学術文化振興財団助成研究）

「陸奥湾を回遊するイルカの生態」（清川繁人）

「青森地域ねぶたの現在とその可能性」（佐々木てる）

「東北・北海道新幹線の行方」（櫛引素夫）

「本県光学産業における現状と課題」（沼田郷）

４）外部資金の取得状況

研究活動の地域への還元に関する、外部研究助成金などの取得状況は表２２～表２３に示すとおりである。

表２２　研究活動の地域への還元に関する科学研究費獲得状況（平成 27 年度）

本学研究者	研究テーマ	補助金額	助成区分・期間
研究代表者） 経営学科 岩淵　護　准教授 （研究分担者） 中村　和彦　准教授 堀籠　崇　　准教授 松本　大吾　講師	取引費用モデルを活用したクラスターネットワーク形成と地域活性化に関する実証的研究	1,560,000 円 直接経費 1,200,000 円 間接経費 360,000 円	基盤研究(C) （平成 27 ～ 30 年）
（研究代表者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授 （研究分担者） 小久保　温　准教授	高齢者の生活の質を維持・向上させる自動的心理プロセスに基づいた認知習慣の研究	1,560,000 円 直接経費 1,200,000 円 間接経費 360,000 円	基盤研究(C) （平成 27 ～ 29 年）
（研究分担者） 社会学科 澁谷　泰秀　教授 ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授	社会学的知見に基づく Web 調査の代表性の分析	713,700 円 直接経費 549,000 円 間接経費 164,700 円	研究代表者 広島大学 由井 義通 基盤研究（B） （平成 27 ～ 30 年）
（研究代表者） 薬学科 中田和一教授	反射波遮蔽フェンスによるローカライザの積雪障害の抑制に関する研究	650,000 円 直接経費 500,000 円 間接経費 150,000 円	基盤研究（C） （平成 25 ～ 27 年）
（研究代表者） 経営学科 堀籠　崇　准教授	医療法人病院のガバナンスと意思決定	910,000 円 直接経費 700,000 円 間接経費 210,000 円	若手研究(B) （平成 25 ～ 27 年）
（研究代表者） 社会学科 佐々木 てる　教授 （研究分担者） 澁谷 泰秀　教授 柏谷　至　　教授	人口減少社会の外国人統合政策 ～青森県における外国籍者の事例から～	1,430,000 円 直接経費 1,100,000 円 間接経費 330,000 円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）

櫛引 素夫　准教授 田中 志子　准教授			
（研究代表者） ソフトウェア情報学科 小久保　温　准教授 （研究分担者） 澁谷 泰秀 教授	郵送調査とWeb 調査のハイブリッド調査から完全Web 調査への移行に関する研究	2,080,000 円 直接経費 1,600,000 円 間接経費 480,000 円	基盤研究(C) （平成 26 ～ 28 年）
（研究分担者） 社会学科 柏谷　　至　教授 佐々木 てる　教授 櫛引 素夫　准教授 田中 志子　准教授 ソフトウェア情報学科 小久保　　温　准教授 坂井 雄介　准教授	電子エコマネーを活用したボランティア･コーディネート支援ツールの開発	1,015,300 円 直接経費 781,000 円 間接経費 234,300 円	研究代表者 八戸大学 石橋 修 基盤研究（C） （平成 25 ～ 27 年）
計	8 件	9,919,000 円	

表２３　研究活動の地域への還元に関するその他の研究助成金（平成 27 年度）

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成財団・期間
（研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授	地域に資する再生可能エネルギー事業開発をめぐる持続性学の構築	＊年度別配分額未決定	日本学術振興会 （課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業） （平成26年10月～29年9月）
社会学科 佐々木てる　教授	青森地域ねぶたの現在とその可能性	393,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
社会学科 佐々木てる　教授	2015 年度Ｇ科目助成金 科目「社会調査実習」	300,000 円	社会調査協会 （平成 27 年度）
社会学科 櫛引 素夫　准教授	北海道新幹線開業に伴う青森地域の変化の検証準備と提言事業	784,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
薬学科 清川 繁人　教授	陸奥湾を回遊するイルカの生態に関する研究 （＊マスコミ関係者の調査取	480,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）

	材可能）		
（研究分担者） 薬学科 鈴木 克彦　准教授	探針修飾 AFM による UGGT の立体構造解析	4,056,000 円 直接経費 3,120,000 円 間接経費 936,000 円	研究総括 伊藤幸成 （独立行政法人理化学研究所） 契約期間： 平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
（研究代表者） 薬学科 大上 哲也　教授	中高生対象セミナー 「ミクロの世界へ」	279,000 円	子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）
（研究代表者） 薬学科 大上 哲也　教授	中高生対象セミナー 「薬剤師をやってみよう」	208,000 円	子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）
計	8件	6,500,000円	

Ⅸ－3－②　研究活動の教育への還元について

Ⅸ－3－①に示されたとおり、地域に向けた様々な研究活動や地域貢献が平成 27 年度に実施された。本学の教員が積極的に地域を研究のフィールドととらえて、その研究成果を社会に還元しているが、このほかにも本学の教員は授業やゼミ活動の中で、地域を対象にした学問内容や地域貢献活動を盛り込むことで、学生に地域を知り・学ぶことの重要性を教授している。学生も自らの足で地域に出かけていき、調査をしてデータを集めることで自らの学習や研究に役立てている。本稿で個別に列挙することは困難であるが、おおまかに区分すると郊外住宅地あるいは中心商店街活性化に関わるもの、青森ねぶたのような地域の文化に関わるもの、観光に関わることなどでいくつかの取組みがみられる。

平成 27 年度においてはそれぞれの教員が各自の担当する授業で、独自の方法や考えで実施してきた。そのような状況は、研究の活性化とともに、本学の目指す地域とともに生きる大学とも合致するものであるが、一方では、まだ全学的な取組みとはなっていない。全学的な取組みが実現できるよう、カリキュラムや教育体制の構築の創造が重要となってくる。

（2）現状の評価

研究活動の充実・活性化に伴い、その活動の成果が教育へ還元され、また、地域へ還元

されつつある。今後、一層の工夫・改善を進める必要がある。

(3) 将来の展望

平成 26 年 1 月及び 3 月に青森市及び平内町との包括的な連携協定の締結がそれぞれなされ、平成 28 年 3 月までに 3 回の青森地域フォーラムが開催された。また、学内では大学と地域の協働の場である「集いのスペース」が平成 26 年度から順調に稼働しており、本学の研究活動と地域及び教育との連携が円滑に行われる体制づくりがなされてきた。これらを基盤として、研究活動の活性化と、地域・教育への還元は、さらに進んでいくことになる。特に教育への還元においては今後、カリキュラムに新設された地域貢献に関わる演習の中で、学生とともに積極的に地域に出かけていき、調査研究ができる体制づくりを行う。

Ⅸ. 研究活動の活性化と教育に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

青森大学は、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、「地域とともに生きる大学」として、地域貢献活動の充実強化を進め、さらに、「学生中心の大学」として、学生の主体的能力を引き出すことができるよう、教育改革を進めている。このような改革のためにも、研究活動を充実させる。

教育研究推進の基盤整備については、現在の教員の研究環境の整備改善と、学内及び学外の研究グループの構築の推進などにより、科研費の獲得件数を増やすことである。

青森大学付属総合研究所については、地域貢献活動や教育改革を積極的に進め、支援するための重要な役割を担い、さらに充実強化していく。

研究活動の地域・教育への還元については、平成 25 年度に整備された様々な基礎部分をもとに、本学の研究活動と地域及び教育との連携がスムーズにいく体制づくりをより強化していく必要がある。そのためには、カリキュラム改革を中心とした教育体制の整備と施設・設備等教育研究環境の刷新・充実に務める。